

令和 6 年度 各種助成金等説明会

沖縄県トラック協会助成金
要綱及び申請書様式等

令和6年度（公社）沖縄県トラック協会助成事業一覧

令和6年4月26日

当協会では、交付金等による各種助成事業を実施しておりますので、ご活用下さい。

助成事業名	助成金の概要	変更内容	助成金額(沖ト協会員)		ページ
			全ト協	沖ト協	
1 運転者適性診断費助成金	事業者の乗務員の適性診断の受診率向上を図り事故防止に資することを目的とする。		設定無し。	<ul style="list-style-type: none"> ■適性診断助成額 ・一般診断・・・2,400円 ・初任診断・・・4,800円 ・適齢診断・・・4,800円 	P1
2 各種講習費等助成金	<p>沖ト協が指定する各種講習(運行管理者一般講習・安全マネジメント関係講習・運行管理者試験対策用eラーニング)を受講した際の受講費を助成し、事業者の輸送の安全等の指向上と交通事故防止を図る。</p> <p>※会員事業者からの請求に基づき沖ト協が講習受講料を助成する。</p>	eラーニングの削除	設定無し。	<ul style="list-style-type: none"> ■運行管理者一般講習 3,200円 ■安全マネジメント関係講習 <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン・・・5,200円 ・リスク管理・・・5,200円 ・内部監査・・・5,200円 ■運行管理者試験対策用eラーニング 2,000円 	P2～4
3 運転記録証明書取得助成金	事業者が運転者教育等の一環として自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書を取得した際の取得費用を助成する。		設定無し。	<ul style="list-style-type: none"> ■取得費用の全額助成 1通につき670円 自走車の1.2倍の運転者数まで 	P5～11
4 ドライバー等安全教育訓練促進助成金	全ト協の特定・指定研修施設での特別研修費の全額や一般研修費の一部並びに交通費の実費分の半額を助成する。	1事業者 5名→3名	<ul style="list-style-type: none"> ■特別研修受講料 <ul style="list-style-type: none"> ・Gマーク認定事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・・・受講料の全額 (3日間研修) ・Gマーク未認定事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・・・受講料の7割 (3日間研修) ■一般研修受講料 <ul style="list-style-type: none"> ・・・10,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ■1事業者あたり原則3名まで ■特別研修受講料 <ul style="list-style-type: none"> ・Gマーク未認定事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・・・受講料の3割 (3日間研修) ・研修施設までの交通費 <ul style="list-style-type: none"> ・・・実費分の半額 ■一般研修受講料 <ul style="list-style-type: none"> ・研修施設までの交通費 <ul style="list-style-type: none"> ・・・実費分の半額 	P12～29
5 トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成金	睡眠時無呼吸症候群(SAS)患者を早期発見し運転者の健康管理と事故防止に寄与することを目的に助成する。		<ul style="list-style-type: none"> ・第1次検査、第2次検査の合計費用の半額 (上限2,500円) 	<ul style="list-style-type: none"> ■1事業者あたり25人まで ・SASスクリーニング検査 第1次検査、第2次検査の合計費用の半額(上限2,500円) 	P30～39
6 アルコール検知器購入助成金	事故防止対策を推進するため、アルコール検知器を導入する事業者に助成する。		設定無し。	<ul style="list-style-type: none"> ■携帯型 <ul style="list-style-type: none"> 自走車数の1/2 且つ10機器まで ※端数切り上げ ・1機器あたり・・・5,000円 ■据置型・記録型 <ul style="list-style-type: none"> 自走車数の1/2 且つ10機器まで ※端数切り上げ ・助成金額 最大50,000円 	P40～43
7 定期健康診断受診費助成金	運転者の健康状態に起因する事故防止対策及び健康診断の受診率の向上を図るため、健康診断を受診させた事業者に助成する。	申請受付期間を12月末日→1月末日まで延長	設定無し。	<ul style="list-style-type: none"> ■1事業者あたり25人まで ■1人あたり・・・2,000円 	P44～48
8 突然死等予防対策検査助成金	<p>運転者の運転中における突発性運転不能障害を引き起こす可能性が高い疾患等(突然死等)に起因する事故防止を図るため、突然死等予防対策検査を受診した場合に助成金を交付する。</p> <p>(1)脳疾患 (2)心臓・血管疾患</p>		設定無し。	<ul style="list-style-type: none"> ■1事業者あたり1人まで (1)脳ドック (2)心臓ドック ■1人あたり・・・15,000円 	P49～51

令和6年度（公社）沖縄県トラック協会助成事業一覧

令和6年4月26日

当協会では、交付金等による各種助成事業を実施しておりますので、ご活用下さい。

助成事業名	助成金の概要	変更内容	助成金額(沖ト協会員)		ページ																																
			全ト協	沖ト協																																	
9 ドライブレコーダ機器等導入促進助成金	事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム(ドライブレコーダ)の普及を図るため機器を導入した事業者に助成する。		設定無し。	<ul style="list-style-type: none"> ■1事業者あたり20機器分まで ■1機器あたり・・・上限10,000円 ・取得価格の1/2 (上限10,000円) 	P52～56																																
10 安全装置等導入促進助成金	<p>後方視野確認支援装置、側方視野確認支援装置、側方衝突監視警報装置、呼吸吹き込み式アルコールインターロック装置、IT点呼を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知機(Gマーク認定事業所に限る)を導入。</p> <p>車輪脱落事故防止のため、新たにトルク・レンチを導入する事業者に助成する。</p>	側方衝突監視警報装置の追加	<ul style="list-style-type: none"> ①後方視野確認支援装置、側方視野確認支援装置、呼吸吹き込み式アルコールインターロック装置、IT点呼を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知機 <ul style="list-style-type: none"> ・取得価格の1/2(上限20,000円) (後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置の一体型は車両1台につき対象装置に40,000円) ②側方衝突監視警報装置機器 <ul style="list-style-type: none"> ・取得価格の1/2(上限100,000円) ③トルク・レンチ(600N・m以上の締め付け能力を有すること) <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量8t以上の事業用トラックを管理する1事業所に1台。 ・取得価格の1/2(上限30,000円) 	<ul style="list-style-type: none"> ■①は1事業者あたり10装置まで <ul style="list-style-type: none"> ・対象装置毎に・・・10,000円 (後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置の一体型は車両1台につき対象装置に20,000円) ・取得価格の1/2 ②、③は設定無し。 	P57～76																																
11 初任運転者等研修助成金	運転者が遵守すべき事項に関する知識や運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を習得することを目的とする。	4回→5回開催回数増	設定無し。	<ul style="list-style-type: none"> ■年度5回実施し、研修費用は全額沖ト協が負担 																																	
12 中小企業大学校講座受講促進助成金	国の人材養成機関である中小企業大学校で行う指定講座の受講料の一部並びに交通費の実費分の半額を助成する。	1事業者制限なし→1人まで	・受講料の1/3	<ul style="list-style-type: none"> ■1事業者あたり1人まで ・受講料の1/3 ・研修施設までの交通費 <ul style="list-style-type: none"> ……実費分の半額 	P77～81																																
13 自動車運転免許取得助成金	<p>雇用対策、若手ドライバーの人材確保及び育成のために大型免許、中型免許、準中型免許、けん引免許を取得させる事業者に取得費用を助成する。</p> <p>若年ドライバー確保のため、特例教習の受講費用を助成する。</p>	当該年度だけでなく、前年度に免許取得、または限定解除した分も申請可能	<p>○助成金交付要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ①令和5年4月1日以降に採用 ②平成元年6月2日以降生まれ ③令和5年4月1日以降に準中型免許取得または特例講習を受講終了していること。 ④申請時に当該事業者で運転者として従事していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・特例教習受講費用の1/3 上限100,000円 ・準中型免許取得 40,000円 ・限定解除 25,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ■1事業者あたり2人まで (同一従業員は1回限り) ・大型免許・・・60,000円 ・中型免許・・・40,000円 ・準中型免許・・・40,000円 ・けん引免許・・・40,000円 ・限定解除・・・20,000円 	P82～88																																
14 信用保証料助成金	沖縄県の「中小企業セーフティーネット資金」制度にかかる補償及び国が定めるセーフティーネット保証を得る場合信用保証料の一部を助成する。		・上限……………50,000円	・上限……………50,000円	P89～92																																
15 環境対応車導入促進助成金	<p>助成対象車両は天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、及び電気自動車、燃料電池自動車とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天然ガス自動車新車導入 (LNG車、又はCNG車) ・ハイブリッド車新車導入 ・電気自動車新車導入 ・燃料電池自動車新車導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイブリッド車(天然ガス)の除外 ・助成費の一部変更 ・燃料電池自動車の追加 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象車両</th> <th>区分</th> <th>全ト協</th> <th>沖ト協</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">天然ガス自動車</td> <td>車両総重量12t超</td> <td>1,000,000円</td> <td>458,000円</td> </tr> <tr> <td>最大積載量4t以上</td> <td>459,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最大積載量4t未満</td> <td>122,000円</td> <td>121,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ハイブリッド自動車</td> <td>車両総重量12t超</td> <td>600,000円</td> <td>335,000円</td> </tr> <tr> <td>最大積載量4t以上</td> <td>335,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気自動車</td> <td>最大積載量4t未満</td> <td>97,000円</td> <td>96,000円</td> </tr> <tr> <td>車両総重量2.5t超</td> <td>300,000円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料電池自動車</td> <td>最大積載量4t未満</td> <td>300,000円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	対象車両	区分	全ト協	沖ト協	天然ガス自動車	車両総重量12t超	1,000,000円	458,000円	最大積載量4t以上	459,000円		最大積載量4t未満	122,000円	121,000円	ハイブリッド自動車	車両総重量12t超	600,000円	335,000円	最大積載量4t以上	335,000円		電気自動車	最大積載量4t未満	97,000円	96,000円	車両総重量2.5t超	300,000円	—	燃料電池自動車	最大積載量4t未満	300,000円	—		P93～96
対象車両	区分	全ト協	沖ト協																																		
天然ガス自動車	車両総重量12t超	1,000,000円	458,000円																																		
	最大積載量4t以上	459,000円																																			
	最大積載量4t未満	122,000円	121,000円																																		
ハイブリッド自動車	車両総重量12t超	600,000円	335,000円																																		
	最大積載量4t以上	335,000円																																			
電気自動車	最大積載量4t未満	97,000円	96,000円																																		
	車両総重量2.5t超	300,000円	—																																		
燃料電池自動車	最大積載量4t未満	300,000円	—																																		
16 EMS機器導入促進助成金	エコドライブ管理システム(EMS)の普及を図るためEMSを導入する事業者に対して助成する。		設定無し。	<ul style="list-style-type: none"> ■1事業者あたり20機器まで ■1機器あたり・・・10,000円 	P97～106																																

令和6年度（公社）沖縄県トラック協会助成事業一覧

令和6年4月26日

当協会では、交付金等による各種助成事業を実施しておりますので、ご活用下さい。

助成事業名	助成金の概要	変更内容	助成金額(沖ト協会員)		ページ
			全ト協	沖ト協	
17 環境対応車導入促進助成金(沖ト協単独)	国の排出ガス規制であるポスト新長期規制以降の排ガス基準に適合している車両であり、年度内に新規登録したディーゼル車であること。		設定無し。	■1事業者3台まで ・車両総重量8トン未満 25,000円/1台 ・車両総重量8トン以上 50,000円/1台	P107～108
18 アイドリングストップ支援機器導入助成金	アイドリングストップ支援機器を新たに導入した事業者に対して助成する。		・エアヒータ ・車載バッテリー式冷房装置 導入価格の1/2以内 上限 6万円	設定無し。	P109～113
19 血圧計導入促進助成金	過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の原因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、血圧計の普及を図るため、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計の導入について助成する。		■助成額 取得価格の1/2(上限5万円)	設定無し。	P114～121
20 経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業助成金	経営改善に取り組む事業者が経営実態の把握と課題を抽出するために必要な「総合的な経営診断」及び具体的な経営相談、また、その結果を踏まえた適切な運賃設定の支援、交渉資料の作成等を実施する場合に助成する。	運賃交渉相談会の追加(詳細は4月中に決定)	■助成額 ・総合的な経営診断8万円 (Gマーク事業者は2万円加算) ・経営改善相談2万円 (Gマーク事業者は1万円加算) ・運賃交渉相談会を予定	設定無し。	全ト協助成金 沖ト協ホームページに 6月掲載予定
21 インターンシップ導入促進支援事業助成金	全ト協の開設したインターンシップ登録サイトに登録した後、高等学校以上の教育機関からインターンシップを受入れた場合に助成する。但し、全ト協が定めたプログラムの要件を満たしていること。	プログラムの要件が追加	■助成額 ・受入れ期間3日間・・・9万円 ・受入れ期間4日間・・・11万円 ・受入れ期間5日間以上・・・13万円	設定無し。	P122～130
22 自家用燃料供給施設整備助成金	燃料の安定的な購入を支援するため、指定数量以上の自家用供給施設の新設、給油タンク増設に対して助成する。		■助成額 1000リットル以上の軽油を保管する専用タンク ・軽油タンクの新設・・・100万円 ・軽油タンクの増設・・・30万円	設定無し。	P131～135
23 自動点呼機器導入支援助成金	中小トラック運送事業者における、国交省が認定した自動点呼機器及びシステム等の導入費用に助成する。		■助成額 ・1事業者1台、上限10万円 ・Gマーク事業者は2台、上限20万円	設定無し。	P136～141
24 「働きやすい職場認証制度」認証取得費用助成金	「働きやすい職場認証制度」の新規認証取得、同位認証継続、三つ星の新規認証取得費用の一部を助成する。	三つ星の新規認証取得が追加	■助成額 ・新規認証取得(上位認証取得含む)・・・3万円 ・同位認証継続・・・2万円 ・三つ星の新規認証取得・・・5万円	設定無し。	P142～148

※ 各種助成金の実施期間は、原則として令和6年4月1日～令和7年1月31日迄。

◎実施期間の例外： ● 5. SASスクリーニング検査費助成金の「事前申込書」提出期限は、令和6年12月28日迄。

● 15. 環境対応車導入促進助成金は、令和7年1月20日迄。

● 22. 自家用燃料供給施設整備助成金は、令和6年8月1日～令和6年10月31日迄。

※ 但し、上記にかかわらず、各助成金の予算額に達した場合はその時点で申請受付を終了致します。

※ 各種助成金の詳細や申請用紙は、沖縄県トラック協会ホームページ【助成事業】からダウンロード頂けます。

適性診断助成金交付要綱

平成 25 年 5 月 30 日制定
平成 28 年 4 月 27 日一部改正
平成 30 年 4 月 25 日一部改正
令和元年 9 月 18 日一部改正
令和 4 年 4 月 27 日一部改正
公益社団法人 沖縄県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に所属し、雇用される乗務員の適性診断の受診率向上を図り事故防止に資することを目的とする。

(適性診断の種類及び助成金額)

第 2 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）が承認する機関が行う次の診断を対象とし、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）と所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）を区分し、各診断の助成金額は次の通りとする。

- | | | | |
|------------------|---------|--------|------|
| (1) 一般診断・・・会員事業者 | 2, 400円 | 非会員事業者 | 480円 |
| (2) 初任診断・・・会員事業者 | 4, 800円 | 非会員事業者 | 960円 |
| (3) 適齢診断・・・会員事業者 | 4, 800円 | 非会員事業者 | 960円 |

※沖ト協が承認する機関とは国土交通大臣が認定する独立行政法人自動車事故対策機構及びヤマト・スタッフ・サプライ株式会社とする。

(助成対象)

第 3 条 運送事業者において選任されている運転者を対象とし、前条のどの診断を受診しても対象とする。

(予算額)

第 4 条 当該年度における適性診断助成予算の範囲内とする。

(受診から助成交付)

第 5 条 運送事業者は第 2 条に掲げる各種適性診断を受診するところに予約を行い、指定された日程に受診することとする。

- 2 助成交付について、会員事業者は、沖ト協と事故対が別に定めた協定書に基づき、事故対から沖ト協へ報告（請求）のあった件数（診断料）を沖ト協が事故対へ直接支払うことで助成金の交付とし、非会員事業者は、第 6 条の期日までに、様式 1 「適性診断助成金実績報告書（兼）請求書」と、受診したことが確認できる書面（領収証等）の写しを沖ト協に提出後、その報告を沖ト協が条件に適合すると認めたとき、助成金が交付される。

(実施期間)

第 6 条 当該年度 4 月 1 日より 1 月末日までとする。ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

各種講習費等助成金交付要綱

平成 25 年 5 月 30 日制定
令和 2 年 4 月 28 日一部改正
令和 6 年 4 月 26 日一部改正
公益社団法人 沖縄県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して、公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）が指定する各種講習を受講した際の受講費等を助成し、運送事業者の輸送の安全等の指向上と、交通事故防止に資することを目的とする。

(指定する講習の種類及び対象者)

第 2 条 助成の対象となる講習等及び対象者は次に掲げるものとする。

(1) 運行管理者一般講習

独立行政法人自動車事故対策機構等（以下「事故対等」という。）が行う運行管理者一般講習を、運送事業者を選任された運行管理者が受講した場合。

(2) 安全マネジメント講習

事故対が行う安全マネジメントに関する講習会(国土交通省認定セミナー)を運送事業者に所属している者が受講した場合。

~~(3) 運行管理者試験対策用 e ラーニング~~

~~運行管理者試験を受験する目的等により、当協会が承認したインターネットを利用した e ラーニングを運送事業者の従業員等が利用した場合~~

(助成金額)

第 3 条 前条の各講習等を受講等した場合、沖ト協に所属する事業者（以下「会員事業者」という。）と所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）を区分し、1 人あたりに対する助成金額は別紙 1 の通りとする。

(予算額)

第 4 条 当該年度における各種助成予算の範囲内とする。

(受講から助成交付)

第 5 条 運送事業者は第 2 条に掲げる各種講習等を受講等するところに予約等を行い、指定された日程に受講等することとする。

2 第 2 条の助成交付については様式 1「各種講習費等助成金実績報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）により、受講等したことが確認できる書面（領収証等）の写し（以下「領収証等」という。）を沖ト協に提出後、その報告が条件に適合すると認めたとき、助成金を交付するものとする。

(実施期間)

第 6 条 当該年度 4 月 1 日より 1 月末日までとする。ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

附則 本要綱は平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

附則 本要綱は令和 2 年 4 月 1 日より適用する。

附則 本要綱は令和 6 年 4 月 1 日より適用する。

各種講習費助成額

(1) 運行管理者一般講習

沖ト協 会員事業者	沖ト協 非会員事業者
3,200円	640円

(2) 安全マネジメント関係講習会

講習名	沖ト協 会員事業者	沖ト協 非会員事業者
ガイドライン	5,200円	1,040円
リスク管理(基礎)	5,200円	1,040円
内部監査(基礎)	5,200円	1,040円

~~(3) 運行管理者試験対策用eラーニング~~

沖ト協 会員事業者	沖ト協 非会員事業者
2,000円	400円

~~※現在、当協会が承認したものは、(株)ノイマンのKojiro(コジロー)です。~~

各種講習費等助成金実績報告書（兼）請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者
 住所
 名称又は事業所名
 代表者名 ⑩
 電話番号
 担当者名

各種講習費等助成金交付要綱第5条に基づき、各種講習費等助成金の交付について、下記の通り請求します。

請 求 額 _____ 円

1. 内訳

■ 各種講習受講者数 _____ 名

受講日	受講者名	講習の種類
令和 年 月 日		①運管一般 ②安マネ(ガイドライン・支援ツール・内部監査)
令和 年 月 日		①運管一般 ②安マネ(ガイドライン・支援ツール・内部監査)
令和 年 月 日		①運管一般 ②安マネ(ガイドライン・支援ツール・内部監査)
令和 年 月 日		①運管一般 ②安マネ(ガイドライン・支援ツール・内部監査)
令和 年 月 日		①運管一般 ②安マネ(ガイドライン・支援ツール・内部監査)

※①、②の講習の種類を○で囲み、②については、カッコ内のいずれかを○で囲んで下さい。

2. 添付資料

■ 支払ったことが証明できる書面。(領収書の写等)

※運行管理者一般講習については、運行管理者選任届出書(写)を添付すること。

3. 振込先銀行口座

銀行名	
支店名	
預金	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義	フリガナ

(注) 沖ト協に提出してください。

運転記録証明書取得助成金交付要綱

平成 25 年 5 月 30 日制定
(省略)

令和元年 9 月 1 8 日一部改正
公益社団法人 沖縄県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に所属し、雇用される乗務員としての自覚を促し、事業者内における運転者の適切な配置、運転者教育等安全運行管理の一端として活用し、交通事故や交通違反を減少させ、企業の安定経営に寄与することを目的とする。

(運転記録証明書の種類及び助成金額)

第 2 条 自動車安全運転センターが発行する次の証明書を対象とし、公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）と所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）を区分し、運転記録証明書の助成金額は次の通りとする。

運転記録証明書・・・会員事業者 670円 非会員事業者 134円

(助成対象)

第 3 条 運送事業者において選任されている運転者を対象とし、前条の証明書を取得した場合、運転者 1 人につき第 6 条の実施期間内 1 回を限度とする。

2 助成制限人数は、会員事業者の登録台数（自走車）の 1.2 倍の運転者数までとし、非会員事業者は、登録台数（自走車）の 0.24 倍の運転者数までとする。また、それぞれ端数が出た場合は切り上げて良いものとする。

(予算額)

第 4 条 当該年度における運転記録取得助成予算の範囲内とする。

(取得から助成方法)

第 5 条 運送事業者は第 2 条に掲げる運転記録証明書を取得した場合、第 6 条の期日内に、様式 1 「運転記録証明書取得助成金実績報告書(兼)請求書」（以下「請求書」という。）、取得したことが確認できる書類（領収証等）の写しを沖ト協に提出しなければならない。

(実施期間)

第 6 条 当該年度 4 月 1 日より 1 月末日までとする。ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第 7 条 沖ト協は第 5 条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告書を審査し、条件に適合すると認めるときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別に定める。

附則 本要綱は平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

附則 本要綱は平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

附則 本要綱は平成 30 年 4 月 1 日より適用する。

附則 本要綱は令和元年 10 月 1 日より適用する。

無事故・無違反

運 転 記 録

証明書交付申請書

(1) 5 年 間

(2) 3 年 間

(3) 1 年 間

※「無事故・無違反」、「運転記録」の別を○印で囲んで下さい。

また、「運転記録」の場合は、「5年間」、「3年間」、「1年間」の別についても同様に表示して下さい。

(表示のない場合は、「5年間」として取り扱わせていただきます。)

自動車安全運転センター

沖 縄 県 事 務 所 長 殿

私は、別紙の者より貴センターが発行する上記証明書の「交付申請」及び「証明書受領」についての委任を受けましたので委任状（申請者一覧）を添えて証明書の交付を申請します。

なお、申請者総数は、 名です。

令和 年 月 日

(別紙委任状記載者代理人)

住 所 (所 在 地) : 〒

法人名 (事業所名) :

役 職 ・ 氏 名 等 :

印

連 絡 先 担 当 者 :

連 絡 先 電 話 番 号 :

委任状 (申請者一覧)

(代理人)

法人名
(事業所名)

役職・氏名

私は、上記の者を代理人と定め、**運転記録証明書**の交付申請手続き及び証明書の受領にかかる一切の事務を委任しました。

また、自動車安全運転センターが証明書の内容を交通事故防止上の統計分析資料の作成に使用し提供すること、並びに代理人が証明書の内容を確認の上で交通事故防止のための資料として活用することについても同意いたします。

No.	整理番号 (記入しないで下さい)	免許証番号	ふりがな 申請者氏名	印	生年月日	委任年月日
1					大・昭・平
2					大・昭・平
3					大・昭・平
4					大・昭・平
5					大・昭・平
6					大・昭・平
7					大・昭・平
8					大・昭・平
9					大・昭・平
10					大・昭・平
11					大・昭・平
12					大・昭・平
13					大・昭・平
14					大・昭・平
15					大・昭・平

委 任 状

(代理人)

 法 人 名
 (事業所名):

 役職・氏名:

私は、上記の者を代理人と定め、**運転記録証明書**の交付申請手続き及び証明書の受領にかかる一切の事務を委任しました。

また、自動車安全運転センターが証明書の内容を交通事故防止上の統計分析資料の作成に使用し提供すること、並びに代理人が証明書の内容を確認の上で交通事故防止のための資料として活用することについても同意いたします。

令和 年 月 日

(委任者)

 住 所:

ふりがな

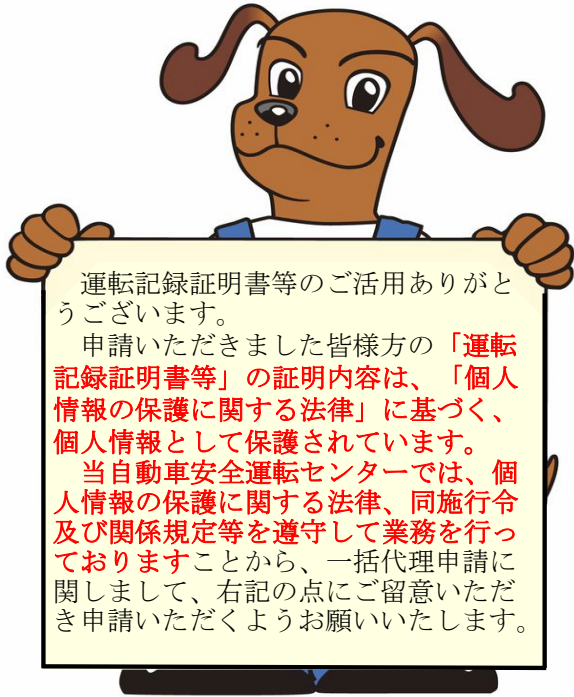
 氏 名:

印

(申請に必要となる事項)

免 許 証 番 号										生 年 月 日			
										大・昭・平	年	月	日

申請に当たっての留意事項



運転記録証明書等のご活用ありがとうございます。

申請いただきました皆様方の「**運転記録証明書等**」の証明内容は、「**個人情報の保護に関する法律**」に基づく、**個人情報として保護されています。**

当自動車安全運転センターでは、**個人情報の保護に関する法律、同施行令及び関係規定等を遵守して業務を行っております**ことから、一括代理申請に関しまして、右記の点にご留意いただき申請いただくようお願いいたします。

申請者に対する委任内容の周知

申請者（社員の方々）が代理人に委任した内容（交付申請のみか、受領まで含むのか等。）について、**申請者に確実に周知していただいた上**で申請してください。

委任状申請者欄の記載及び押印

申請者の「**氏名**」、「**免許証番号**」、「**生年月日**」及び「**委任年月日**」欄は、申請者自身が署名するか、代理人等による記名（ゴム印、OA利用による印字等可）でもかまいません。

申請者から代理人への委任があったことを確認する必要上、委任状には**必ず本人による押印をお願いします**。押印のない申請者は、**委任が認められませんので、その方の証明書を発行することはできません**。ただし、個別の様式（例：委任状様式②）をご利用の場合にのみ、**申請者ご本人の署名があれば押印は省略可能です**。

申請時に一緒に提出してください



(委任状)



(申請書)

委任状様式① (複数名の様式)

委任状 (申請者一覧)

(代理人) 法人名 (事業所名) 証明書交付申請書 記載の代理人 役職・氏名

私は、上記の者を代理人と定め、**運転記録証明書**の交付申請手続き及び証明書の受領にかかる一切の事務を委任しました。
また、自動車安全運転センターが証明書の内容を交通事故防止上の統計分析資料の作成に使用し提供すること、並びに代理人が証明書の内容を確認の上で交通事故防止のための資料として活用することについても同意いたします。

No.	整理番号 (照会コード)	免許証番号	ふりがな 申請者氏名	印	生年月日	委任年月日
1		3 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	あんぜん たろう 安全 太郎		大 02 . 5 . 1	4 . 12 . 1
2		4 5 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	ちだた ひろゆ 千代田 次郎		大 03 . 9 . 12	4 . 12 . 1
3						

申請書様式

無事故・無違反 証明書交付申請書

運 転 記 録

(1) 5 年 間
(2) 3 年 間
(3) 1 年 間

※「無事故・無違反」、「運転記録」の別を○印で囲んで下さい。
また、「運転記録」の場合は、「5年間」、「3年間」、「1年間」の別についても同様に表示して下さい。
(表示のない場合は、「5年間」として取り扱っていただきます。)

自動車安全運転センター
○○○ 事務所 長 殿

私は、別紙の者より貴センターが発行する上記証明書の「交付申請」及び「証明書受領」についての委任を受けましたので委任状（申請者一覧）を添えて証明書の交付を申請します。
なお、申請者総数は 〇 名です。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

(別紙委任状記載者代理人)
住 所 (所 在 地) : 〒
法人名 (事業所名) :
役 職 ・ 氏 名 等 : 委任状記載の代理人 申
連絡先担当者 :
連絡先電話番号 :

委任状様式② (個別の様式)

委任状

(代理人) 証明書交付申請書 記載の代理人 役職・氏名

私は、上記の者を代理人と定め、**運転記録証明書**の交付申請手続き及び証明書の受領にかかる一切の事務を委任しました。
また、自動車安全運転センターが証明書の内容を交通事故防止上の統計分析資料の作成に使用し提供すること、並びに代理人が証明書の内容を確認の上で交通事故防止のための資料として活用することについても同意いたします。

令和 4 年 12 月 1 日

(委任者) 東京都千代田区紀尾井町三番六号
住 所 : 紀尾井町パークビル2階
ふりがな あんぜん たろう
氏 名 : 安全 太郎

申請者ご本人の署名の場合は押印を省略できます。

(申請に必要な事項)

免許証番号										生 年 月 日										
3	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	大	02	平	02	年	5	月	1	日

注意

委任状の押印を省略できるのは、個別の様式をご利用の場合に限ります。1名のご申請の場合は、個別の様式をご利用ください。

○申請者に委任内容を確実に周知してください。

運転記録証明書取得助成金実績報告書（兼）請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者

住所

名称又は事業所名

代表者名

㊞

電話番号

担当者名

運転記録証明書取得助成金交付要綱第5条に基づき、運転記録証明書取得助成金の交付について、下記の通り請求します。

請 求 額 _____ 円

1. 内訳

- ① 申請者数(対象運転者) _____ 名
- ② 車両台数(自走車) _____ 台
- ③ 運転記録証明書種類 _____ 1年 ・ 3年 ・ 5年
- ④ 取得年月日 _____ 令和 年 月 日

2. 添付資料

- ① 領収書（写）

3. 振込先銀行口座

銀行名	
支店名	
預金	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義	フリガナ

(注) 沖ト協に提出してください。

記入例

運転記録証明書取得助成金実績報告書（兼）請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者
住所
名称又は事業所名
代表者名 ⑩
電話番号
担当者名

運転記録証明書取得助成金交付要綱第5条に基づき、運転記録証明書取得助成金の交付について、下記の通り請求します。

請 求 額 3,350 円 (申請者数×670円)

↑
5名 (申請者数) × 670円 (助成額) = 3,350円

1. 内訳

① 申請者数(対象運転者)

5 名

6台 (自走車) × 1.2倍 = 7.2 → 8名 (端数切上げ)

・申請者数は、運転記録証明書を取得した運転者の人数を記入

・記入例の場合、年度内8名のみ申請可能

② 車両台数 (自走車)

6 台 ←

事業者報告台数

③ 運転記録証明書種類

1年 ・ 3年 ・ 5年

④ 取得年月日

令和 6 年 5 月 10 日

2. 添付資料

① 領収書 (写)

3. 振込先銀行口座

銀行名	
支店名	
預金	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義	フリガナ

(注) 沖ト協に提出してください。

ドライバー等安全教育訓練促進助成制度実施要綱

平成 18 年 3 月 7 日制定

省略

令和 6 年 4 月 26 日一部改正

公益社団法人沖縄県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）が推奨するトラックドライバー又は安全運転管理者（以下「ドライバー等」という。）に対する安全教育訓練の実施を促進するための助成金（以下「助成金」という。）交付事業について必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

(資格要件)

第 2 条 助成対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）であって、第 3 条に定める安全教育訓練施設（以下「研修施設」という。）に自社のドライバー等を派遣し、安全教育訓練を実施する運送事業者とする。

(助成対象研修施設)

第 3 条 助成対象となる研修施設は次に掲げるとおりとする。

(1) 特定研修施設

公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）又は地方トラック協会が設置した総合的な設備を有する安全教育訓練施設

(2) 指定研修施設

前号以外で全ト協が指定する総合的な設備を有する安全教育訓練施設

(助成対象研修)

第 4 条 助成対象となる研修は、安全及び事故防止に関する知識及び運転技能向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であって、全ト協が指定する「特別研修」及び「一般研修」とする。

(助成額)

第 5 条 助成する人数は 1 事業者 ~~原則 5~~ 3 名を上限とし、助成金の額は別紙 1 のとおりとする。

(交通費)

第 6 条 助成の対象となる交通費は、研修を受けようとするドライバー等の所属する事業所又は自宅から当該研修施設までの間のバス、鉄道又は航空等の公共交通機関の往復普通運賃で実費とし、別紙 1 のとおりとする。

(研修受講料)

第 7 条 研修受講料には、研修受講料及びテキスト代等の研修費用のほか、研修に付随する、研修施設が定めるもしくは基準とする宿泊費並びに食事代等の費用を含めるものとする。

(助成適否の事前確認)

第 8 条 助成対象事業者は、資格・要件及び人員枠等による助成適用の可否等について、事前に沖ト協の確認を得なければならない。

(施設の予約と申し込み)

第 9 条 前条の確認を得た助成対象事業者は、受講しようとする研修施設にあらかじめ予約をしたうえで、様式 1 及び様式 1 の(1)の「ドライバー等安全教育訓練助成申込書」を沖ト協

会長に対して提出しなければならない。（全ト協指定研修の研修申し込みについては、全ト協要綱に準ずる）

（研修受講料の納入）

第10条 対象事業者は、受講開始日の7日前までに、当該研修施設に対して所定の受講料を納入しなければならない。

2 受講開始日の7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申し込みを取り下げたものとする。

（報告書及び助成金の請求）

第11条 助成対象事業者は教育訓練実施後7日以内に、様式2及び様式2の(1)の「ドライバー等安全教育訓練実施報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）を沖ト協会長に提出しなければならない。

2 前項の請求書には、当該研修施設が発行した「修了証」の写し、研修を受けたドライバー等が作成した様式3の例等による「研修参加報告書」、研修受講料及び交通費に係る「領収書」の写しを添付しなければならない。

（助成金の支給）

第12条 前条により請求を受けた沖ト協は、助成対象事業者に対して適切な時期に助成金を支給する。

（取下げ）

第13条 助成対象事業者が第9条に基づく申し込みを取り下げるときは、研修受講開始の7日前までに沖ト協会長に対して、様式5の「ドライバー等安全教育訓練実施申込取下届」を提出しなければならない。

（取下げ又は受講中止等の場合の費用負担）

第14条 助成対象事業者もしくはドライバー等が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、助成対象事業者は研修受講料の一部または全額を負担しなければならない。

(1) 研修受講開始日の7日前を経過して申し込みを取り下げたとき

(2) 特別な事由無く、申し込みをした研修を受講しないかまたは受講を途中で中止したとき

(3) 第11条に基づく所定の書類を添付した報告書の提出をしないとき

(4) 研修または手続き等において、本要綱もしくは本事業の趣旨に反した行為、または不適切な行為等があったとき

（その他の注意事項）

第15条 研修期間中は、研修所の講師や職員の指示に従うこと。

2 研修期間中に生じた事故については、研修施設及び沖ト協では一切の責任を負わない。

3 故意または過失により、研修施設に損害を与えた場合は、受講者または事業者が補償するものとする。

（附則）（平成18年3月7日）

第1条 本要綱は平成18年4月1日より適用する。

（附則）（平成19年3月13日）

第1条 本要綱は平成19年4月1日より適用する、

第2条 改正前の要綱（平成18年3月7日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

（附則）（平成18年3月7日）

ドライバー等安全教育訓練促進助成額（第5条関係）

令和6年4月1日現在

支給者	種別	沖ト協 会員事業者		沖ト協 非会員事業者
		Gマーク認定事業所	Gマーク未認定事業所	
沖ト協	（2泊3日） 特別研修	—	3割 (百円未満切り捨て)	6分 (百円未満切り捨て)
	（1泊2日） 一般研修	—	—	—
	交通費	5割	5割	1割
全ト協	（2泊3日） 特別研修	全額	7割	—
	（1泊2日） 一般研修	10,000円	10,000円	—

※助成する人数は、1事業者原則3名を上限とする。

(例) (Gマーク未認定事業所の場合) 受講料35,220円の場合の割り振り

沖ト協 35,220円 × (3/10) = 10,566円

百円未満切り捨て → 10,500円

全ト協 35,220円 - 10,500円 = 24,720円

令和6年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 特別研修一覧

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	日 程	研修受講料 ※1	Gマーク事業者 全ト協助成額 (10/10)	全ト協助成額 (7/10)	定員	備考
特定研修施設	愛知県	中部トラック 総合研修センター	ドライバー研修 + 初任コース(3日間)	001	4月9日(火) ~ 4月11日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				002		59,940	59,940	42,040		大型
				003		56,640	56,640	39,740		中型
				004		56,640	56,640	39,740		準中型
				005	4月23日(火) ~ 4月25日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				006		59,940	59,940	42,040		大型
				007		56,640	56,640	39,740		中型
				008		56,640	56,640	39,740		準中型
				009	5月14日(火) ~ 5月16日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				010		59,940	59,940	42,040		大型
				011		56,640	56,640	39,740		中型
				012		56,640	56,640	39,740		準中型
				013	6月25日(火) ~ 6月27日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				014		59,940	59,940	42,040		大型
				015		56,640	56,640	39,740		中型
				016		56,640	56,640	39,740		準中型
				017	7月9日(火) ~ 7月11日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				018		59,940	59,940	42,040		大型
				019		56,640	56,640	39,740		中型
				020		56,640	56,640	39,740		準中型
				021	7月23日(火) ~ 7月25日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				022		59,940	59,940	42,040		大型
				023		56,640	56,640	39,740		中型
				024		56,640	56,640	39,740		準中型
				025	8月6日(火) ~ 8月8日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				026		59,940	59,940	42,040		大型
				027		56,640	56,640	39,740		中型
				028		56,640	56,640	39,740		準中型
				029	9月10日(火) ~ 9月12日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				030		59,940	59,940	42,040		大型
				031		56,640	56,640	39,740		中型
				032		56,640	56,640	39,740		準中型
				033	9月24日(火) ~ 9月26日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				034		59,940	59,940	42,040		大型
				035		56,640	56,640	39,740		中型
				036		56,640	56,640	39,740		準中型
				037	10月22日(火) ~ 10月24日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				038		59,940	59,940	42,040		大型
				039		56,640	56,640	39,740		中型
				040		56,640	56,640	39,740		準中型
				041	11月12日(火) ~ 11月14日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				042		59,940	59,940	42,040		大型
				043		56,640	56,640	39,740		中型
				044		56,640	56,640	39,740		準中型
				045	12月10日(火) ~ 12月12日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				046		59,940	59,940	42,040		大型
				047		56,640	56,640	39,740		中型
				048		56,640	56,640	39,740		準中型
				049	1月14日(火) ~ 1月16日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				050		59,940	59,940	42,040		大型
				051		56,640	56,640	39,740		中型
				052		56,640	56,640	39,740		準中型
				053	1月28日(火) ~ 1月30日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				054		59,940	59,940	42,040		大型
				055		56,640	56,640	39,740		中型
				056		56,640	56,640	39,740		準中型
				057	2月18日(火) ~ 2月20日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				058		59,940	59,940	42,040		大型
				059		56,640	56,640	39,740		中型
				060		56,640	56,640	39,740		準中型
				061	3月4日(火) ~ 3月6日(木)	59,940	59,940	42,040	12	大型トレー
				062		59,940	59,940	42,040		大型
				063		56,640	56,640	39,740		中型
				064		56,640	56,640	39,740		準中型

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	日 程		研修受講料 ※1	Gマーク事業者 全ト協助成額 (10/10)	全ト協助成額 (7/10)	定員	備考	
特定 研修 施設	愛知県	中部トラック 総合研修センター	ドライバー研修 + 一般コース(3日間)	065			50,040	50,040	35,040	9	大型トレー	
				066	4月23日(火)	~	4月25日(木)	50,040	50,040		35,040	大型
				067				47,840	47,840		33,540	中型
				068				50,040	50,040	35,040	9	大型トレー
				069	7月9日(火)	~	7月11日(木)	50,040	50,040	35,040		大型
				070				47,840	47,840	33,540		準中型
				071				50,040	50,040	35,040	9	大型トレー
				072	9月10日(火)	~	9月12日(木)	50,040	50,040	35,040		大型
				073				47,840	47,840	33,540		中型
				074				50,040	50,040	35,040	9	大型トレー
				075	9月24日(火)	~	9月26日(木)	50,040	50,040	35,040		大型
				076				47,840	47,840	33,540		準中型
				077				50,040	50,040	35,040	9	大型トレー
				078	1月14日(火)	~	1月16日(木)	50,040	50,040	35,040		大型
				079				47,840	47,840	33,540		中型
				080				50,040	50,040	35,040	9	大型トレー
				081	2月18日(火)	~	2月20日(木)	50,040	50,040	35,040		大型
				082				47,840	47,840	33,540		準中型
				083				50,040	50,040	35,040	9	大型トレー
				084	4月9日(火)	~	4月11日(木)	50,040	50,040	35,040		大型
				085				47,840	47,840	33,540		中型
				086				50,040	50,040	35,040	9	大型
				087	5月14日(火)	~	5月16日(木)	47,840	47,840	33,540		中型
				088				47,840	47,840	33,540		準中型
			089				50,040	50,040	35,040	9	大型トレー	
			090	6月25日(火)	~	6月27日(木)	50,040	50,040	35,040		大型	
			091				47,840	47,840	33,540		中型	
			092				50,040	50,040	35,040	9	大型	
			093	7月23日(火)	~	7月25日(木)	47,840	47,840	33,540		中型	
			094				47,840	47,840	33,540		準中型	
			095				50,040	50,040	35,040	9	大型トレー	
			096	8月6日(火)	~	8月8日(木)	50,040	50,040	35,040		大型	
			097				47,840	47,840	33,540		中型	
			098				50,040	50,040	35,040	9	大型	
			099	10月22日(火)	~	10月24日(木)	47,840	47,840	33,540		中型	
			100				47,840	47,840	33,540		準中型	
			101				50,040	50,040	35,040	9	大型トレー	
			102	11月12日(火)	~	11月14日(木)	50,040	50,040	35,040		大型	
			103				47,840	47,840	33,540		中型	
			104				50,040	50,040	35,040	9	大型	
			105	12月10日(火)	~	12月12日(木)	47,840	47,840	33,540		中型	
			106				47,840	47,840	33,540		準中型	
			107				50,040	50,040	35,040	9	大型トレー	
			108	1月28日(火)	~	1月30日(木)	50,040	50,040	35,040		大型	
			109				47,840	47,840	33,540		中型	
			110				50,040	50,040	35,040	9	大型	
			111	3月4日(火)	~	3月6日(木)	47,840	47,840	33,540		中型	
			112				47,840	47,840	33,540		準中型	
113				62,540	62,540	43,840	12	大型トレー				
114	4月9日(火)	~	4月11日(木)	62,540	62,540	43,840		大型				
115				52,640	52,640	36,940		中型				
116				52,640	52,640	36,940	12	準中型				
117				62,540	62,540	43,840		大型トレー				
118	5月14日(火)	~	5月16日(木)	62,540	62,540	43,840		大型				
119				52,640	52,640	36,940	12	中型				
120				52,640	52,640	36,940		準中型				
121				62,540	62,540	43,840		大型トレー				
122				62,540	62,540	43,840	12	大型				
123	6月25日(火)	~	6月27日(木)	52,640	52,640	36,940		中型				
124				52,640	52,640	36,940		準中型				
125				62,540	62,540	43,840	12	大型トレー				
126	7月23日(火)	~	7月25日(木)	62,540	62,540	43,840		大型				
127				52,640	52,640	36,940		中型				
128				52,640	52,640	36,940	準中型					
			添乗指導者養成研修 (3日間)									

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	日 程		研修受講料 ※1	Gマーク事業者 全ト協助成額 (10/10)	全ト協助成額 (7/10)	定員	備考	
特定 研修施設	愛知県	中部トラック 総合研修センター	添乗指導者養成研修 (3日間)	129	8月6日(火)	～	8月8日(木)	62,540	62,540	43,840	12	大型トレー
				130				62,540	62,540	43,840		大型
				131				52,640	52,640	36,940		中型
				132				52,640	52,640	36,940		準中型
				133	10月22日(火)	～	10月24日(木)	62,540	62,540	43,840	12	大型トレー
				134				62,540	62,540	43,840		大型
				135				52,640	52,640	36,940		中型
				136				52,640	52,640	36,940		準中型
				137	11月12日(火)	～	11月14日(木)	62,540	62,540	43,840	12	大型トレー
				138				62,540	62,540	43,840		大型
				139				52,640	52,640	36,940		中型
				140				52,640	52,640	36,940		準中型
				141	12月10日(火)	～	12月12日(木)	62,540	62,540	43,840	12	大型トレー
				142				62,540	62,540	43,840		大型
				143				52,640	52,640	36,940		中型
				144				52,640	52,640	36,940		準中型
				145	1月28日(火)	～	1月30日(木)	62,540	62,540	43,840	12	大型トレー
				146				62,540	62,540	43,840		大型
				147				52,640	52,640	36,940		中型
				148				52,640	52,640	36,940		準中型
149	3月4日(火)	～	3月6日(木)	62,540	62,540	43,840	12	大型トレー				
150				62,540	62,540	43,840		大型				
151				52,640	52,640	36,940		中型				
152				52,640	52,640	36,940		準中型				
埼玉県	埼玉県トラック 総合教育センター	ドライバー研修(3日間)	201	6月14日(金)	～	6月16日(日)	50,000	50,000	35,000	16	MT ※5	
			202	7月5日(金)	～	7月7日(日)	50,000	50,000	35,000	16	MT ※5	
			203	8月23日(金)	～	8月25日(日)	50,000	50,000	35,000	16	MT ※5	
			204	9月20日(金)	～	9月22日(日)	50,000	50,000	35,000	16	MT ※5	
			205	10月18日(金)	～	10月20日(日)	50,000	50,000	35,000	16	MT ※5	
			206	11月22日(金)	～	11月24日(日)	50,000	50,000	35,000	16	MT ※5	
			207	1月31日(金)	～	2月2日(日)	50,000	50,000	35,000	16	MT ※5	

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	日 程		研修受講料 ※1	Gマーク事業者 全ト協助成額 (10/10)	全ト協助成額 (7/10)	定員	備考	
指定研修施設 ※9	北海道	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 北海道	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	301	7月5日(金)	～	7月7日(日)	67,200	67,200	47,100	20	西地区※10
				302	10月19日(土)	～	10月21日(月)	67,200	67,200	47,100	20	東地区※10
			添乗・指導管理者研修 (3日間)	303	9月13日(金)	～	9月15日(日)	67,200	67,200	47,100	20	西地区※10
				304	11月2日(土)	～	11月4日(月)	67,200	67,200	47,100	20	東地区※10
	青森県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 弘前	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	305	4月13日(土)	～	4月15日(月)	71,500	71,500	50,100	30	
				306	5月18日(土)	～	5月20日(月)	71,500	71,500	50,100	30	
				307	6月15日(土)	～	6月17日(月)	71,500	71,500	50,100	30	
				308	7月13日(土)	～	7月15日(月)	71,500	71,500	50,100	30	
				309	1月26日(日)	～	1月28日(火)	71,500	71,500	50,100	30	
	宮城県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 宮城	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	310	6月15日(土)	～	6月17日(月)	71,500	71,500	50,100	20	東地区※11
				311	7月6日(土)	～	7月8日(月)	71,500	71,500	50,100	20	西地区※11
	福島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 南湖	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	312	5月10日(金)	～	5月12日(日)	71,500	71,500	50,100	20	
				313	6月7日(金)	～	6月9日(日)	71,500	71,500	50,100	20	
	茨城県	自動車安全運転 センター安全運転 中央研修所	ドライバー研修 (3日間)	314	5月21日(火)	～	5月23日(木)	※7 88,050	88,050	61,650	30	大型
				315	6月29日(土)	～	7月1日(月)	※7 88,050	88,050	61,650	30	大型
				316	9月17日(火)	～	9月19日(木)	※7 88,050	88,050	61,650	30	大型
				317	10月16日(水)	～	10月18日(金)	※7 88,050	88,050	61,650	30	大型
				318	2月12日(水)	～	2月14日(金)	※7 88,050	88,050	61,650	30	大型
				319	9月4日(水)	～	9月6日(金)	※7 88,050	88,050	61,650	30	中型 ※8
				320	5月27日(月)	～	5月29日(水)	※7 69,550	69,550	48,750	33	準中型※8
		総合交通教育センター ドライビングアカデミー 茨城	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	321	4月20日(土)	～	4月22日(月)	72,200	72,200	50,600	20	
				322	5月11日(土)	～	5月13日(月)	72,200	72,200	50,600	20	
				323	6月15日(土)	～	6月17日(月)	72,200	72,200	50,600	20	
				324	7月20日(土)	～	7月22日(月)	72,200	72,200	50,600	20	
				325	9月28日(土)	～	9月30日(月)	72,200	72,200	50,600	20	
				326	10月26日(土)	～	10月28日(月)	72,200	72,200	50,600	20	
				327	11月16日(土)	～	11月18日(月)	72,200	72,200	50,600	20	
				328	12月14日(土)	～	12月16日(月)	72,200	72,200	50,600	20	
				329	1月18日(土)	～	1月20日(月)	72,200	72,200	50,600	20	
				栃木県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 栃木	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	330	5月10日(金)	～	5月12日(日)	72,600	72,600
	331	9月21日(土)	～				9月23日(月)	72,600	72,600	50,900	20	
	(運行・安全運転・添乗) 管理者研修(3日間)	332	7月19日(金)			～	7月21日(日)	72,600	72,600	50,900	20	
		333	11月22日(金)			～	11月24日(日)	72,600	72,600	50,900	20	
	群馬県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ぐんま	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	334	6月14日(金)	～	6月16日(日)	77,000	77,000	53,900	20	
				335	7月19日(金)	～	7月21日(日)	77,000	77,000	53,900	20	
336				10月11日(金)	～	10月13日(日)	77,000	77,000	53,900	20		
(運行・安全運転・添乗) 管理者研修(3日間)			337	11月8日(金)	～	11月10日(日)	77,000	77,000	53,900	20		
			338	6月28日(金)	～	6月30日(日)	77,000	77,000	53,900	20		
			339	7月26日(金)	～	7月28日(日)	77,000	77,000	53,900	20		
			340	10月25日(金)	～	10月27日(日)	77,000	77,000	53,900	20		
341	11月15日(金)	～	11月17日(日)	77,000	77,000	53,900	20					
千葉県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 千葉 東洋自動車教習所	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	342	6月17日(月)	～	6月19日(水)	72,270	72,270	50,670	20		
			343	7月28日(日)	～	7月30日(火)	72,270	72,270	50,670	20		
			344	10月7日(月)	～	10月9日(水)	72,270	72,270	50,670	20		
		安全運転管理者研修(3日間)	345	11月4日(月)	～	11月6日(水)	72,270	72,270	50,670	20		
			346	5月12日(日)	～	5月14日(火)	72,270	72,270	50,670	20		
347	9月2日(月)	～	9月4日(水)	72,270	72,270	50,670	20					
神奈川県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 小田原	一般・初任運転者研修 (3日間)	348	6月2日(日)	～	6月4日(火)	79,200	79,200	55,500	20		
			349	10月27日(日)	～	10月29日(火)	79,200	79,200	55,500	20		
		添乗・指導管理者研修 (3日間)	350	7月7日(日)	～	7月9日(火)	79,200	79,200	55,500	20		
			351	11月10日(日)	～	11月12日(火)	79,200	79,200	55,500	20		

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	日程		研修受講料 ※1	Gマーク事業者 全ト協助成額 (10/10)	全ト協助成額 (7/10)	定員	備考	
					日	程						
指定研修施設	新潟県	新潟自動車学校	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	352	4月21日(日)	～	4月23日(火)	72,160	72,160	50,560	20	
				353	5月19日(日)	～	5月21日(火)	72,160	72,160	50,560	20	
				354	6月16日(日)	～	6月18日(火)	72,160	72,160	50,560	20	
				355	7月21日(日)	～	7月23日(火)	72,160	72,160	50,560	20	
				356	10月20日(日)	～	10月22日(火)	72,160	72,160	50,560	20	
				357	11月17日(日)	～	11月19日(火)	72,160	72,160	50,560	20	
				358	12月15日(日)	～	12月17日(火)	72,160	72,160	50,560	20	
			359	1月19日(日)	～	1月21日(火)	72,160	72,160	50,560	20		
			安全運転管理者研修 (3日間)	360	4月28日(日)	～	4月30日(火)	72,160	72,160	50,560	20	
				361	5月26日(日)	～	5月28日(火)	72,160	72,160	50,560	20	
				362	6月23日(日)	～	6月25日(火)	72,160	72,160	50,560	20	
				363	7月28日(日)	～	7月30日(火)	72,160	72,160	50,560	20	
				364	10月27日(日)	～	10月29日(火)	72,160	72,160	50,560	20	
				365	11月24日(日)	～	11月26日(火)	72,160	72,160	50,560	20	
	366	12月22日(日)		～	12月24日(火)	72,160	72,160	50,560	20			
	367	1月26日(日)	～	1月28日(火)	72,160	72,160	50,560	20				
	岐阜県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 大原	貨物ドライバー安全研修 (3日間)	368	4月13日(土)	～	4月15日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型～ 大型 ※12
				369	5月11日(土)	～	5月13日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型～ 大型 ※12
				370	6月8日(土)	～	6月10日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型～ 大型 ※12
				371	7月6日(土)	～	7月8日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型～ 大型 ※12
	滋賀県	クレフィール湖東 交通安全研修所	ドライバー研修 (3日間)	372	8月29日(木)	～	8月31日(土)	83,820	83,820	58,720	20	
				373	12月19日(木)	～	12月21日(土)	83,820	83,820	58,720	20	
			安全運転管理者研修 (3日間)	374	1月16日(木)	～	1月18日(土)	83,820	83,820	58,720	20	
				375	7月25日(木)	～	7月27日(土)	88,220	88,220	61,820	20	
	兵庫県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ABOSHI	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	376	5月28日(火)	～	5月30日(木)	72,860	72,860	51,060	20	
				377	10月29日(火)	～	10月31日(木)	72,860	72,860	51,060	20	
	広島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー テクノ	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	378	5月25日(土)	～	5月27日(月)	72,500	72,500	50,800	20	準中型～ 大型 ※13
				379	10月12日(土)	～	10月14日(月)	72,500	72,500	50,800	20	準中型～ 大型 ※13
	福岡県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ONGA	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	380	4月13日(土)	～	4月15日(月)	77,000	77,000	53,900	20	
				381	6月22日(土)	～	6月24日(月)	77,000	77,000	53,900	20	
				382	11月16日(土)	～	11月18日(月)	77,000	77,000	53,900	20	
			添乗・指導管理者研修 (3日間)	383	1月18日(土)	～	1月20日(月)	77,000	77,000	53,900	20	
				384	5月18日(土)	～	5月20日(月)	77,000	77,000	53,900	20	
				385	7月20日(土)	～	7月22日(月)	77,000	77,000	53,900	20	
	一般・事故再発防止研修 (3日間)	386	10月26日(土)	～	10月28日(月)	77,000	77,000	53,900	20			
		佐賀県	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	387	5月18日(土)	～	5月20日(月)	77,000	77,000	53,900	20	
	388			7月6日(土)	～	7月8日(月)	77,000	77,000	53,900	20		
添乗(同乗)指導者研修 (3日間)	389		10月5日(土)	～	10月7日(月)	77,000	77,000	53,900	20			
	390		6月22日(土)	～	6月24日(月)	77,000	77,000	53,900	20			
宮崎県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー MIYUKI	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	391	10月26日(土)	～	10月28日(月)	77,000	77,000	53,900	20		
			392	6月22日(土)	～	6月24日(月)	77,000	77,000	53,900	20		
393	11月16日(土)	～	11月18日(月)	77,000	77,000	53,900	20					

※9

(全体の注意事項について)

- ※1. 研修受講料は税込価格です。また、研修受講料には所定の宿泊代・食事代等を含みます。(所定の金額を超えるものは自己負担となります)
- ※2. 都道府県トラック協会の予算等の都合により、助成金の交付が受けられない場合でも、自費負担にてこれらの研修を受講することは可能です。
- ※3. 研修施設の近隣にお住まいの場合等、研修期間中に宿泊をせず、自宅等から研修施設に通うことをご希望される場合は、その可否等について当該研修施設にお問い合わせ下さい。

(各研修施設における注意事項について)

- ※4. 中部トラック総合研修センターでは送迎、前泊、後泊不可です。
- ※5. 埼玉県トラック総合教育センターの研修はAT限定免許不可です。
- ※6. 埼玉県トラック総合教育センターは前泊、後泊不可です。
- ※7. 自動車安全運転センターのみ、食事代は現地払いとなります。受講料納入にあたっては、目安の食事代(4,050円)を差し引いた金額をお支払いください。なお、目安の金額を上回る食事代については、自己負担となりますのでご注意ください。
(例)研修コード316の研修を受講する場合:安全運転中央研修所に84,000円を納入し、差額の4,050円を現地食事代として使用してください。
助成金申請の際は、食事代領収証も必要となりますので必ずお控えいただきますようご注意ください。
- ※8. 自動車安全運転センターの「中型」は中型8t限定免許不可、「準中型」は準中型5t限定免許不可です。
(大型は11トン車、中型は4トン・6トン車、準中型は2トン車、いずれもMT車を使用)
- ※9. 指定研修施設における前泊・後泊の手配の可否・料金等は、研修施設へお問い合わせください。
- ※10. ドライビングアカデミー北海道は「東地区会場」と「西地区会場」の2会場がありますのでご注意ください。
- ※11. ドライビングアカデミー宮城は「東地区会場」と「西地区会場」の2会場がありますのでご注意ください。
- ※12. ドライビングアカデミー大原の準中型以上(5t限定準中型免許不可)の定員の内訳人数は研修施設へお問い合わせください。
- ※13. ドライビングアカデミーテクノの準中型以上の定員の内訳人数は研修施設へお問い合わせください。

令和6年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 一般研修一覧

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	備考
特定研修施設	愛知県	中部トラック総合研修センター		-	
	埼玉県	埼玉県トラック総合教育センター	新人乗務員研修 事故防止乗務員研修	1001 1002	
指定研修施設	北海道	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 北海道	一般・初任ドライバー研修	1003	
	青森県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 弘前	一般・初任運転者研修	1004	
	宮城県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 宮城	一般・初任ドライバー研修	1005	
	福島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 南湖	一般運転者研修	1006	
			初任運転者研修	1007	
	茨城県	自動車安全運転センター安全運転中央研修所	貨物自動車運転者課程(準中型車使用)	1008	※1
			貨物自動車運転者課程(中型車使用)	1009	※2
			貨物自動車運転者課程(大型車使用)	1010	※3
	茨城県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 茨城	一般運転者研修	1011	
			初任運転者研修	1012	
	栃木県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 栃木	一般・初任ドライバー研修	1013	
	群馬県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ぐんま	一般・初任ドライバー研修	1014	
	千葉県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 千葉	一般・初任ドライバー研修	1015	
			安全運転管理者研修	1016	
	神奈川県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 小田原	一般・初任運転者研修	1017	
	新潟県	新潟自動車学校	一般・初任ドライバー研修	1018	
	岐阜県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 大原	貨物ドライバー習熟研修	1019	
	滋賀県	クレフィール湖東交通安全研修所	ドライバー安全運転研修	1020	
	兵庫県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ABOSHI	一般・初任運転者研修	1021	
	広島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー テクノ	一般・初任ドライバー研修	1022	
福岡県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ONGA	一般・初任・貨物運転者研修	1023		
		添乗(同乗)指導者研修	1024		
佐賀県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 佐賀	一般・初任ドライバー研修	1025		
宮崎県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー MIYUKI	一般・初任ドライバー研修	1026		

※1. この研修は、準中型車のMT車を使用します。(5t限定準中型免許不可)

※2. この研修は、4トン・6トン車を使用します。(8t限定中型免許不可)

※3. この研修は、11トン車を使用します。(要大型免許)

- この一覧表にある研修は、全て2日間研修です。(1泊2日)
- 研修日程・受講料等詳細については、各研修施設にお問い合わせ下さい。
- 全ト協助成額については、研修受講料にかかわらず1講座10,000円とします。
- 埼玉県トラック総合教育センターは前泊、後泊不可。
- 指定研修施設(教習所)における前泊・後泊の手配の可否・料金等は、研修施設へお問い合わせください。
- 都道府県トラック協会の予算等の都合により、助成金の交付が受けられない場合でも、自費負担にてこれらの研修を受講することは可能です。
- 研修施設の近隣にお住まいの場合等、研修期間中に宿泊をせず、自宅等から研修施設に通うことをご希望される場合は、その可否等について当該研修施設にお問い合わせ下さい。

手続きの流れ（フロー）

※下記は標準的な手続きの流れを示したのですが、申請先の協会・研修施設によっては、手続きの内容が若干異なる場合があります。その場合は、申請先の指示に従っていただくようお願いいたします。

①都道府県トラック協会への事前確認



研修施設への予約の前に、ご所属の都道府県トラック協会にお問い合わせの上、助成金交付の可否・人数等についてご確認ください。
（※予算の残額によっては、助成金の交付が受けられない場合があります。）

②研修施設への研修予約申込み



研修施設に日程等をお問い合わせの上、**研修の予約**を行ってください。
研修施設から提出書類や手続きにつき指示があった場合は、それに従ってください。
また、受講開始日の7日前までに、受講料を納入してください。

③都道府県トラック協会への助成金交付申込み



上記2の研修の予約とは別個に、「助成申込書」（様式1）により、ご所属の都道府県トラック協会に**助成金の交付**をお申し込みください。
（※都道府県トラック協会は、研修施設に「助成申込書」を参考として転送します）

④研修受講



研修の全カリキュラムを修了してください。

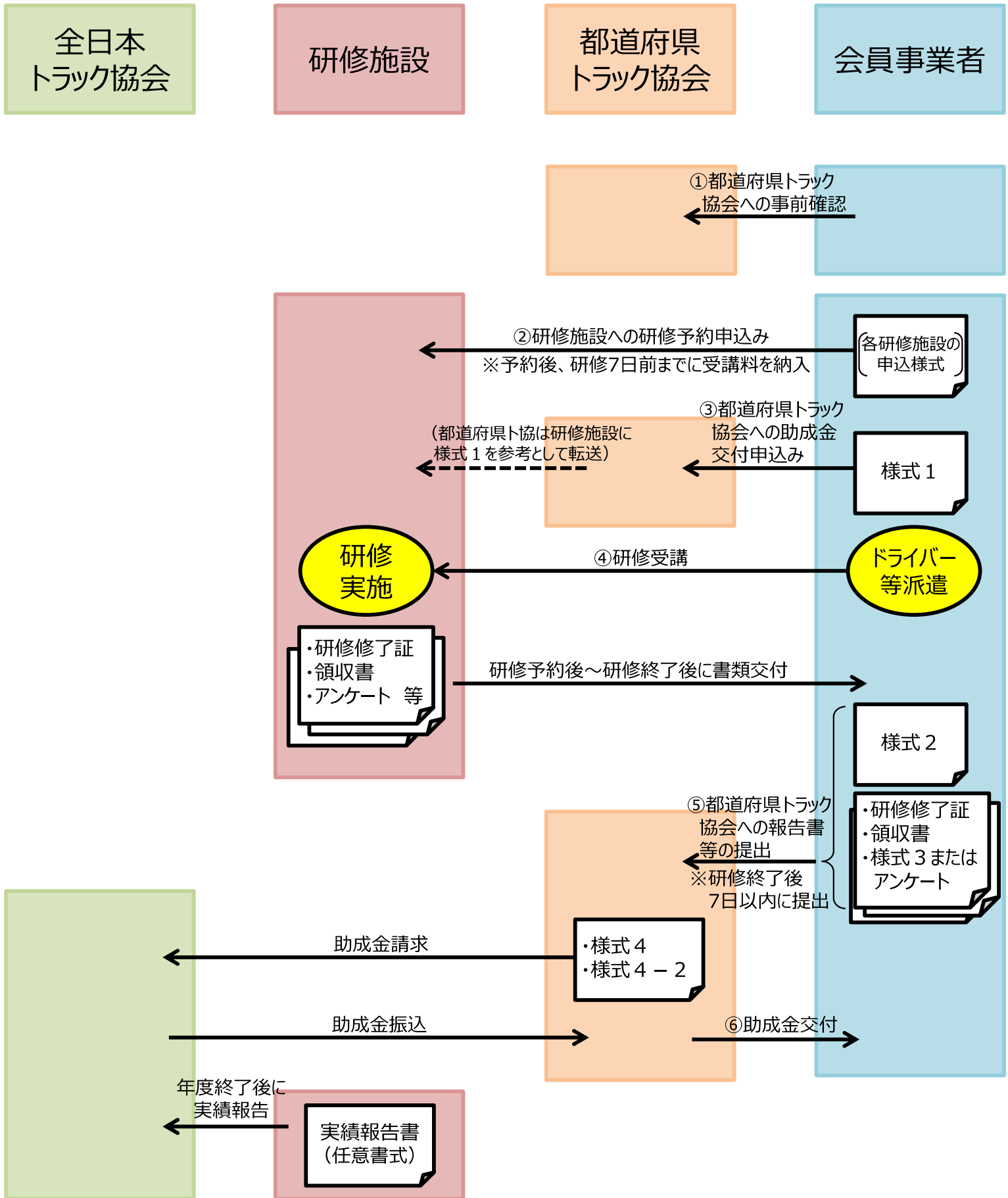
⑤都道府県トラック協会への報告書等の提出



ご所属の都道府県トラック協会に、研修終了後7日間以内に、実施報告書（様式2）及び添付書類（修了証、領収書等）をご提出ください。
（※研修施設で記入したアンケートがある場合、これを参加報告書（様式3）に代えることができます）

⑥都道府県トラック協会から助成金交付

手続きの流れ (図)



研修施設一覽

施設区分	都道府県	研修施設	所在地・連絡先
特定研修施設	愛知県	一般社団法人愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター	愛知県みよし市福谷町西ノ洞21-127 TEL: 0561-36-1010 FAX: 0561-36-1210
	埼玉県	一般社団法人埼玉県トラック協会 埼玉県トラック総合教育センター	埼玉県深谷市黒田2091-1 TEL: 048-584-0055 FAX: 048-584-0090
指定研修施設	北海道	総合交通教育センター ドライビングアカデミー北海道 ①東地区会場	北海道釧路市芦野5-12-1 TEL: 0154-37-1196 FAX: 0154-37-1178
		総合交通教育センター ドライビングアカデミー北海道 ②西地区会場	苫小牧市拓勇東町8-6-68 TEL: 0144-57-8410 FAX: 0144-57-8410
	青森県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー弘前	青森県弘前市和泉一丁目3-1 TEL: 0172-28-2727 FAX: 0172-28-3382
	宮城県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー宮城 ①東地区会場(石巻中部自動車学校)	宮城県石巻市門脇字浦屋敷124-1 TEL: 0225-94-1285 FAX: 0225-94-1288
		総合交通教育センター ドライビングアカデミー宮城 ②西地区会場(富谷自動車学校)	宮城県富谷市三ノ関膳部沢上11-3 TEL: 022-358-8787 FAX: 022-358-8777
	福島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー南湖	福島県白河市白坂一里段6-236 TEL: 0248-22-1177 FAX: 0248-22-5453
	茨城県	自動車安全運転センター 安全運転中央研修所	茨城県ひたちなか市新光町605番地16 TEL: 029-265-9560 FAX: 029-265-9552
		総合交通教育センター ドライビングアカデミー茨城	茨城県常陸大宮市下村田2518番地 TEL: 0295-52-0885 FAX: 0295-53-5189
	栃木県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー栃木	栃木県那須塩原市二区町352番地7 TEL: 0287-36-3141 FAX: 0287-36-4280
	群馬県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーぐんま ①前橋自動車教習所 ②かぶら自動車教習所 (1回の研修で両方の教習所を使用)	①群馬県前橋市関根町二丁目1番地18 TEL: 027-233-1155 FAX: 027-233-2004 ②群馬県藤岡市立石1563 TEL: 0274-42-0462 FAX: 0274-42-8280 (お申し込みは①まで)
		千葉県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー千葉
	神奈川県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー小田原	神奈川県小田原市蓮正寺540-2 TEL: 0465-36-1215 FAX: 0465-37-4603
	新潟県	新潟自動車学校	新潟県新潟市東区海老ヶ瀬474-1 TEL: 025-272-5555 FAX: 025-272-0304
	岐阜県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー大原	岐阜県多治見市幸町7-29-1 TEL: 0572-27-2356 FAX: 0572-27-2967
	滋賀県	クレフィール湖東 交通安全研修所	滋賀県東近江市平柳町22-3 TEL: 0749-45-3872 FAX: 0749-45-3877
	兵庫県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーABOSHI	兵庫県姫路市網干区高田108 TEL: 079-274-1839 FAX: 079-274-2729
	広島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーテクノ	広島県安芸郡熊野町5640-1 TEL: 082-854-4000 FAX: 082-854-9466
福岡県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーONGA	福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀81-5 TEL: 093-293-2359 FAX: 093-293-2427	
佐賀県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー佐賀	佐賀県伊万里市立花町939-2 TEL: 0955-23-5288 FAX: 0955-23-3483	
宮崎県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーMIYUKI	宮崎県都城市都北町7333番地 TEL: 0986-38-1001 FAX: 0986-38-0908	

ドライバー等安全教育訓練助成申込書

沖縄県トラック協会会長 殿		申込年月日 令和 年 月 日	
研修施設	1. 中部トラック総合研修センター 2. 埼玉県トラック総合教育センター 3. ドライビングアカデミー 北海道 4. ドライビングアカデミー 弘前 5. ドライビングアカデミー 宮城 6. ドライビングアカデミー 南湖 7. 安全運転中央研修所 8. ドライビングアカデミー 茨城 9. ドライビングアカデミー 栃木 10. ドライビングアカデミー ぐんま 11. ドライビングアカデミー 千葉 12. ドライビングアカデミー 小田原 13. 新潟自動車学校 14. ドライビングアカデミー 大原 15. クレフィール湖東 16. ドライビングアカデミー ABOSHI 17. ドライビングアカデミー テクノ 18. ドライビングアカデミー ONGA 19. ドライビングアカデミー 佐賀 20. ドライビングアカデミー MIYUKI		
研修名	1.特別研修:【別表1】参照 2.一般研修:【別表2】参照 研修名:		
日程等 特別研修 (2泊3日) ・ 一般研修 (1泊2日)	研修コード	令和 年 月 日 ~ 月 日 (日間)	
事業者名	印		
支店名・営業所名			
Gマーク認定証番号 (該当の場合のみ記入)			
申込責任者	役職	氏名	
会社所在地	〒 -		
電 話	()	FAX	()
研修受講者 (ドライバー等)	ふりがな	生年月日	昭和・平成 年 月 日生まれ
	氏名	乗車トン数	トン車 <small>※埼玉県トラック総合教育センターを申込の方のみ記入</small>
自宅住所	〒 - 電話(緊急連絡先) ()		
助成金交付申請額	円 ※「特別研修」は【別表1】の「Gマーク事業者全助成額」または「全助成額」の金額を記入 ※「一般研修」は一律10,000円		
前 泊 (助成対象外)	する・しない <small>(対応可否について予約時に各研修施設へお問合せ下さい)</small>	後 泊 (助成対象外)	する・しない <small>(対応可否について予約時に各研修施設へお問合せ下さい)</small>
備 考	送迎希望→ <input type="checkbox"/> <small>(対応可否について予約時に各研修施設へお問合せ下さい)</small>		

- ※1. 申し込みの前に、研修施設に日程等を確認し予約を済ませてください。
- ※2. 太線内をもれなく記入し、該当番号又は項目を丸で囲んでください。
- ※3. 所属する都道府県トラック協会に提出してください。
- ※4. 埼玉県トラック総合教育センターを受講する場合は、乗車トン数を記入ください。
- ※5. 中部トラック総合研修センター、埼玉県トラック総合教育センターは前泊、後泊出来ません。
- ※6. 安全運転中央研修所は後泊はできません。
- ※7. その他指定研修施設(教習所)における前泊・後泊の可否は、研修施設へお問合せ下さい。

ドライバー等安全教育訓練助成申込書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

住所
 名称又は事業所名
 代表者名 印
 電話番号
 担当者名

下記のとおりドライバー等安全教育訓練への参加を申し込みます。

記

参加者名			
日程等	研修コード <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/>	令和 年 月 日 ~	月 日 (日間)
交通費	_____ 駅 ~ _____ 駅	(バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅	(バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅	(バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅	(バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅	(バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅	(バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅	(バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅	(バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
	合計		_____ 円

ドライバー等安全教育訓練実施報告書

沖縄県トラック協会会長 殿		報告年月日 令和 年 月 日	
研修施設		1. 中部トラック総合研修センター 2. 埼玉県トラック総合教育センター 3. ドライビングアカデミー 北海道 4. ドライビングアカデミー 弘前 5. ドライビングアカデミー 宮城 6. ドライビングアカデミー 南湖 7. 安全運転中央研修所 8. ドライビングアカデミー 茨城 9. ドライビングアカデミー 栃木 10. ドライビングアカデミー ぐんま 11. ドライビングアカデミー 千葉 12. ドライビングアカデミー 小田原 13. 新潟自動車学校 14. ドライビングアカデミー 大原 15. クレフィール湖東 16. ドライビングアカデミー ABOSHI 17. ドライビングアカデミー テクノ 18. ドライビングアカデミー ONGA 19. ドライビングアカデミー 佐賀 20. ドライビングアカデミー MIYUKI	
研修名		1.特別研修：【別表1】参照 2.一般研修：【別表2】参照 研修名：	
日程等	特別研修 (2泊3日) ・ 一般研修 (1泊2日)	研修コード	令和 年 月 日 ~ 月 日 (日間)
事業者名		印	
支店名・営業所名			
Gマーク認定証番号 (該当の場合のみ記入)			
申込責任者		役職	氏名
会社所在地		〒 -	
電 話		()	FAX ()
研修受講者 (ドライバー等)		ふりがな 氏名	生年月日： 昭和・平成 年 月 日生まれ
自宅住所		〒 -	
助成金	交付申請額	円	※「特別研修」は【別表1】の「Gマーク事業者全ト協助成額」または「全ト協助成額」の金額を記入 ※「一般研修」は一律10,000円
	振込先 (事業者に限る)	銀行	支店 (普通・当座)預金 ふりがな 口座番号 口座名義
備考			

○添付書類

(1)研修参加報告書

(2)研修修了証の写し

(3)受講料に係る領収書(銀行振込金受取証等でも可)の写し

※1. 太線内をもれなく記入し、該当番号又は項目を丸で囲んでください。

※2. 所属する都道府県トラック協会に提出してください。

※3. 安全運転中央研修所の研修受講料(特別研修)は、【別表1】に記載の金額(食事代を含めた金額)を記入してください。また、食事代に係る領収書は添付不要です。

ドライバー等安全教育訓練実施報告書(兼)請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

住所
 名称又は事業所名
 代表者名 印
 電話番号
 担当者名

ドライバー等安全教育訓練促進助成制度実施要綱第11条に基づき、実施報告及び助成金の交付を下記の通り請求します。

請求額 円 = ① + ② + ④

1. 内訳

参加者名			
日程等	研修コード <input type="text"/>	令和 年 月 日	～ 月 日 (日間)
研修受講 助成金額	全ト協※1		沖ト協※2
	①	円	② 円
※1 「特別研修」は受講料の7割、Gマーク認定事業所は10割、「一般研修」は一律1万円 ※2 Gマーク未認定事業所は3割			
交通費	_____ 駅 ~ _____ 駅	(バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅	(バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅	(バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅	(バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅	(バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅	(バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅	(バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅	(バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
		③	合計
	④	③ ÷ 2 =	_____ 円

○添付資料 → 交通費(バス・鉄道・航空)運賃の領収書等の写し (タクシーは助成対象外)

研修参加報告書

会社名・営業所名

氏名

事業改善のためご意見をお聞かせ下さい

1. 研修に参加した感想 (○で囲んで下さい)

- A. 大変役に立った B. 役に立った C. どちらとも言えない
D. あまり役に立たなかった E. ほとんど役に立たなかった

2. 研修に参加後、自身に該当するものに1つだけ○をして下さい

- A. 今後の安全運転に対する自己改革ができた
B. 自分の運転や業務に対する考え方が変わった
C. 今までと同じ

A. またはB. を選択した方で、特に役に立った事項があれば具体的に書いて下さい

--

3. 研修内容について、今後受講したいと思う内容や改善点があれば書いて下さい

--

4. 受講した研修施設の設備・指導員等について

- A. 満足 B. 悪い C. どちらでもない

--

5. その他、ご意見・お気づきの点があれば自由に書いて下さい

--

※ この様式以外のアンケートフォーマットでの代用可

ご協力ありがとうございました

(公社) 全日本トラック協会

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群(SAS) スクリーニング検査費助成金交付要綱

平成 21 年 4 月 1 日制定
(省略)

令和 6 年 4 月 26 日一部改正
公益社団法人沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会(以下「沖ト協」という。)は、感染症への抵抗力・免疫力を高めるためには、良質な睡眠が必要であることに鑑み、貨物自動車運送事業者(以下「運送事業者」という。)に常時使用される運転者の睡眠時無呼吸症候群(以下「SAS」という。)患者の早期発見と適切な治療及び SAS 治療中の運転者に対し、点呼時の健康管理を通じて労働災害事故防止に寄与することを目的とし、SAS スクリーニング検査を受診させた運送事業者に対して助成金を交付する。

(対象検査の種類及び対象者)

第 2 条 助成の対象となる検査は、SAS スクリーニング検査のうち健康保険適用外である次に掲げる検査とし、運送事業者に常時使用される運転者とする。

(1) 第 1 次検査(簡易アンケートによるチェック、解析、判定)

(2) 第 2 次検査(フローセンサ法やパルスオキシメトリ法等による簡易スクリーニング検査)

(指定検査・医療機関)

第 3 条 SAS スクリーニング検査は、公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)並びに沖ト協が認めた別紙 1 の指定検査・医療機関とする。

(助成対象額及び受診人数上限)

第 4 条 助成金の額及び、受診人数上限は別紙 1 のとおりとする。

(事前申込書受付期限)

第 5 条 助成金申請受付期限は、SAS スクリーニング検査を受診する日の属する会計年度の 12 月 28 日までとする。ただし、12 月 28 日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。(事前申込書 様式 1-1)

(助成適否の事前確認)

第 6 条 運送事業者は、助成適用の適否について、事前に沖ト協の確認を受けなければならない。

(検査の予約と申込み)

第 7 条 前条の確認を受けた運送事業者は、様式 1-1 「スクリーニング検査事前申込書」(以下「事前申込書」という。)を沖ト協に提出しなければならない。

2 事前申込書を提出した運送事業者は、検査を受けようとする指定検査・医療機関に予約し、予約した日より原則 1 ヶ月以内に検査を受けるものとする。

(検査の受診)

第 8 条 運送事業者は、様式 1-2 「スクリーニング検査申込書兼委任状」(以下「申込書兼委任状」という。)に署名・捺印し、正本を指定検査・医療機関に提出し、写しを運送事業

者が保管するものとする。

2 申込書兼委任状の取り扱いについては、指定検査・医療機関及び運送事業者は個人情報保護法に基づき、目的外利用及び紛失、流失などの無いよう十分注意しなければならない。

(実績報告及び助成金の請求)

第9条 運送事業者は、検査が完了したときは、第10条の期日までに、様式1-3「スクリーニング検査実績報告書」（以下「実績報告書」という。）と指定検査・医療機関発行の検査費用明細書の写し及び領収証の写しを沖ト協に提出するものとする。

(助成金の交付請求期限)

第10条 前条の助成金交付請求期限は検査を受診した日の属する会計年度の1月末日までとする。ただし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第11条 沖ト協は、第9条の実績報告の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(検査の結果報告)

第12条 運送事業者は、第9条に規定する助成金の支払請求の後、SASスクリーニング検査結果及び精密検査を受診した人についてはその結果について、全ト協ホームページ上に設置する「アンケート回答ページ」から回答する。

(指定検査・医療機関の結果報告)

第13条 指定検査・医療機関は、次の各号について様式1-6「検査の実績と受診者の判定比率」により、毎年度全ト協に報告するものとする。

(1) 年間の検査の実績人数及び検査結果の判定人数と比率

(2) 要精密検査と判定された後の治療状況等の報告

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則(平成21年4月1日)

第1条 本要綱は平成21年4月1日より適用する。

(省略)

附則(平成28年4月27日)

第1条 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成27年4月30日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則(平成30年4月25日)

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

附則(令和6年4月26日)

第1条 本要綱は令和6年4月1日より適用する。

令和6年4月1日現在

SASスクリーニング検査指定検査・医療機関（第3条関係）

	指定検査・医療機関	所在地	連絡先
全ト協指定	NPO法人健康睡眠研究所	東京都	03-5355-9941
	NPO法人ヘルスケアネットワーク	大阪府	06-6965-3666
	一般財団法人運輸・交通SAS対策支援センター	東京都	03-3359-9010
沖ト協指定	一般財団法人中部地区医師会検診センター	北谷町	098-936-8200
	一般財団法人琉球生命済生会 琉生病院	那覇市	098-885-5131

SASスクリーニング検査助成額及び受診上限人数（第4条関係）

○会員事業者

		全ト協	沖ト協
受診上限人数 ※注1		1事業者あたり 25人まで	1事業者あたり 25人まで
助成額	第1次検査	検査費用の半額 (上限：500円)	検査費用の1/2 (上限：500円)
	第2次検査	検査費用の半額 (上限：2,000円)	検査費用の1/2 (上限：2,000円)

○非会員事業者

		全ト協	沖ト協
受診上限人数 ※注1		—	1事業者あたり 5人まで
助成額	第1次検査	—	検査費用の1/5 (上限：100円)
	第2次検査	—	検査費用の1/5 (上限：400円)

※注1 常時使用される運転者のみ対象。

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る
スクリーニング検査事前申込書

令和 年 月 日

沖縄県トラック協会 会長 殿

トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群(SAS)」スクリーニング検査を申し込みます。

事業者名	
代表者名	印
住所	〒 -
電話 / FAX番号	
連絡責任者名	
連絡先電話番号	

検査を申込みされる検査・医療機関名の右側に、申込みされる人数をご記入ください。

全 ト 協 指 定 機 関	<u>NPO 法人 睡眠健康研究所</u>	人
	<u>NPO 法人 ヘルスケアネットワーク</u>	人
	<u>一般財団法人 運輸・交通 SAS 対策支援センター</u>	人

申込検査・医療機関が、「全ト協指定検査・医療機関」以外の場合は、下記にご記入ください。

地 方 協 会 指 定 機 関	検査・医療機関名 _____	人
	代表者名 _____	
	住所 〒 - _____	
	電話番号 _____ 担当者名 _____	

※ 受診者数に変更が生じた場合は、必ず都道府県トラック協会までご連絡下さい。
特に増員については、受診前に連絡がない場合は助成が受けられなくなる場合もございます。

【様式1-2】

(会員事業者 → 検査・医療機関)

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る

スクリーニング検査申込書兼委任状

令和 年 月 日

殿 (検査を申込みされる検査・医療機関名をご記入ください。)

事業者名	(連絡責任者) 役職・氏名	
代表者名	印	電話番号
住 所	〒 -	

1. 私(申込者)は、睡眠時無呼吸症候群(以下「SAS」という。)のスクリーニング検査申込にかかるとして、一切の事務及びSAS スクリーニング検査結果の受領については、上記事業者等に委任致します。また、検査の結果、「精密検査が必要」と判断された場合は、SAS が原因と思われる健康起因事故及び労働災害事故を未然に防止することから検査・医療機関ならびに事業者の指導に従うことを同意致します。
2. 私(事業者)は、申込者の検査結果から得た個人情報保護に充分配慮するとともに、検査結果を理由に、解雇や配置転換など申込者の不利益の無いようにすることを同意致します。
3. 私(事業者、申込者)は、SAS スクリーニング機器の取り扱いについては充分注意致します。なお、不手際により破損、紛失等が生じた場合は相当額を賠償致します。
4. 正本は検査・医療機関に提出し、事業者は写しを保管する。なお、申込者より本状の写しを求められたときは当該者の欄のみの写しを渡す。

※ 検査・医療機関及び事業者は、個人情報保護法にもとづき、本状の取り扱いについて目的外利用並びに紛失、流失などの無いよう充分注意すること。

No.	機器No.	申込者氏名	ふりがな	同意年月日	印
1				年 月 日	
2				年 月 日	
3				年 月 日	
4				年 月 日	
5				年 月 日	

No.	機器No.	申込者 氏名	氏名ふりがな	同意年月日	印
6				年 月 日	
7				年 月 日	
8				年 月 日	
9				年 月 日	
10				年 月 日	
11				年 月 日	
12				年 月 日	
13				年 月 日	
14				年 月 日	
15				年 月 日	
16				年 月 日	
17				年 月 日	
18				年 月 日	
19				年 月 日	
20				年 月 日	

(注)都道府県トラック協会への申請(様式1-1)の提出はお済みでしょうか。
事前の申請がない場合は、助成が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る
スクリーニング検査実績報告書

令和 年 月 日

沖縄県トラック協会 会長 殿

トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群(SAS)」スクリーニング検査助成金の交付を申請いたします。

助成金交付申請金額 _____ 円

<p>受診した検査・医療機関</p> <p>いずれかを○で囲んでください。 地方協会 指定検査・医療機関 で受診の場合 検査・医療機関を ご記入ください。</p>	<p>1. NPO 法人睡眠健康研究所 2. NPO 法人ヘルスケアネットワーク 3. 一般財団法人 運輸・交通 SAS 対策支援センター 4. 地方協会指定 検査・医療機関</p> <p>検査・医療機関名 _____</p> <p>代表者名 _____</p> <p>住所 〒 _____</p> <p>電話番号 _____ 担当者名 _____</p>		
	事業者名		
代表者名	印		
住所	〒 _____		
電話 / FAX番号			
一次検査受診者数	人	二次検査受診者数	人
事前申込書【様式1-1】でご記入いただいた申込み人数		人	
<p>事前申込書【様式1-1】に対する受診状況についていずれかを○で囲んでください。</p> <p>1. 申請通りに全員受診済み</p> <p>2. 一部未受診者あり (①これから受診する _____ 人 ②受診は中止する _____ 人)</p> <p>※ 未受診の方は早急に検査を受けてください。また、事前申込書の検査受診人数を超過することはできません。</p>			
振込先 金融機関	金融機関名	銀行	支店
	口座名義		
	口座番号	1. 普通 2. 当座	

※ 検査・医療機関の検査明細書の写し及び領収書の写しを添付してください。

【 重 要 】

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群（SAS）に係る スクリーニング検査結果状況等の報告・アンケートについて

全ト協制定「トラック運転者の『睡眠時無呼吸症候群（SAS）』スクリーニング検査助成制度交付要綱」第14条の規定により、この助成金をご活用いただいた場合は、検査結果状況等を報告していただく必要があります。

ご報告の方法については、下記のWebアンケートフォームへアクセスしてご回答いただきますようお願いいたします。

（1）スマートフォン等からご回答いただく場合

- ・以下のQRコードを読み取り、お開きください。



（2）PCからご回答いただく場合

- ・次のURLをお開きください。

<https://forms.gle/MJiGXcM5ezt5u7CB8>

- ・または、全日本トラック協会ホームページより以下①～④の順にクリックしてお開きください。

① ページ上部「会員の皆様へ」

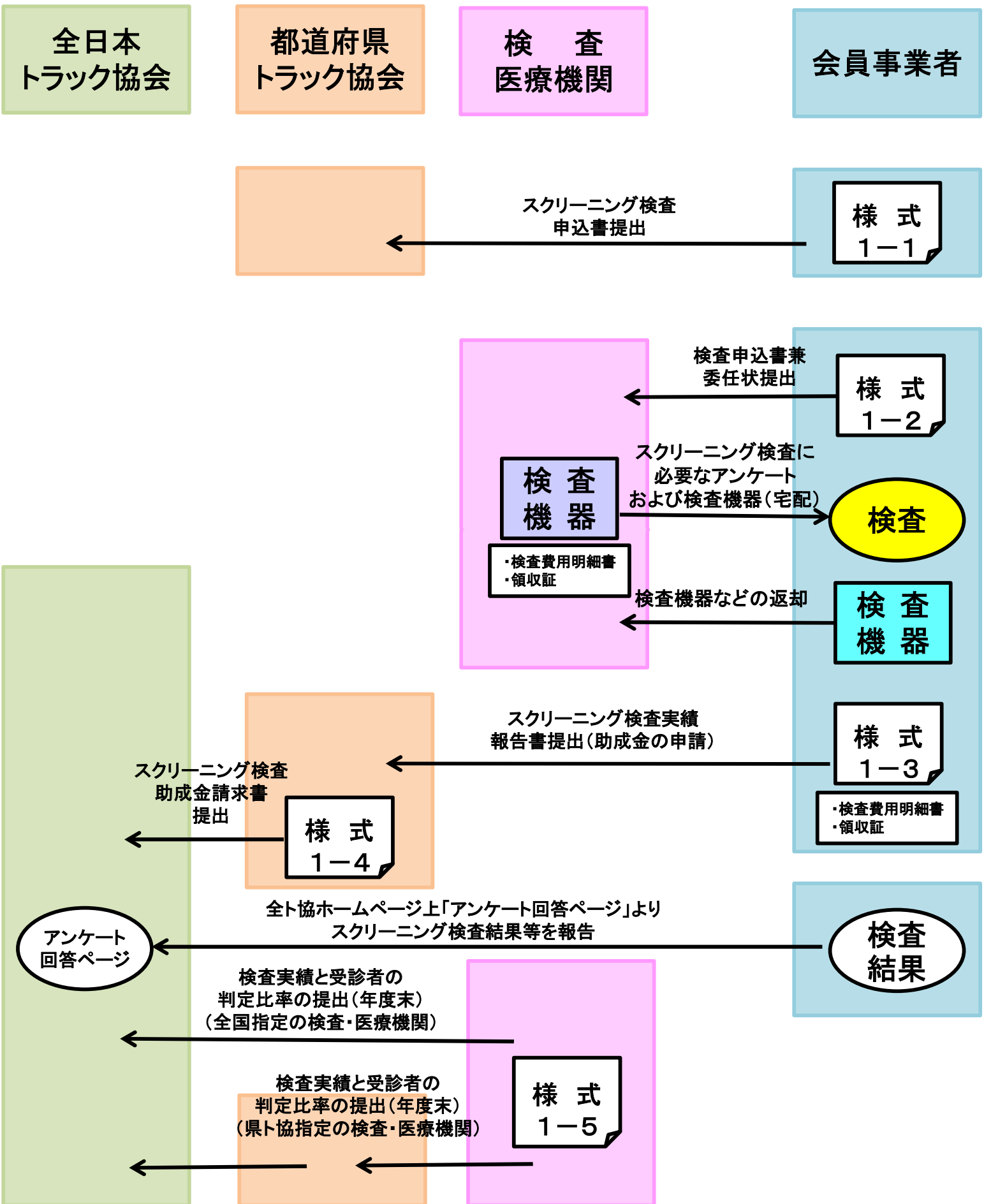
② ページ左部「助成制度」

③ 助成事業一覧

「トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群(SAS)」スクリーニング検査助成事業」

④ ページ上部「SASスクリーニング検査助成アンケート回答ページ」

書類提出～助成申請等までの流れ



問い合わせ～検査開始までの流れ

01 問い合わせ

電話で、助成を受けることができるかを所属しているトラック協会に確認してください。

02 検査事前申込書の提出

確認が取れたら、「【様式1-1】スクリーニング検査事前申込書」を所属しているトラック協会に提出してください。

03 検査の予約と確認

申込書が受理されたら、【様式1-1】で記入した申込みされる「検査・医療機関」に検査の予約を入れてください。
(全日本トラック協会指定の検査機関は最後のページに掲載しております。)

04 検査申込書兼委任状の提出

予約確認後、「【様式1-2】スクリーニング検査申込書兼委任状」に必要事項を記入し、正本を検査・医療機関に提出してください。
(書類の写しを取り、保管してください。)

05 検査費用のお支払い (前払いの場合)

検査費用を検査・医療機関にお支払いください。
検査明細書・領収書は、必ず保管しておいてください。
(助成金の交付に必要となります。)

06 検査開始

費用の支払いの確認後、検査・医療機関から、スクリーニング検査に必要な機器や書類が届きます。

検査終了後～助成金の交付、報告までの流れ

01 検査機器の返却

検査が終わったら、機器と書類を
検査・医療機関に返却・提出します。

02 検査結果の通知

検査・医療機関から、数週間で検査結果の通知が届きます。

03 検査費用のお支払い（後払いの場合）

検査費用を検査・医療機関に支払います。
検査明細書・領収書は、必ず保管しておいてください。
(助成金の交付に必要となります。)

04 検査助成金の申請

検査結果の通知が届いたら、「【様式1-3】スクリーニング検査
実績報告書」を作成し、「検査・医療機関の検査明細書の写し」と
「領収書の写し」を添えて、所属しているトラック協会に提出します。

05 助成金の交付

所属しているトラック協会から助成金が交付されます。

06 検査後の状況報告

①「要精密検査」と判定された方がいた場合は精密検査受診後、
②「要精密検査」と判定された方がいなかった場合はスクリーニング検査の結果入手後に、全ト協「アンケート回答ページ」から回答を送信してください。

→「アンケート回答ページ」については次のページをご参照ください。

※報告がない場合、次年度以降の検査助成を受けられない場合があります。

アルコール検知器導入助成金交付要綱

平成 21 年 4 月 22 日制定

(省略)

平成 28 年 4 月 27 日一部改正

平成 30 年 4 月 25 日一部改正

公益社団法人 沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、事故防止対策の推進を務めるために、アルコール検知器（以下「検知器」という。）を導入する貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(対象検知器)

第 2 条 助成の対象となる検知器は、次に掲げる検知器とする。

第 1 条 携帯型アルコール検知器

第 2 条 据置型アルコール検知器

第 3 条 記録型アルコール検知器

(交付額及び導入台数)

第 3 条 助成金の額及び、導入台数は、別紙 1 のとおりとする。

(実績報告及び助成金の請求)

第 4 条 運送事業者は、検知器導入が完了したときは、第 5 条の期日までに、様式 1 「アルコール検知器導入助成金実績報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）、様式 2 「アルコール検知器導入助成金内訳書」並びに、導入したことが確認できる書面（領収証又はリース契約書等）の写しを沖ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付請求期限)

第 5 条 前条の助成金交付請求期限は導入した日の属する会計年度の 1 月末日までとする。ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第 6 条 沖ト協は、第 4 条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めるときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則（平成 21 年 4 月 22 日）

1. 本要綱は平成 21 年 4 月 22 日より適用する。

附則（平成 28 年 4 月 27 日）

1. 本要綱は平成 28 年 4 月 1 日より適用する。
2. 改正前の要綱（平成 25 年 5 月 30 日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成 30 年 4 月 25 日）

1. 本要綱は平成 30 年 4 月 1 日より適用する。

アルコール検知器導入助成金額及び導入台数（第3条関係）

令和6年4月1日現在

優先順位		沖ト協 会員事業者		沖ト協 非会員事業者	
①	導入台数上限	事業用車両数(自走車)の2分の1 (但し10機器分を上限とする。)		事業用車両数(自走車)の10分の1 (但し2機器分を上限とする。)	
②	1機器あたりの助成金額	携帯型	5,000円 (5,000円を下回る場合は、 実費相当額とする。)	携帯型	1,000円 (1,000円を下回る場合は、 実費相当額とする。)
		据置・ 記録型	税抜導入価格の2分の1	据置・ 記録型	税抜導入価格の10分の1
③	助成金額上限	①の導入台数上限×5,000円 (最大50,000円迄)		携帯型	①の導入台数上限×1,000円
				据置・ 記録型	①の導入台数上限×2,000円 (最大4,000円迄)

※①の車両数は、端数切り上げとする。

様式 1

アルコール検知器導入助成金実績報告書（兼）請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者

住所

名称又は事業所名

代表者名

⑩

電話番号

担当者名

アルコール検知器導入助成金交付要綱第4条に基づき、アルコール検知器導入助成金の交付について、下記の通り請求します。

請 求 額 _____ 円

1. 内訳

① アルコール検知器導入台数 _____ 台

2. 添付資料

① アルコール検知器導入内訳書（様式2）

② 領収書（写）又はリース契約書（写）

3. 振込先銀行口座

銀行名	
支店名	
預金	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義	フリガナ

（注）沖ト協に提出してください。

請求月日 令和 年 月 日

事業者名

●基礎数

① 登録台数 (自走車)	② 助成上限台数 (①÷2) ※10台以下(端数切上)	③ 1機器あたりの 助成金額	④ 助成上限金額 (②×③) ※50,000円以下
(記入例) 30	10	5,000	50,000
		5,000	

●内訳

商品名	導入機器		導入台数	助成金額
	区分	税抜価格 ※1		
	携帯・据置・記録			
	携帯・据置・記録			
	携帯・据置・記録			
合計			⑤	⑥

※1 税抜価格には、保守契約(初期セットアップ等)、消耗品(マウスピース、ロール紙等)の費用は含まれないものとする。

定期健康診断受診費助成金交付要綱

平成 26 年 3 月 26 日制定

令和 6 年 4 月 26 日一部改正

公益社団法人沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に常時使用される運転者の健康状態に起因する事故防止対策及び、健康診断の受診率の向上を図るため、健康診断を受診させた運送事業者に対して助成金を交付する。

(対象健康診断の種類及び対象者)

第 2 条 助成の対象となる健康診断は、労働安全衛生法規則第 4 4 条の定期健康診断とし、次に掲げる項目を受診した運送事業者に常時使用される運転者とする。

- ① 既往歴及び業務歴の調査
- ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- ④ 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 貧血検査
- ⑦ 肝機能検査（GOT、GPT及びガンマーGTPの検査）
- ⑧ 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド）
- ⑨ 血糖検査
- ⑩ 尿検査
- ⑪ 心電図検査

(助成対象額及び受診人数上限)

第 3 条 助成金の額及び、受診人数上限は別紙 1 のとおりとする。

(実績報告及び助成金の請求)

第 4 条 運送事業者は、定期健康診断が完了したときは、第 5 条の期日までに、様式 1 「定期健康診断受診費助成金実績報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）、様式 2 「定期健康診断受診費助成金受診者名簿」並びに、受診したことが確認（医療機関から発行される領収証、健康診断の種類及びその受診人数）できる書面の写しを沖ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付請求期限)

第 5 条 前条の助成金交付請求期限は受診した日の属する当該年度の 1 月末日までとする。ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第 6 条 沖ト協は、第 4 条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則（平成26年3月26日）

第1条 本要綱は平成26年4月1日より適用する。

附則（平成28年4月27日）

第1条 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

附則（平成30年4月25日）

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

附則（令和6年4月26日）

第1条 本要綱は令和6年4月1日より適用する。

別紙 1

定期健康診断受診費助成額及び受診上限人数（第3条関係）

令和6年4月1日現在

優先順位	会員事業者	非会員事業者
受診上限人数 ※注1	1事業者あたり25人まで	1事業者あたり5人まで
1人あたりの助成額 ※注2	2,000円	400円

※注1 常時使用される運転者のみ対象

※注2 1人あたりの助成額を下回った場合は、実費分とする。

定期健康診断受診費助成金実績報告書（兼）請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者

住所

名称又は事業所名

代表者名

印

電話番号

担当者名

定期健康診断受診費助成金交付要綱第4条に基づき、定期健康診断受診の助成金交付について下記の通り請求します。

請求額 円

1. 内訳

① 定期健康診断受診人数 名

2. 添付資料

① 定期健康診断受診費助成金受診者名簿（様式2）

② 領収証の写し（会社宛てのものに限る。従業員個人宛は不可）

※受診者名、検査項目、検査料金の単価が記載されている領収書(写)

※領収証に受診者名、検査項目、検査料金の単価が記載されていない場合は、検査医療機関発行の請求書及び明細書等の写しを添付下さい。

3. 振込先銀行口座

銀行名	
支店名	
預金	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義	フリガナ

(注) 沖ト協に提出してください。

定期健康診断受診費助成金受診者名簿

請求月日 令和 年 月 日

事業者名

●受診者名簿

	受診日	年齢	運転者氏名
1	月 日		
2	月 日		
3	月 日		
4	月 日		
5	月 日		
6	月 日		
7	月 日		
8	月 日		
9	月 日		
10	月 日		
11	月 日		
12	月 日		
13	月 日		
14	月 日		
15	月 日		
16	月 日		
17	月 日		
18	月 日		
19	月 日		
20	月 日		
21	月 日		
22	月 日		
23	月 日		
24	月 日		
25	月 日		

突然死等予防対策検査費助成金交付要綱

平成 21 年 4 月 1 日制定

(省略)

平成 28 年 4 月 27 日一部改正

平成 30 年 4 月 25 日一部改正

公益社団法人沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に常時使用される運転者の運転中における突発性運転不能障害を引き起こす可能性が高い疾患等（以下「突然死等」という。）に起因する事故防止を図るため、突然死等予防対策検査（以下「検査」という。）を受診させた運送事業者に対して助成金を交付する。

(突然死等の定義)

第 2 条 本要綱でいう突然死等とは、次に掲げるものとする。

(1) 脳疾患

①脳内出血②くも膜下出血③脳梗塞④一過性脳虚血発作

(2) 心臓・血管疾患

①心筋梗塞②狭心症③不整脈④弁膜症⑤解離性大動脈瘤

(対象検査の種類及び対象者)

第 3 条 助成の対象となる検査は、前条（1）にあたる検査を脳ドック、同（2）にあたる検査を心臓ドックとし、運送事業者に常時使用される運転者が検査を受診した場合、対象とする。

(助成対象額及び受診人数上限)

第 4 条 助成金の額及び、受診人数上限は別紙 1 のとおりとし、助成対象検査費に消費税は含まないものとする。

(実績報告及び助成金の請求)

第 5 条 運送事業者は、検査が完了したときは、第 6 条の期日までに、様式 1 「突然死等予防対策検査費助成金実績報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）、検査したことが確認（医療機関から発行される領収証、検査の種類及びその受診者）できる書面の写しを沖ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付請求期限)

第 6 条 前条の助成金交付請求期限は受診した日の属する会計年度の 1 月末日までとする。ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第 7 条 沖ト協は、第 5 条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則（平成 21 年 4 月 1 日）

第 1 条 本要綱は平成 21 年 4 月 1 日より適用する。

(省略)

附則（平成 28 年 4 月 27 日）

第 1 条 本要綱は平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

附則（平成 30 年 4 月 25 日）

第 1 条 本要綱は平成 30 年 4 月 1 日より適用する。

別紙 1

突然死等予防対策検査費助成額及び受診上限人数（第 4 条関係）

令和 6 年 4 月 1 日現在

		会員事業者	非会員事業者
①	受診上限人数 ※注 1	1 事業者あたり 1 人まで	1 事業者あたり 1 人まで
②	1 人あたりの助成額 ※注 2	15,000 円	3,000 円

※注 1 常時使用される運転者のみ対象

※注 2 1 人あたりの助成額を下回った場合は、実費分とする。

突然死等予防対策検査費助成金実績報告書（兼）請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者

住所

名称又は事業所名

代表者名

⑩

電話番号

担当者名

突然死等予防対策費助成金交付要綱第5条に基づき、定期健康診断受診の助成金交付について下記の通り請求します。

請求額 円

1. 内訳

① 検査受診者氏名

② 検査種類

脳ドック ・ 心臓ドック

③ 検査受診年月日

令和 年 月 日

④ 検査受診費用（税抜）

2. 添付資料

① 検査受診したことが確認できる書面（写）

※受診者名、検査項目、検査料金の単価が記載されている領収書(写)

※領収証に受診者名、検査項目、検査料金の単価が記載されていない場合は、

検査医療機関発行の請求書及び明細書等の写しを添付下さい。

3. 振込先銀行口座

銀行名	
支店名	
預金	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義	フリガナ

(注) 沖ト協に提出してください。

ドライブレコーダ機器等導入促進助成金交付要綱

平成 24 年 6 月 29 日制定

(省略)

令和 3 年 4 月 28 日一部改正

公益社団法人 沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム（以下「ドライブレコーダ」という。）の普及を図るため、ドライブレコーダ機器等（以下「機器」という。）を導入する貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(対象機器)

第 2 条 助成の対象となる機器等は、映像や走行データを記録するドライブレコーダ車載器等とする。

(交付額)

第 3 条 1 運送事業者に助成する交付額は、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）は、20 機器導入分を限度とし、沖ト協に所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）は、4 機器導入分を限度とする。

2 助成金の交付額は、当該年度に新たに第 2 条の機器を車両に装着した場合、1 機器あたり取得価格の 1/2（上限 1 万円）とする。

なお、国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。

※非会員への助成額 取得価格の 1/2（上限 2 千円）

3 取得価格の 2 分の 1 に小数点以下の値が生じた場合、小数点以下の値は切り捨てる。

(実績報告及び助成金の請求)

第 4 条 運送事業者は、機器装着が完了したときは、対象機器の基準に応じて第 5 条の期日までに、様式 1「ドライブレコーダ機器等導入促進助成金実績報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）、様式 2「ドライブレコーダ機器等導入内訳書」、装着したことが確認できる書面（領収証又はリース契約書等）の写し、装着した車両の自動車検査証の写し、並びに国の補助金交付申請を行わない旨の誓約書を沖ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付請求期限)

第 5 条 前条の助成金交付請求期限は装着した日の属する会計年度の 1 月末日までとする。ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第6条 沖ト協は、第4条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めるときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(機器の処分制限)

第7条 運送事業者は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、あらかじめ沖ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

2 運送事業者は前項による処分が行われたときは、沖ト協へ報告しなければならない。

(事故映像等の提供)

第8条 助成金の交付を受ける運送事業者は、沖ト協の求めがあった場合、原則として導入した機器で得られたヒヤリハット映像及び事故映像の提供に可能な限り協力するものとする。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則（平成24年6月29日）

(1) 本要綱は平成24年4月1日より適用する。

(2) EMS・ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付要綱（平成24年1月27日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成25年5月30日）

1. 本要綱は平成25年4月1日より適用する。

2. 改正前の要綱（平成24年6月29日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成28年4月27日）

1. 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

2. 改正前の要綱（平成25年5月30日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成29年4月27日）

1. 本要綱は平成29年4月1日より適用する。

附則（平成30年4月26日）

1. 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

附則（平成31年4月23日）

1. 本要綱は平成31年4月1日より適用する。

附則（令和3年4月28日）

1. 本要綱は令和3年4月1日より適用する。

様式 1

ドライブレコーダ機器等導入促進助成金実績報告書（兼）請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者

住所

名称又は事業所名

代表者名

㊞

電話番号

担当者名

ドライブレコーダ機器等導入促進助成金交付要綱第4条に基づき、ドライブレコーダ機器等導入促進助成金の交付について、下記の通り請求します。

請 求 額 円

1. 内訳

① ドライブレコーダ機器等導入台数 _____ 台

2. 添付資料

- ① ドライブレコーダ機器等導入内訳書（様式2）
- ② 領収書（写）又はリース契約書（写）
- ③ 装着した車両の自動車検査証（写）
- ④ 国の補助金交付申請を行わない旨の誓約書

3. 振込先銀行口座

銀行名	
支店名	
預金	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義	フリガナ

（注）沖ト協に提出してください。

ドライブレコーダ機器等導入内訳書

請求月日 令和 年 月 日

事業者名

整理番号	支店 営業所名	導入機器			台数 (台)	助成金額	導入価格 (消費税は除く)	装着日
		分類※	メーカー名	型式				
							令和 年 月 日	
							令和 年 月 日	
							令和 年 月 日	
							令和 年 月 日	
							令和 年 月 日	
							令和 年 月 日	
							令和 年 月 日	
							令和 年 月 日	
記入例	本社				1	10,000	30,000	〇年 〇月 〇日
合 計								

※導入価格は、消費税は除く。

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

住所
名称又は事業所名
代表者名
電話番号
担当者名

印

誓 約 書

弊社は、下記機器の導入に対して国の補助金交付申請を行わない（行っていない）ことを、ここにお誓いいたします。

記

1. 機器名：

2. 導入台数： _____ 台

3. 装着車両（登録番号を記載する。）

①		⑥		⑪		⑬	
②		⑦		⑫		⑭	
③		⑧		⑬		⑮	
④		⑨		⑭		⑯	
⑤		⑩		⑮		⑰	

4. 導入年月日：令和 年 月 日

安全装置等導入促進助成金交付要綱

平成 24 年 6 月 29 日制定
(省略)

令和 6 年 4 月 26 日一部改正
公益社団法人沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、安全装置等を導入する貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(対象装置)

第 2 条 助成の対象となる安全装置等は、次に掲げる装置とし、助成対象機器としての適否の判断基準は、沖ト協が別に定める対象装置とする。なお、装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とするほか、(1) から (4) の装置は、後付け装置を対象とする。

(1) 後方視野確認支援装置

~~後方視野確認支援装置とは次の各号に掲げる機能を有するものとする。なお、装置の装着にあたっては道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。~~

- ~~①後退時の後方視野が確保できること。~~
- ~~②運行時（前進も含む）において後方視野が確保できること。~~
- ~~③概ねルームミラーの位置において後方視野が確保できること。~~

(2) 側方視野確認支援装置

~~車両総重量 7.5 t 以上の事業用トラックの左側に側方カメラを装着した場合（以下同じ。）に限り、助成対象とする。~~

(3) 側方衝突監視警報装置

(4) 呼気吹き込み式アルコールインターロック装置

~~呼気吹き込み式アルコールインターロックは国土交通省の技術指針に適合しているものとする。~~

(5) IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

~~IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器とは、別に定める基準を満たす通信機能を有し、または、携帯電話等通信機器と接続し、当該機器による測定結果を直ちに営業所に設置した点呼機器に送信できること。~~

(6) トルク・レンチ

~~「600N・m」以上の締め付け能力を有する大型車用トルク・レンチ（自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む。）~~

~~2 前項に定める IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器は、安全性優良事業所（G マーク認定事業所）が導入する場合に限り、助成対象とする。~~

※(2) 及び(3)については、車両総重量 7.5 t 以上の事業用トラックの左側方の安全確保を目的として装着した装置を助成対象とする。ただし、(3) をトラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第 5 輪荷重が 8.5t 以上のものを助成対象とする。

※(5)については、安全性優良事業所（G マーク認定事業所）が導入した場合に限り、助成対象とする。

※(6)については、「600N・m」以上の締め付け能力を有する大型車用トルク・レンチ（自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む。）車両総重量 8 t 以上の事業用トラックを管理する事業所が導入した場合に限り、助成対象とする。

(助成額)

(助成額)

第3条 1 事業者に助成する交付額は、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）は、前条の~~対象装置ごとに~~（1）、（2）及びその一体型、（4）、（5）を合わせて10装置分を限度とし、沖ト協に所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）は、~~前条の対象装置ごとに~~2装置分を限度とする。

ただし、国からの補助金が交付された装置に対しては助成金を交付しない。

- 2 助成金の交付額は、当該年度に新たに第2条の装置を車両に装着した場合、会員事業者は、1装置あたり30,000円（公益社団法人全日本トラック協会上限20,000円（但し、税抜機器価格の2分の1を上限とする。）、沖ト協10,000円）を交付し、非会員事業者は、1装置あたり1,000円（沖ト協1,000円）とする。
- 3 後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置の一体型は、会員事業者は、車両1台につき対象装置に60,000円（公益社団法人全日本トラック協会上限40,000円（但し、税抜機器価格の2分の1を上限とする。）、沖ト協20,000円）を交付し、非会員事業者は、車両1台につき対象装置に2,000円（沖ト協2,000円）とする。
- 4 取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとするが、取付工賃や消費税は取得価格には含まない。
- 5 既に導入された後方視野確認支援装置、側方視野確認支援装置、後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置の一体型について、故障等により代替としてモニター及びカメラを同時に買い換える場合、または、モニターかカメラのいずれかを買い換える場合、買い換えた装置の取得価格の2分の1、上限20,000円とする。
- 6 側方衝突監視警報装置は、車両1台につき機器の取得価格の2分の1、上限100,000円とし、会員事業者は5装置分を上限とする。
- 7 トルク・レンチについては、車両総重量8t以上の事業用トラックを管理する1事業所に1台、取得税抜価格の2分の1、上限30,000円とし、~~会員事業者は5装置分を上限とする。~~
- 8 取得価格の2分の1に小数点以下の値が生じた場合、小数点以下の値は切り捨てる。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 運送事業者は、装置装着が完了したときは、第5条の期日までに、様式1「安全装置等導入促進助成金実績報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）、様式2「安全装置等導入促進助成金内訳書」、装着したことが確認できる書面（領収証又はリース契約書等）の写し、並びに装着した車両の自動車検査証の写しを沖ト協に提出しなければならない。なお、~~装置の取得価格が車両全体の価格に含まれていて不明な場合は、本助成事業のために申請事業者より当該装置搭載車両の販売会社へ、装置取得価格のわかる書類の発行を依頼するよう求めること。~~

- 2 トルク・レンチについては、「600N・m」以上の締め付け能力を有することの確認ができるカタログ等を提出する。カタログ等がない場合には、当該トルク・レンチ販売会社に、「「600N・m」以上の締め付け能力を有する」旨を領収書等に付記するよう依頼すること。

(助成金の交付請求期限)

第5条 前条の助成金交付請求期限は装着した日の属する会計年度の1月末日までとする。ただし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第6条 沖ト協は、第4条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めるときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(装置の処分制限)

第7条 運送事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して下記の期間を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、あらかじめ沖ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(2)側方視野確認支援装置 1年

(3)側方衝突監視警報装置 1年

(4)呼気吹き込み式アルコールインターロック装置 1年

(5)IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 1年

(6)トルク・レンチ 1年

2 運送事業者は前項による処分が行われたときは、沖ト協へ報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第8条 本要綱に記されている「自動車検査証」について、電子化された自動車検査証（令和5年1月4日以降交付）にあつては「自動車検査証記録事項」と読み替える。

2 当該支援装置は、後付け装置を対象としているが、国の基準で定められた『後退時車両直後確認装置（バックカメラ、検知システムまたはミラー）』【新型車：令和4年5月から適用、継続生産車：令和6年5月適用】について、新車に標準で装着されたバックカメラが全ト協の安全装置等助成対象基準をクリアし当該助成の対象装置となっている場合には、令和7年3月末までに新車新規登録した車両に取り付けられたものも特例的に助成対象とする。

3 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則(平成24年6月29日)

第1条 本要綱は平成24年4月1日より適用する。

附則(平成25年5月30日)

第1条 本要綱は平成25年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成24年6月29日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則(平成26年4月28日)

第1条 本要綱は平成26年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成25年5月30日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則(平成26年5月28日)

第1条 本要綱は平成26年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成26年4月28日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則(平成28年4月27日)

第1条 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成26年5月28日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則(平成29年4月27日)

第1条 本要綱は平成29年4月1日より適用する。

附則(平成30年4月25日)

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

附則(平成31年4月23日)

第1条 本要綱は平成31年4月1日より適用する。

附則(令和3年4月28日)

第1条 本要綱は令和3年4月1日より適用する。

附則(令和6年4月26日)

第1条 本要綱は令和6年4月1日より適用する。

安全装置等導入促進助成金実績報告書（兼）請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者

住所

名称又は事業所名

代表者名

④

電話番号

担当者名

安全装置等導入促進助成金交付要綱第4条に基づき、安全装置等導入促進助成金の交付について、下記の通り請求します。

請 求 額 円

1. 内訳

① 安全装置等導入台数 台

2. 添付資料

- ① 安全装置等導入内訳書（様式2）
- ② 領収書（写）又はリース契約書（写）
- ③ 装着した車両の自動車検査証（写）
- ④ 国の補助金交付申請を行わない旨の誓約書
- ⑤ トルク・レンチについては、上記①～④に加えて下記も添付してください。
 - (1) 事業所で登録している車両総重量8t以上の事業用トラックの自動車検査証（写）
 - (2) 「600N・m」以上の締め付け能力を有することの確認ができるカタログ等（写）。
 カatalog等がない場合には、当該トルク・レンチ販売会社に、「「600N・m」以上の締め付け能力を有する」旨を領収書等に付記してもらうこと。

3. 振込先銀行口座

銀 行 名	
支 店 名	
預 金	普通預金 ・ 当座預金
口 座 番 号	
口 座 名 義	フリガナ

（注）沖ト協に提出してください。

安全装置等導入促進助成金内訳書

請求月日 令和 年 月 日
 事業者名

整理番号	支店 営業所 名	Gマーク 認定証番号	区分	導入装置		台数 (台)	助成金額		導入価格 (消費税 は除く)	装着年月
				メーカー名	装置名・型式		全ト協	沖ト協		
			後方・側方・側方監視 インター・IT・レンチ							令和 年 月
			後方・側方・側方監視 インター・IT・レンチ							令和 年 月
			後方・側方・側方監視 インター・IT・レンチ							令和 年 月
			後方・側方・側方監視 インター・IT・レンチ							令和 年 月
記入例	本社		後方・側方・側方監視 インター・IT・レンチ	●●工業(株)	●●システム ●●-●●●●●●	1	20,000	10,000	80,000	令和 〇年 〇月
記入例	●●営業所		後方・側方・側方監視 インター・IT・レンチ	(株)●●製作所	品番のみ(型式不要) ●●●●●●●●	1	30,000	-	70,000	令和 〇年 〇月
合 計										

※導入価格には機械本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとする。なお取付工賃や消費税は導入価格には含まない。

※IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器の場合のみ、導入事業所のGマークコード番号を記入してください。

※後方＝後方視野支援確認装置、側方＝側方視野確認支援装置、側方監視＝側方衝突監視警報装置、インター＝呼気吹き込み式アルコールインターロック、

IT＝IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器、レンチ＝トルク・レンチ

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

住所
名称又は事業所名
代表者名
電話番号
担当者名

⑩

誓 約 書

弊社は、下記機器の導入に対して国の補助金交付申請を行わない(行っていない)ことを、ここにお誓いいたします。

記

1. 機 器 名 :

2. 導入台数 : _____ 台

3. 装着車両 (登録番号を記載する。)

①		④		⑦		⑩	
②		⑤		⑧			
③		⑥		⑨			

※①インター、②IT、③トルク・レンチについては記入不要。

4. 導入年月：令和 年 月

令和6年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和6年5月1日現在
(50音順)

◆後方視野確認支援装置

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
アールアンドピー	ルームミラー取付タイプ カラーバックカメラセット	BE-RV200-RA	セット	
		BE-RV200-RB	セット	
		BE-RV141-RA	セット	
		BE-RV141-RB	セット	
	バック&サイドカメラシステム	BE-RV141AO-RA/RB	セット	1カメラ搭載
		BE-RV141AW-RA/RB	セット	2カメラ搭載
		BE-RV141AT-RA/RB	セット	3カメラ搭載
		BE-RV141AQ-RA/RB	セット	4カメラ搭載
		BE-RV141AOTR-RA/RB	セット	1カメラ搭載
		BE-RV141AWTR-RA/RB	セット	2カメラ搭載
アース電機	360° 3Dカメラシステム&7インチ モニターセット	BI-4000	セット	R5.8月追加 4カメラ搭載
アグレクション	SAKIGAKEバックカメラ	PNX-F715K-T	セット	R3.9月型番変更 旧型番:PNX-F715-T
アルファ・デポ	バックモニターシステム	AP-4300/S	セット	
		HIT-711	セット	
		HIT-712	セット	
		HIT-714	セット	
市光工業	セーフティビジョン	ST-9****	モニター単体	R4.10型式変更 搭載車両により、「ST-9**」、「ST-9***」、「ST-9****」
		ST-5****	モニター単体	R4.10型式変更 搭載車両により、「ST-5**」、「ST-5***」、「ST-5****」
		STR-1**	モニター単体	
		STR-1**FS	モニター単体	
		STR-1BOPR	モニター単体	
		STR-190GG	モニター単体	
	カラー液晶モニター 据置型	ST-900D	モニター単体	
		ST-500D	モニター単体	
	ドライブレコーダー一体型 7型液晶モニター 据置型	STR-100D	モニター単体	
		STR-2**T	モニター単体	
		STR-2BOPRT	モニター単体	
		STR-290GGT	モニター単体	
		STR-2A0FST	モニター単体	
		STR-200DT	モニター単体	
	ドライブレコーダー一体型 7型液晶モニター 据置型	STR-2**N	モニター単体	
		STR-2BOPRN	モニター単体	
		STR-290GGN	モニター単体	
		STR-2A0FSN	モニター単体	
		STR-200DN	モニター単体	
	8型HDカラーモニター	HT-1****	モニター単体	搭載車両により「HT-1**」 「HT-1***」「HT-1****」。 例)HT-1A0、HT-1A0FS 等。
	7型HDカラーモニター	HT-2****	モニター単体	R5. 8月追加 搭載車両により「HT-2**」 「HT-2***」「HT-2****」
	後方用カメラ	XC-400A	カメラ単体	
		XC-420A	カメラ単体	
		KC-450A	カメラ単体	
		HC-450A	カメラ単体	
	3Dサラウンドマルチビュー	TSM-100	カメラ単体	R1.11月追加
		TSM-200	カメラ単体	R2.2月追加、中大型用
小型HDカラーカメラ	HX-100A	カメラ単体	R1.10月追加	
シャッター付きHDカラーカメラ	HX-220A	カメラ単体	R3.11月追加	
HDカラーカメラ	HX-200A	カメラ単体	R3.11月追加	

(注)型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

令和6年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和6年5月1日現在
(50音順)

◆後方視野確認支援装置

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)	備考
INBYTE	車輻安全管理システム サラウンドカメラ	SVR-7004T	セット R2.2月追加
	車輻安全管理システム サラウンドビュー	SVS-6004T	セット R2.3月追加
	側方/後方事故防止AIカメラシステム i9	i9	セット R5.2月追加
	後方事故防止AIカメラシステム i8	i8	セット R5.2月追加
ウインズ・テクノロジー・ジャパン	後方視野確認支援装置(シャッターカメラ&モニターセット)	WTJ-SS	セット R1.7月追加
	後方視野確認支援装置(ミニキューブカメラ&モニターセット)	WTJ-MT	セット R1.7月追加
	後方視野確認支援装置(IR広角カメラ)	WTJ-A3	セット R2.11月追加
	後方視野確認支援装置(小型広角カメラ)	WTJ-A8	セット R2.11月追加
	SVM360サラウンドビューモニタリングシステムモニターセット	SVM360-BT10	セット 4カメラ搭載 R1.7月追加
エフ・アール・シー	リアビュー・カメラシステム	RV-500CS	セット
	トラック専用 リアビュー・カメラシステム	RV-507CS	セット
		RV-509CS	セット R5.12月廃止(製造終了)
		RV-510CS	セット R5.12月廃止(製造終了)
		RV-507FB	セット
	平ボディ専用 リアビュー・カメラシステム	RV-507FB II	セット
		RV-509FB	セット R5.12月廃止(製造終了)
		RV-510FB	セット R5.12月廃止(製造終了)
		RV-517FB	セット R2.3月追加
	平ボディ用AHD対応 リアビュー・カメラシステム	RV-527FB	セット R2.3月追加
トラック専用 リア/サイドビュー・カメラシステム		SRV-700CS	セット R2.3月型式訂正
	SRV-900CS	セット R2.3月型式訂正 R5.12月廃止(製造終了)	
	SRV-1000CS	セット R2.3月型式訂正 R5.12月廃止(製造終了)	
AHD 対応 リアビュー・カメラシステム	RV-577CS	セット R3.6月追加	
ORLACO	ORLACO	Set Orlaco RLED Monitor with Camera	セット ※別紙「ORLACO社製後方視野確認支援装置の助成対象の確認について」にてセット内容を確認。
キャストレード	CT120Mバックカメラモニターセット	CT120M-SET01	セット
		CT120M-SET02	セット
クラリオン	カラーモニター	CJ-5600*(-*)	モニター単体 R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
		CJ-5605*(-*)	モニター単体 R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
		CJ-7000*(-*)	モニター単体 R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
		CJ-7100*(-*)	モニター単体 R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
		CJ-7300*(-*)	モニター単体 R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
		CJ-7600*(-*)	モニター単体 R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
		CJ-981*(-*)	モニター単体 R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
	車載用後方モニター	CJ-7620*(-*)	モニター単体 R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
	7型HD対応モニター	CJ-7800*(-*)	モニター単体 R2.11月追加 R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
7型HDモニター	TY-4000*(-*)	モニター単体 R2.11月追加 R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」	

(注)型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

令和6年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和6年5月1日現在
(50音順)

◆後方視野確認支援装置

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
クラリオン	後方確認カメラ	CC-1060*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「**」
		CC-1601*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「**」
		CC-3000*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「**」
		CC-6100*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「**」
		CC-6110*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「**」
		CC-6500*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「**」
		CC-6600*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「**」
		CC-6601*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「**」
	CC-6650*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「**」	
	安全後方確認カメラ	CC-1065*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「**」
		CC-3100*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「**」
		CC-6300*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「**」
		CC-6352*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「**」
		CC-7202*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「**」
	シャッター付HDカメラ	CR-8500*(-*)	カメラ単体	R2.11月追加 R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「**」
	シャッターなしHDカメラ	CR-8600*(-*)	カメラ単体	R2.11月追加 R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「**」
	LED付小型HDカメラ	TY-3000*(-*)	カメラ単体	R2.11月追加 R4.9仕様変更(型式名変更)
小型HDカメラ	CR-8700*(-*)	カメラ単体	R4.9月追加 「*」又は「**」	
コシダテック	車両後方・側方確認カメラシステム	CM-6010	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM-6020	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM-7220	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM-7230	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM6010R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
		CM6020R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
		CM7220R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
	CM7230R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加	
	車両後方・側方安全確認カメラシステム	HM-8000	モニター単体	R4.7月追加
	車両後方・側方確認カメラシステム	C-700	カメラ単体	R1.11月追加
車両後方・側方安全確認カメラシステム	C-800	カメラ単体	R4.7月追加	
CBC	GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム	ZMC1-SQH44N-W9	セット	
		ZMC1-SQH44SN-W9	セット	
		ZMC1-SQH44N-ZB	セット	
		ZMC1-SQH44SN-ZB	セット	
		ZMC1-RVC37-SQH44N	セット	
		ZMC1-RVC37-SQH44SN	セット	
	GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(1CH)	ZMC1-SQH44N	セット	
		ZMC1-SQH44SN	セット	
	GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(2CH)	ZMC2-SQH44N-25	セット	
		ZMC2-SQH44N-32	セット	
		ZMC2-SQH44SN-25	セット	
		ZMC2-SQH44SN-32	セット	
	GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(3CH以上)	ZMC1-RVC27-SQ44N	セット	
GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(1CH)	ZMC1-RVC27N-SQH44NN	セット	R3.5月追加	

(注)型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

令和6年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和6年5月1日現在
(50音順)

◆後方視野確認支援装置

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)	備考	
ジェットイノウエ	超広角カメラ&7インチ高精細モニターセット	GX-00*	セット	R2.3月仕様変更、*は商品ごとに1~3の数字が入ります
		GX-10*AHD	セット	R2.3月追加、*は商品ごとに1~3の数字が入ります
	超広角ミニバックカメラ&7インチモニターセット	GX-010	セット	R2.9月追加
	アナログハイビジョンカメラ&モニターセット	GX-111AHD	セット	R5.8月追加
シルバーアイ	集音マイク付バックカメラ 7インチモニターセット	CM-708DR2	セット	R2.7月追加
	360° 俯瞰システム	INO-8310-7M	セット	R2.11月追加
	130万画素 高画質バックカメラ セット(シャッター付)	RV-760D2	セット	R2.11月追加
	融雪カメラ	SC-1200	カメラ単体	R5.12月追加
シンクウェアジャパン	バックカメラ	TWC1-TCV100	セット	
		TWC1-M90C	セット	R3.6月追加
	GANRIKIバックカメラ (モニターセット、広角カメラ)	TWC1-TCV200	セット	R4.8月追加
スカニアジャパン	リアビューシステムキット	2545702	セット	
	フロントアンドリアビューシステムキット	2545703	セット	
スティーラジャパン	バックカメラモニターセット	STJ-CB01	セット	R6.2月追加
スマートバリュー	アナログハイビジョンカメラ&モニターセット	SV-101AHDS	セット	R3.5月追加
	アナログハイビジョンカメラ&モニター&コンバーターセット	SV-101AHDSC	セット	R3.5月追加
	アナログハイビジョンカメラ&モニターセット	SV-111AHDS	セット	R5.8月追加
	アナログハイビジョンカメラ&モニター&コンバーターセット	SV-111AHDSC	セット	R5.8月追加
辰巳屋興業	SRバックカメラモニターキット	SR-S05	セット	R2.5月追加
		SR-S11	セット	R2.5月追加
		SR-S05-DR	セット	R3.11月追加
		SR-S11-DR	セット	R3.11月追加
	SRバックカメラモニターキット(シャッター付カメラ)	SR-S06	セット	R2.10月追加
植屋ヤック	バックモニターセット	XC-M9SA	セット	
		XC-M9MA	セット	
		XC-M9LA	セット	
		XC-M9XA	セット	
		XC-M9YA	セット	
		XC-M9S	セット	
		XC-M9M	セット	
		XC-M9L	セット	
		XC-M9X	セット	
		XC-M9Y	セット	
	カメラ&7インチモニターセット	XC-M1*	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。
		XC-M1*A	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。 末尾のAは、ルームミラー 取り付けブラケット付き。
	カメラ&7インチモニターセット	XC-M2*	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。
		XC-M2*A	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。 末尾のAは、ルームミラー 取り付けブラケット付き。
TCI	車両後方確認カメラシステム	TCIBC-0001	セット	R4.9月追加
		TCIBC-0002	セット	R4.9月追加
	人検知AIカメラ& 防水7インチモニターセット	AIBC-1001S	セット	R6.4月追加
		AITC-1001S	セット	R6.5月追加
東海クラリオン	elpis SMART MIRROR	SM-1900-T115	セット	R4.7月廃止
		SM-1900-T160	セット	R4.7月廃止
	7型液晶カラーモニター	CS-7222R	モニター単体	R3.11月追加 CS-5101R(カメラ)とセット販売
	AHDカメラ	CS-5101R	カメラ単体	R3.11月追加 CS-7222R(モニター)とセット販売

(注)型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

令和6年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和6年5月1日現在
(50音順)

◆後方視野確認支援装置

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)	備考
ドリームメーカー	7インチ液晶モニター&バックカメラ	MT070RAA	セット
	7インチ液晶モニター&バックカメラ+トレーラーセット	MT070RAA-TR01	セット
	7インチ液晶モニター&小型バックカメラ	MT070RCA1	セット
		MT070RCA2	セット
	7インチ液晶モニター&小型バックカメラ トレーラーセット	MT070RCA1-TR01	セット
		MT070RCA2-TR01	セット
	7インチモニター&赤外線バックカメラ	MT070RDA	セット
7インチモニター&赤外線バックカメラ トレーラーセット	MT070RDA-TR01	セット	
	9インチ液晶モニター&バックカメラセット	MT090NV	セット
日本ヴェーテック	ALL VIEW MONITOR (オールビューモニター)	AVM-348	セット
		ATA-AVM-S10	セット
	リアビューモニター	TKV-S20	セット
		TKV-S30	セット
		VA-S50	セット
	ナイスビューモニター	VW-S20	セット
		VW-SN20	セット
		VH-S20	セット
	ナイスビューモニター 2カメラシステムセット	VH-S20/2	セット
	小型CMOSカメラ	CCN-115-05	セット
	カラーモニター	VH-M20	モニター単体
	カメラ単体	VW-C20W	カメラ単体
		VH-C20W	カメラ単体
		VH-C30W	カメラ単体
VH-SC20W		カメラ単体	
VH-SC30W		カメラ単体	
VH-CN20		カメラ単体	
VP-C10W-5		カメラ単体	
Heavy Duty CAMERA	CCN-716-IR	カメラ単体	
日本セラミック	OSDソナーシステム	E215-TM00	セット
		E215-TS00	セット
ネクストリンク	超広角バックカメラ&7インチ高精細モニターセット	NL-101AHDS	セット
	超広角バックカメラ&7インチ高精細モニターセット(変換コンバーター連結配線セット)	NL-101AHDSC	セット
パーマンコーポレーション	バック・カメラ	PBC120	セット
		PRM745	セット
		PRM74S	セット
	バック・カメラ ルームミラーモニタータイプ	PRM70J	セット
	バック・カメラ ルームミラーモニタータイプ サイドカメラ付	PRM70S	セット
バックカメラ+ワンシャッターカメラ+ルームミラータイプ	PRM121	セット	
日野自動車	モニターディスプレイ	86110-E0081	モニター単体
		CJ-7620J	モニター単体
		CJ-7620J-A	モニター単体
	後方カメラ(シャッター無し)	S0858-E1050	カメラ単体
		CC-6600B	カメラ単体
		CC-6600B-*	カメラ単体
	後方カメラ(シャッター付き)	S0858-E1051	カメラ単体
		CC-6500B	カメラ単体
		CC-6500B-*	カメラ単体
	電子インナーミラー	87810-37150	モニター単体
MDS-OTS3		モニター単体	
86790-37020		カメラ単体	
CM073A-02		カメラ単体	

(注)型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

令和6年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和6年5月1日現在
(50音順)

◆後方視野確認支援装置

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
三菱電機	カービジョン ルームミラー型モニター	CM-6000	モニター単体	
		CM-7200	モニター単体	
		CM-7200A	モニター単体	
		CM-7210	モニター単体	
		CM-7220	モニター単体	
		CM-7230	モニター単体	
		CM-6010	モニター単体	
	車両用安全確認カメラシステム	C-4010A	カメラ単体	
		C-4010	カメラ単体	
		C-4060A	カメラ単体	
		C-4060	カメラ単体	
		C-5000	カメラ単体	
名鉄交通商事	バックモニターセット	MKS-Y01	セット	
	バックカメラ MKS-Y05	MKS-Y05	セット	R3.4月追加
菱和 メルコモビリティソリューションズ	CAR VISION LCDカラーモニター	CM6010R	モニター単体	R4.10月メーカー名変更
		CM6020R	モニター単体	R4.10月メーカー名変更
		CM7220R	モニター単体	R4.10月メーカー名変更
		CM7230R	モニター単体	R4.10月メーカー名変更
		CM7520R	モニター単体	R5.5月追加
	CAR VISION カラーモニター	CM7522R	モニター単体	R6.4月追加 HD広角カメラ対応
	CAR VISION カラーカメラ	C401*R	カメラ単体	R2.7月仕様変更 R4.10月メーカー名変更
		C406*R	カメラ単体	R2.7月仕様変更 R4.10月メーカー名変更
		C500*R	カメラ単体	R2.7月仕様変更 R4.10月メーカー名変更
		C6025R	カメラ単体	R6.4月追加 HD広角カメラ
CAR VISION カラーカメラ 融雪ヒーター付	C4075R	カメラ単体	R4.1月追加、融雪カメラ R4.10月メーカー名変更	
	C5075R	カメラ単体	R4.1月追加、融雪カメラ R4.10月メーカー名変更	
UDトラックス	Back-UP Monitoring	Waeco Perfect view CAM20C1	セット	R2.9月追加、ボルボトラック
		Mekra auxiliary unit 1309	セット	R4.11月追加、ボルボトラック
レゾナント・システムズ	7インチワイドモニター & バックカメラセット	RSCM-01	セット	R3.12月追加
ワーテックス	BACK EYE SYSTEM	DM806	セット	
		DS806	セット	
		TM806	セット	
		TS806	セット	
	車載用後方確認支援システム +サイドビューシステム	DM806F	セット	R2.3月追加
		DS806F	セット	R2.3月追加
		TM806F	セット	R2.3月追加
		TS806F	セット	R2.3月追加
	車載用後方確認支援システム	DEC-2000**	セット	R5.2月追加 **は文字のないものもある
		DER-2001**	セット	R5.2月追加 **は文字のないものもある

令和6年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和6年4月1日現在
(50音順)

◆側方視野確認支援装置

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
アールアンドピー	バック&サイドカメラシステム	BE-RV141AO-RA/RB	セット	1カメラ搭載
		BE-RV141AW-RA/RB	セット	2カメラ搭載
		BE-RV141AT-RA/RB	セット	3カメラ搭載
		BE-RV141AQ-RA/RB	セット	4カメラ搭載
		BE-RV141AOTR-RA/RB	セット	1カメラ搭載
		BE-RV141AWTR-RA/RB	セット	2カメラ搭載
		BE-RV141ATTR-RA/RB	セット	3カメラ搭載
		BE-RV141AQTR-RA/RB	セット	4カメラ搭載
アース電機	360° 3Dカメラシステム&7インチモニターセット	BI-4000	セット	R5.8月追加 4カメラ搭載
アグレクション	SAKIGAKEオプションカメラ	YKC-10A	カメラ単体	PNX-F715-Tへのオプション装着
アルファ・デポ	2チャンネルバックモニターシステム	HIT-712	セット	HIT-712.HIT-714へのオプション装着
	4チャンネルバックモニターシステム	HIT-714	セット	
	赤外線カメラ	HIT-C15MT	カメラ単体	
	超小型カメラ	HIT-C16	カメラ単体	
	超広角カメラ	HIT-C23	カメラ単体	
	赤外線カメラ	MBZ-120IR	カメラ単体	
いすゞ自動車	カラーモニター	CJ-7600*	モニター単体	※クラリオン製
	安全側方確認カメラ	CC-1065*	カメラ単体	
市光工業	セイフティビジョン	ST-9****	モニター単体	R4.10型式変更 搭載車両により、「ST-9**」、「ST-9***」、「ST-9****」
		ST-5****	モニター単体	R4.10型式変更 搭載車両により、「ST-5**」、「ST-5***」、「ST-5****」
		STR-1**	モニター単体	
		STR-1**FS	モニター単体	
		STR-1B0PR	モニター単体	
		STR-190GG	モニター単体	
	カラー液晶モニター 据置型	ST-900D	モニター単体	
		ST-500D	モニター単体	
	ドライブレコーダー一体型 7型液晶モニター 据置型	STR-100D	モニター単体	
		STR-2**T	モニター単体	
		STR-2B0PRT	モニター単体	
	ドライブレコーダー一体型 7型液晶モニター 据置型	STR-290GGT	モニター単体	
		STR-2A0FST	モニター単体	
		STR-200DT	モニター単体	
		STR-2**N	モニター単体	
		STR-2B0PRN	モニター単体	
		STR-290GGN	モニター単体	
		STR-2A0FSN	モニター単体	
		STR-200DN	モニター単体	
	8型HDカラーモニター	HT-1****	モニター単体	R3.11月追加
	7型HDカラーモニター	HT-2****	モニター単体	R5. 8月追加 搭載車両により「HT-2**」 「HT-2***」「HT-2****」
	カラー補助カメラ	KC-H15A	カメラ単体	
		KC-H80A	カメラ単体	
高性能CMOSカラーカメラユニット	KC-450A	カメラ単体	R2.2月追加	
3Dサラウンドマルチビュー	TSM-100	カメラ単体	R1.11月追加	
	TSM-200	カメラ単体	R2.2月追加、中大型用	
小型HDカラーカメラ(補助用)	HX-H30A	カメラ単体	R3.11月追加	
小型HDカラーカメラ(狭角・補助用)	HX-H80A	カメラ単体	R3.11月追加	

(注) 型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

令和6年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和6年4月1日現在
(50音順)

◆側方視野確認支援装置

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
INBYTE	車輛安全管理システム サラウンドカメラ	SVR-7004T	セット	R2.2月追加
	車輛安全管理システム サラウンドビュー	SVS-6004T	セット	R2.3月追加
	側方/後方事故防止AIカメラシステム i9	i9	セット	R5.2月追加
	巻き込み事故防止AIカメラシステム i7	i7	セット	R5.2月追加
ウィンズ・テクノロジー・ジャパン	側方視野確認支援装置(ミニキューブカメラ&モニターセット)	WTJ-MT	セット	R1.7月追加
	SVM360サラウンドビューモニタリングシステムモニターセット	SVM360-BT10	セット	4カメラ搭載 R1.7月追加
エフ・アール・シー	トラック専用 リア/サイドビュー・カメラシステム	SRV-700S SRV-700CS	セット	R2.3月型式訂正
		SRV-900S SRV-900GS	セット	R2.3月型式訂正 R5.12月廃止(製造終了)
		SRV-1000S SRV-1000GS	セット	R2.3月型式訂正 R5.12月廃止(製造終了)
	トラック専用 サイドビュー・カメラシステム	SV-700CS	セット	
		SV-900CS	セット	R5.12月廃止(製造終了)
		SV-1000CS	セット	R5.12月廃止(製造終了)
ORLACO	コーナーアイカメラセット (Corner Eye Camera Set)	0400040	セット	
クラリオン	カラーモニター	CJ-5600*(-*)	モニター単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)【*】又は【**】
		CJ-5605*(-*)	モニター単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)【*】又は【**】
		CJ-7000*(-*)	モニター単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)【*】又は【**】
		CJ-7100*(-*)	モニター単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)【*】又は【**】
		CJ-7300*(-*)	モニター単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)【*】又は【**】
		CJ-7600*(-*)	モニター単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)【*】又は【**】
		CJ-981*(-*)	モニター単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)【*】又は【**】
	車載用側方モニター	CJ-7620*(-*)	モニター単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)【*】又は【**】
	7型HD対応モニター	CJ-7800*(-*)	モニター単体	R2.11月追加 R4.9月仕様変更(型式名変更)【*】又は【**】
	7型HDモニター	TY-4000*(-*)	モニター単体	R2.11月追加 R4.9月仕様変更(型式名変更)【*】又は【**】
	側方確認カメラ	CC-1060*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)【*】又は【**】
		CC-1601*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)【*】又は【**】
		CC-3000*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)【*】又は【**】
		CC-6100*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)【*】又は【**】
		CC-6110*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)【*】又は【**】
		CC-6500*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)【*】又は【**】
		CC-6600*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)【*】又は【**】
		CC-6601*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)【*】又は【**】
		CC-6650*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)【*】又は【**】
		安全側方確認カメラ	CC-1065*(-*)	カメラ単体
	CC-3100*(-*)		カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)【*】又は【**】
	CC-6300*(-*)		カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)【*】又は【**】
	CC-6352*(-*)		カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)【*】又は【**】
	CC-7202*(-*)		カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)【*】又は【**】
	シャッター付HDカメラ	CR-8500*(-*)	カメラ単体	R2.11月追加 R4.9月仕様変更(型式名変更)【*】又は【**】
	シャッターなしHDカメラ	CR-8600*(-*)	カメラ単体	R2.11月追加 R4.9月仕様変更(型式名変更)【*】又は【**】
	LED付小型HDカメラ	TY-3001*(-*)	カメラ単体	R2.11月追加 R4.9月仕様変更(型式名変更)
	小型HDカメラ	CR-8700*(-*)	カメラ単体	R4.9月追加 【*】又は【**】

(注)型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

令和6年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和6年4月1日現在
(50音順)

◆側方視野確認支援装置

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
コシダテック	車両後方・側方確認カメラシステム	CM-6010	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM-6020	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM-7220	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM-7230	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM6010R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
		CM6020R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
		CM7220R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
		CM7230R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
	車両後方・側方安全確認カメラシステム	HM-8000	モニター単体	R4.7月追加
車両後方・側方確認カメラシステム	C-700	カメラ単体	R1.11月追加	
車両後方・側方安全確認カメラシステム	C-800	カメラ単体	R4.7月追加	
CBC	GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(1CH)	ZMC1-SQH44N-25	セット	
		ZMC1-SQH44N-32	セット	
		ZMC1-RVC37-SQH44N	セット	
		ZMC0-RVC27-SQ44N	カメラ単体	
		ZMC0-SQH44N	カメラ単体	
	GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(2CH)	ZMC2-SQH44N-25	セット	
		ZMC2-SQH44N-32	セット	
		ZMC2-SQH44SN-25	セット	
		ZMC2-SQH44SN-32	セット	
	GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(3CH以上)	ZMC1-RVC27-SQ44N	セット	
ジェットイノウエ	超広角カメラ&7インチ高精密モニターセット	GX-00*	セット	R2.3月追加、*は商品ごとに1~3の数字が入ります
		GX-10*AHD	セット	R2.3月追加、*は商品ごとに1~3の数字が入ります
	超広角ミニバックカメラ単品	YKC-20A	カメラ単体	R2.9月追加
	アナログハイビジョンカメラ専用7インチモニター(モニター単体)	YKM-700HD	モニター単体	R2.3月追加
	側方カメラ専用ブラケット付50万画素IRカメラ(カメラ単体)	YK-230SIDE	カメラ単体	R2.3月追加
シルバーアイ	360° 俯瞰システム	INO-8310-7M	セット	R2.11月追加
シンクウェアジャパン	バックカメラ	TWC1-TCV100	セット	
	バックカメラ	TW-TCV100	カメラ単体	
	GANRIKIバックカメラ(モニターセット、広角カメラ)	TWC1-TCV200	セット	R4.8月追加
	GANRIKIバックカメラ(モニターセット、シャッター付きカメラ)	TWC1-M90C	セット	R4.8月追加
	GANRIKIバックカメラ(広角カメラ単体)	TW-TCV200	カメラ単体	R4.8月追加
スカニアジャパン	コーナーアイカメラキット	2473496	セット	
	フロントビューシステムキット	2545701	セット	
	フロントアンドリアビューシステムキット	2545703	セット	
スティーラジャパン	サイドカメラ	FHD676	カメラ単体	R6.2月追加
辰巳屋興業	SRバックカメラモニターキット	SR-S05	セット	R2.5月追加、SR-S10との組み合わせ
	SRモニター側方確認カメラ	SR-S10	カメラ単体	R2.5月追加、SR-S05との組み合わせ

(注) 型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

令和6年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和6年4月1日現在
(50音順)

◆側方視野確認支援装置

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
稲屋ヤック	バックモニターセット	XC-M9SA	セット	
		XC-M9MA	セット	
		XC-M9LA	セット	
		XC-M9XA	セット	
		XC-M9YA	セット	
		XC-M9S	セット	
		XC-M9M	セット	
		XC-M9L	セット	
		XC-M9X	セット	
		XC-M9Y	セット	
	カメラ&7インチモニターセット	XC-M1*	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。
		XC-M1*A	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。 末尾のAは、ルームミラー取り付けブラケット付き。
		XC-M2*	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。
XC-M2*A		セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。 末尾のAは、ルームミラー取り付けブラケット付き。	
カメラ&7インチモニターセット	XC-M1	カメラ単体	XC-M2*又はXC-M2*Aの導入時における側方カメラ増設時に限る。	
	XC-M9	カメラ単体	XC-M2*又はXC-M2*Aの導入時における側方カメラ増設時に限る。	
日本ビューテック	ALL VIEW MONITOR (オールビューモニター)	AVM-348	セット	R2.9月追加
		ATA-AVM-S10	セット	R4.11月追加
	ナイスビューモニター 2カメラシステムキット	VH-S20/2	セット	
	ナイスビューモニター カメラ増設キット	VH-S20/P2	セット	
	小型CMOSカメラ	CCN-115-05	セット	R5.7月追加
	カラーモニター	VH-M20	モニター単体	
	カメラ単体	VW-C20W	カメラ単体	
		VH-C20W	カメラ単体	
		VH-C30W	カメラ単体	
		VH-SC20W	カメラ単体	
		VH-SC30W	カメラ単体	
VH-CN20		カメラ単体		
VP-C10W-5		カメラ単体		
Heavy Duty CAMERA	CCN-716-IR	カメラ単体	R2.9月追加	
パーマンコーポレーション	バック・カメラ CMOSカメラサイドカメラ用ステーセット	CR32WB	カメラ単体	PRM745,PRM74Sオプションカメラ
	バック・カメラ ルームミラーモニタータイプ サイドカメラ付	PRM70S	セット	PRM70Jにサイドカメラを追加
	バック・カメラ	PRM74S	セット	R5.4月廃止・販売終了
日野自動車	モニターディスプレイ	86110-E0081	モニター単体	
		CJ-7620J	モニター単体	
		CJ-7620J-A	モニター単体	
	左カメラ	86790-E0050	カメラ単体	
		CC-6100*	カメラ単体	
		CC-6100*-*	カメラ単体	
三菱電機	カービジョン ルームミラー型モニター	CM-6000	モニター単体	
		CM-7200	モニター単体	
		CM-7200A	モニター単体	
		CM-7210	モニター単体	
		CM-7220	モニター単体	
		CM-7230	モニター単体	
		CM-6010	モニター単体	
		CM-6020	モニター単体	
	車両用安全確認カメラシステム	C-4010A	カメラ単体	
		C-4010	カメラ単体	
		C-5000	カメラ単体	

(注) 型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

令和6年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和6年4月1日現在
(50音順)

◆側方視野確認支援装置

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
菱和 メルコモビリティソリューションズ	CAR VISION LCDカラーモニター	CM6010R	モニター単体	R4.10月メーカー名変更
		CM6020R	モニター単体	R4.10月メーカー名変更
		CM7220R	モニター単体	R4.10月メーカー名変更
		CM7230R	モニター単体	R4.10月メーカー名変更
		CM7520R	モニター単体	R5.5月追加
	CAR VISION カラーモニター	CM7522R	モニター単体	R6.4月追加 HD広角カメラ対応
	CAR VISION カラーカメラ	C401*R	カメラ単体	R2.7月仕様変更 R4.10月メーカー名変更
		C500*R	カメラ単体	R2.7月仕様変更 R4.10月メーカー名変更
		C6025R	カメラ単体	R6.4月追加 HD広角カメラ
	CAR VISION カラーカメラ 融雪ヒーター付	C4075R	カメラ単体	R4.1月追加、融雪カメラ R4.10月メーカー名変更
C5075R		カメラ単体	R4.1月追加、融雪カメラ R4.10月メーカー名変更	
UDトラックス	Back-UP Monitoring	Waeco Perfect view CAM20C1	セット	R2.9月追加、ボルボトラック
		Mekra auxiliary unit 1309	セット	R4.11月追加、ボルボトラック
ワーテックス	車載用後方確認支援システム	DM806	セット	
		DS806	セット	
		TM806	セット	
		TS806	セット	
	車載用後方確認支援システム +サイドビューシステム	DM806F	セット	
		DS806F	セット	
		TM806F	セット	
		TS806F	セット	
	サイドビューシステム	XL-806-IF	セット	

令和6年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和6年4月17日現在

(50音順)

◆側方衝突監視警報装置

装置メーカー名	装置名称	型式	備考
東海クラリオン	巻き込み警報カメラシステム	CS-6121AS	R6.4.17追加 装着は単車に限定

2024/4/17

令和6年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和6年4月1日現在

(50音順)

◆呼気吹き込み式アルコールインターロック

装置メーカー名	装置名称	型式	備考
秋田県貿易	アルコ・インターロックPro	FIT228-LC	
東海電子	ALC-ZERO	T-ALC-LK100 (カメラなし、SDなし)	
	ALC-ZERO II	T-ALC-LK200 (カメラ、SDあり)	

令和6年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和6年4月1日現在

(50音順)

◆IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

装置メーカー名	装置名称	型式	備考
インフォセンス	デジタルアルコールチェッカーFUGOsmartBt	FALC-31	当該の機器と連携するサービス名:デジタル点呼マネージャー、R2.9月追加
	アルコール検査器 ソシアック・ネオ	SC-502	㈱インフォセンス製「デジタル点呼マネージャー」と連動要 R3.6月追加
コア	フーゴスマートBT	FALC-31	クラウド型IT点呼システム「Cagou IT点呼」と連携要 R2.12月追加
サンコーテクノ	アルコガーディアン モバイル TR-1	TR-1	
	アルコガーディアン モバイル TR-2	TR-2	専用スマホとセット サンコーテクノ(㈱)で検証済みのスマホとセット (スマホはユーザーが用意し、キャリア契約済みのものとする) R2.8月仕様変更
タニタ	アルプロ	FC-1000	
		FC-1000D	
		FC-1008D	
		FC-1200	NPシステム開発製 デジタコと連動要 (NET-380/580/780)
		FC-1200F	富士通製デジタコ (DTS-C1/D1シリーズ/D2シリーズ)と連動要 R2.5月仕様変更
	アルコール検知器	FC-810	
		FC-1500	
	FC-1500F		
中央自動車工業	抗菌仕様 日本国産電気化学式アルコール検知器 ソシアック・ネオ	SC-502	R3.6月追加、R3.11月仕様変更、R3.12月仕様変更 R5.7月仕様変更 中央自動車工業(㈱)製「専用PC管理ソフト」「専用スマホアプリ」、テレニシ株式会社製「IT点呼キーパー」、株式会社ナブアシスト製「『点呼+』モバイルサービス」、又は株式会社 MIRAlt Service Design製「AI-RollCall」のセット
	Bluetooth搭載 電気化学式センサー採用アルコール検知器 ネオ・ブルー	NEB-601	R5.1月追加、R5.6月仕様変更 R5.7月仕様変更、R5.8月仕様変更 テレニシ株式会社製「IT点呼キーパー」、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社製「LINKEETH」・「docoですcar」、又は株式会社 MIRAlt Service Design製「AI-RollCall」のセットでの導入が必要
東海電子	ALC-Mobile/ ALC-Mobile Bluetooth	T-ALC-MB100	
	ALC-Mobile II	T-ALC-MB200	
	ALC-Mobile III	T-ALC-S100	R5.6月追加
東洋マーク製作所	電気化学式アルコール検知器 (Bluetooth内蔵)	AC-015BT	R3.7月仕様変更 テレニシ社製「IT点呼キーパー」との連動又は東洋マーク社製「どこでもAC」をインストールしたスマートフォンとの連動が必須
	富士通製デジタコ連動 電気化学式アルコール検知器	AC-015iv	R1.10月追加 R3.8月仕様変更 富士通製デジタコ(DTS-C1/D1/D2/G1Dシリーズ)と連動要
	電気化学式アルコール検知器 Bluetooth内蔵	AC-018	R3.5月追加 R3.7月仕様変更 テレニシ社製「IT点呼キーパー」との連動又は東洋マーク社製「どこでもAC」をインストールしたスマートフォンとの連動が必須
トリプルアイズ	AIZE Breath ハンディタイプ	MT-AL01BT	R4.12月追加
日本ラッド	Smart Vehicle Cloud	RS-23-01	R1.5月廃止
フィガロ技研	デジタルアルコールチェッカー フーゴプロ	FALC-11T	R3.7月仕様変更 テレニシ社製「IT点呼キーパー」と連動要

中小企業大学校講座受講促進助成制度実施要綱

平成24年6月29日制定

令和6年4月26日一部改正

公益社団法人 沖縄県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）の経営者・管理者が中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の向上を図ることを目的とする。

(受講対象者)

第2条 運送事業者であり、且つ、法定中小企業者（資本金3億円以下又は常備従業員300人以下）の経営者、後継者及び管理者（以下「経営者等」という。）とする。

(対象校)

第3条 国の人材養成機関である中小企業大学校9校及び金沢キャンパス、四国キャンパス、WEBeeCampus（Web講座）を対象とする。

最寄校での受講を原則とするが、希望する講座名・受講期間等により最寄校以外での受講も妨げない。

学校名	郵便番号	所在地	電話番号
旭川校	078-8555	北海道旭川市緑が丘東3条2-2-1	0166-65-1200
仙台校	989-3126	宮城県仙台市青葉区落合4-2-5	022-392-8811
三条校	955-0025	新潟県三条市上野原570	0256-38-0770
東京校	207-8515	東京都東大和市桜が丘2-137-5	042-565-1207
瀬戸校	489-0001	愛知県瀬戸市川平町79	0561-48-3400
関西校 (R6.4移転)	541-0052	大阪府大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルディング17階	06-6530-0029
広島校	733-0834	広島県広島市西区草津新町1-21-5	082-278-4955
九州校 (旧直方校)	812-0024	福岡県福岡市博多区綱場町2-1 博多FDビジネスセンター3階	092-263-1554
人吉校	868-0021	熊本県人吉市鬼木町梢山1769-1	0966-23-6800

※上記9校のほか、金沢キャンパス、四国キャンパス、WEBeeCampusも対象とする。

※金沢キャンパス、四国キャンパスは、特定の校舎を持たず、北陸、四国各県の会議施設等で開講されるもの。

(対象講座)

第4条 対象となる講座は、中小企業大学校の各校（金沢キャンパス、四国キャンパス、WEBeeCampus含む）が定める講座であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材教育、総務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーに能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業に関する講座

(受講定員)

第5条 受講者総数は予算の範囲内とし、1事業者からの複数の申込みも妨げない1人までとする。

(受講の届け出・承認)

第6条 受講を希望する運送事業者は、事前に様式1の「受講届出書」をFAXにて公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）へ提出する。

2 沖ト協は、前項の届け出があったときは、予算の範囲内であることを確認の上で速やかに運送事業者の様式1-1の「受講承認書」を通知する。

(大学校への申込み)

第7条 受講を希望する運送事業者は、沖ト協からの受講の承認があった後、受講しようとしている学校に対して、受講申込みの手続きを行うものとする。なお、同時に受講料を納入することになっている学校については、所定の受講料（全額）を直接納入する。

2 受講申し込みをした学校から受け入れ通知があった場合に受講することができる。

3 受講料は、所定の額（全額）を運送事業者が直接、当該校に納入する。

(受講終了後の手続き)

第8条 運送事業者は、受講が終了し、受講料全額を支払った後、様式2の「受講修了通知書」と、中小企業大学校が発行する「受講修了証書」（写し）及び様式2-2「中小企業大学校講座受講実施報告書（兼）請求書」並びに「振込金受取書」等（写し）、を添付し、沖ト協に提出する。なお、県外で受講した場合は各交通機関の領収書（写し）又は明細等を添付する。

2 受講修了通知書の締め切りは、当該年度1月末日までに沖ト協必着とする。ただし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(交通費の助成)

第9条 助成の対象となる交通費は、沖縄県外で実施される講座を受けようとする経営者等の所属する事業所又は自宅から当該対象校までの間のバス、鉄道又は航空等の公共交通機関の往復運賃で実費分を基準に、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）は、半額、沖ト協に所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）は、1割、助成する。

(受講料の助成)

第10条 受講料については、会員事業者は、沖ト協・公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が、各々3分の1の割合で助成する。但し、国、自治体、他団体（全ト協含む）等からの助成金の合計が受講料の3分の2を超える分は助成金を交付しない。非会員事業者は、沖ト協が15分の1、助成する。

2 前項の運送事業者の負担額は、百円未満は切り上げとする。

(助成金額の支払い)

第11条 沖ト協は、運送事業者から受講修了通知書の提出があったときは、精査のうえ、年度末までに所定の助成金額を支払う。

(受講申し込み後の変更又は中止)

第12条 運送事業者は、沖ト協から受講承認を得た後、申込み事項を変更又は受講を中止した場合は、その旨、速やかに沖ト協あて届け出る。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

受講届出書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者

住所

名称又は事業所名

代表者名

⑩

電話番号

担当者名

「中小企業大学校講座受講促進制度実施要綱」第6条の規定に基づき、下記のとおり受講したいので届出します。

記

1. 学校名 中小企業大学校 _____ 校
2. 受講期間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日～
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
3. 講座名 _____
4. 受講者氏名 (年齢) _____ (_____ 歳)
5. 所属部課名・役職名 _____

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

法人番号

電話番号

受講修了通知書

年 月 日に受講を承認いただいた下記の者について、中小企業大学校の所定の講座の受講を修了しました。つきましては、「令和6年度中小企業大学校講座受講促進助成制度実施要綱」第9条の規定に基づき通知いたします。

記

1. 学校名 中小企業大学校 校
2. 受講期間 年 月 日 ~ 年 月 日
3. 講座名
4. 受講者氏名 (年齢) (歳)
5. 所属部署名・役職名
6. 対象講座受講料 _____ 円
7. トラック協会以外から受けた (る) 助成金額 _____ 円

※ 添付書類 ・ 受講修了証書の写し ・ 振込金受取書等の写し

【助成金入金口座】

金融機関・支店名 _____

預金種別・口座番号 普通・当座 _____

口座名義 _____

中小企業大学校講座受講実施報告書（兼）請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

住所
 名称又は事業所名
 代表者名 ⑩
 電話番号
 担当者名

中小企業大学校講座受講促進助成制度実施要綱第9条及び第10条に基づき助成金の交付を下記の通り請求します。

請求額 円 =①+②+③

参加者名		
講座名		
日程等	令和 年 月 日 ~ 月 日 (日間)	
講座受講 助成金額	全ト協※1	沖ト協※2
	① 円	② 円

※1 沖ト協会員事業者は受講料の3分の1(百円未満は切り上げ)。

※2 沖ト協会員事業者は受講料の3分の1(百円未満は切り上げ)。但し、中小企業大学校講座受講促進助成制度実施要綱第10条に基づき助成する。

交通費	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)
	合計	
③ 上記合計 ÷ 2 =		_____ 円

※県外で受講した場合は、各交通機関の領収書(写)又は明細等を添付すること(タクシーは助成対象外)。

自動車運転免許取得助成金交付要綱

平成 24 年 6 月 29 日制定

令和 6 年 4 月 26 日一部改正

公益社団法人沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、雇用対策の一環として、若手ドライバーの人材確保・育成のために、従業員に大型免許、中型免許（限定解除含む）、準中型免許（限定解除含む）、けん引免許を取得させる貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(対象運転免許)

第 2 条 助成の対象となる免許の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 大型免許：車両総重量 11 トン以上の自動車を運転できる免許
- (2) 中型免許：車両総重量 7.5 トン以上 11 トン未満の自動車を運転できる免許
- (3) 準中型免許：車両総重量 3.5 トン以上 7.5 トン未満の自動車を運転できる免許
- (4) けん引免許：車両総重量が 750 kg を超える車を牽引する場合に必要な運転免許
- (5) 限定解除：中型免許、準中型免許に限定条件が付与されている場合の解除

(助成対象)

第 3 条 運送事業者の従業員が前条に掲げる免許を当該年度の 4 月 1 日から 1 月末日、及びその前年度（4 月 1 日から 3 月末日）の間に取得し、資格取得に要した全額費用を運送事業者が支払った場合（消費税を除く）、その一部について助成を行うものとする。

(助成金の対象範囲及び助成金額)

第 4 条 運送事業者に助成する交付は、2 人（同一従業員 1 回限り）を限度とする。

- 2 助成金の交付額は、当該年度に新たに第 2 条のいずれかの免許を取得した場合、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）は、大型免許取得については 60,000 円、中型免許、準中型免許、けん引免許取得については 40,000 円、限定解除（中型免許、準中型免許）は 20,000 円とし、沖ト協に所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）は、大型免許取得については 12,000 円、中型免許、準中型免許、けん引免許取得につき 8,000 円、限定解除（中型免許、準中型免許）は 4,000 円とする。複数の種類の免許を同時に取得した場合は、助成額の高い方に準ずる。
- 3 準中型免許取得については、別途全日本トラック協会が実施する「若年ドライバー確保のための運転免許取得助成事業交付要綱」等に基づき、助成金を交付する。

(実績報告及び助成金の請求)

第 5 条 運送事業者は、従業員が免許取得したときは、第 6 条の期日までに、様式 1 「自動車運転免許取得助成金実績報告書(兼)請求書」（以下「請求書」という。）、免許証（取得後）の写し、健康保険被保険者証の写し、または雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し、並びに教習所等への費用支払い領収書等の写しを沖ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付請求期限)

第6条 前条の助成金交付請求期限は免許取得した日の属する会計年度の1月末日までとする。

ただし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第7条 沖ト協は、第5条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第8条 運送事業者は、助成金交付後に虚偽の事実が判明した場合及び、当該免許取得者が免許取得後1年以内に退職した場合には、速やかに沖ト協に報告し、助成金を返還しなければならない。

(報告)

第9条 沖ト協は、この要綱に定める助成制度に関して、運送事業者に必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協か別にこれを定める。

附則（平成24年6月29日）

第1条 本要綱は平成24年9月29日より適用する。

附則（平成25年5月30日）

第1条 本要綱は平成25年4月11日より適用する。

第2条 改正前の要綱（平成24年6月29日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成27年4月30日）

第1条 本要綱は平成27年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱（平成24年6月29日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成28年4月27日）

第1条 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

附則（平成29年4月27日）

第1条 本要綱は平成29年4月1日より適用する。

附則（平成30年4月25日）

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

附則（令和5年4月26日）

第1条 本要綱は令和5年4月1日より適用する。

附則（令和6年4月26日）

第1条 本要綱は令和6年4月1日より適用する。

様式 1

自動車運転免許取得助成金実績報告書（兼）請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者

住所

名称又は事業所名

代表者名

⑨

電話番号

担当者名

自動車運転免許取得助成金交付要綱第5条に基づき、自動車運転免許取得助成金の交付について、下記の通り請求します。

請 求 額 円

1. 内訳

① 免許取得者氏名	(1) _____	(2) _____
② 免許種類	大型・中型・準中型・けん引・限定解除	大型・中型・準中型・けん引・限定解除
③ 取得年月日	(1) 令和 年 月 日	(2) 令和 年 月 日
④ 取得費用（税抜）	合 計	円

2. 添付資料

- ① 取得後（新）免許証（写）
- ② 健康保険被保険者証（写）または雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）
- ③ 領収書（写）

3. 振込先銀行口座

銀 行 名	
支 店 名	
預 金	普通預金 ・ 当座預金
口 座 番 号	
口 座 名 義	フリガナ

（注） 沖ト協に提出してください。

若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成金 交付要綱

平成29年3月24日 制定
令和6年3月27日一部改正
公益社団法人 全日本トラック協会

(事業趣旨)

第1条 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、少子高齢化に対応した若年労働者を確保するため、都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）を通じて、地ト協会員事業者（以下「事業者」という。）が新たに運転者として採用した若年ドライバーの（1）特例教習の受講、（2）準中型免許取得について支援を行う。

(助成対象)

第2条 助成の対象となる経費は、次に掲げる特例教習の受講または準中型免許の取得のために指定自動車教習所等で要する費用とする。

(1) 特例教習の受講

(2) 準中型免許のうち

①準中型免許の新規取得（以下「準中取得」という。）

②5トン限定準中型免許の限定解除（以下「限定解除」という。）

(助成金の交付予算額)

第3条 助成金の交付予算額は、98,700,000円とする。

(助成額)

第4条 助成金は、事業者が別に定める要件を満たす従業員に、特例教習の受講、準中取得もしくは限定解除に係る費用を負担した場合に、特例教習の受講は10万円、準中取得は4万円、限定解除は2万5千円を上限として交付する。

2 1事業者あたりの助成額の上限を30万円とする。

3 従業員が個人で負担した費用については、全ト協は助成金を交付しない。

4 全ト協と地方ト協、国、地方自治体又はその他団体等の助成金等の合計が事業者の負担額を上回る場合は、全ト協の助成額を減額する。

(実績報告及び助成金の請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする地方ト協は、別に定める期日までに様式1「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）を全ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第6条 全ト協は、前条に基づき実績報告及び助成金の請求があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めるときは、地方ト協に対して助成金を交付する。ただし、予算に達した時点で、締め切りとする。

2 地方ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

(助成金の返還)

第7条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(実施要綱等の提出)

第8条 地方ト協は本事業に係る実施要綱等を定め、あらかじめ全ト協会長に提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

(附則) (平成29年3月24日)

第1条 本要綱は平成29年4月1日より適用する。

(附則) (平成30年3月14日)

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

(附則) (平成31年3月25日)

第1条 本要綱は平成31年4月1日より適用する。

(附則) (令和2年3月11日)

第1条 本要綱は令和2年4月1日より適用する。

(附則) (令和3年4月1日)

若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事業における
助成金交付要件（第4条関係）

下記①～④のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象とする。

- ①当該事業者が、令和5年4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
- ②当該運転者は、平成元年6月2日以降の生まれであること。
- ③当該運転者が、令和5年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して、特例教習を受講修了または準中型免許を取得していること。
- ④当該運転者が、助成金申請時に当該事業者にて在籍し、運転者として従事していること。

以上

若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成 申請書

(公社)沖縄県トラック協会会長 殿		申請年月日		年	月	日
事業者名	印	法人番号				
支店名・営業所名						
会社所在地	〒 ー					
電話・FAX番号	電話	()	FAX	()		
申請責任者	役職	氏名				
特例 準中 型教 習受 講者 また は 取得 者	ふりがな					
	氏名					
	生年月日	年	月	日生	年齢	歳
	採用年月日	年	月	日		
	受講・取得内容 (いずれかに○)	(1)特例教習の受講 (2)①準中取得 (2)②5トン限定解除				
特例教習受講もしくは 準中型免許取得 (限定解除)年月日	年	月	日			
指定教習所等名称						
受講・取得費用	円					
助成金申請額	円					
振込先 金融機関	金融機関名	銀行				支店
	ふりがな 口座名義					
	口座番号	普通・当座				
添付書類	1. 指定自動車教習所等に支払った費用の領収証の写し 2. 従業員として雇用していることを確認するもの (健康保険証の写し・雇用保険被保険者証の写し・その他:) 3. 受講修了の書類または運転免許証の写し 4. 運転者として従事していることを確認するもの(いずれかで可) (運転日報・点呼簿・運転者台帳・賃金台帳の写し・その他:)					

※ 下記の同意内容を確認の上、いずれかあてはまるものにチェック(☑)をご記入ください。

- 上記申請に係る特例教習の受講・免許の取得について、国、地方自治体又はその他団体等から助成金等の交付を受けていません。
- 上記申請に係る特例教習の受講・免許の取得について、国、地方自治体又はその他団体等から助成金等の交付を受けていますが、助成金等の交付総額は受講・取得費用の額を超えません。

信用保証料助成金交付要綱

平成 20 年 3 月 4 日制定

(省略)

平成 29 年 4 月 27 日一部改正

平成 30 年 4 月 25 日一部改正

公益社団法人沖縄県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）の会員事業者が、沖縄県等の原油・原材料価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的とした沖縄県等が定めるセーフティネット制度融資にかかる信用保証協会保証、国が定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号～第 8 号及び同条第 6 項「危機関連保証」）の認定を受けた融資に係る信用保証協会保証、又は国が定める「災害関係保証」（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 1 2 条」）及び「東日本大震災復興緊急保証」（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 1 2 8 条」に規定する保証）を受けた融資にかかる信用保証協会保証を得る場合、信用保証協会に支払う保証料の一部を協会から助成することとし、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「金融機関」とは、沖縄県の原油・原材料価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資を取り扱う金融機関、国が定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号～第 8 号及び同条第 6 項「危機関連保証」）の認定を受けた融資を取り扱う金融機関、国が定める「災害関係保証」（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 1 2 条」）及び「東日本大震災復興緊急保証」（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 1 2 8 条」に規定する保証）を受けた融資を取り扱う金融機関をいう。
- (2) 「融資」とは、会員事業者が前項で定める金融機関から受ける〇〇都道府県の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資、国の定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号～第 8 号及び同条第 6 項「危機関連保証」）融資、または「激甚災害」として指定された「東日本大震災」に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資等をいう。
- (3) 「激甚災害」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき指定された災害をいう。
- (4) 「保証料」とは、信用保証協会の定めるところにより算定され、会員事業者から信用保証協会に支払われた信用保証料をいう。

(事業期間)

第 3 条 本要綱に定める助成事業期間は、当該会計年度の 1 月末日まで（ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日まで）の保証料の支払いに対する事業とする。

(助成金の金額)

第 4 条 助成金額は、会員事業者が金融機関から融資を受けるために信用保証協会の信用保証を得るために支払われた保証料の 2 分の 1 の額とする。

ただし、その額が10万円を超えるときは10万円（公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）5万円、沖ト協5万円）を限度とするが、限度額に達するまで再助成することができる。

（助成金の交付申請）

第5条

- （1）会員事業者は信用保証協会に保証料の支払いを行った場合には、当該保証料の2分の1（その額が10万円を超えるときは10万円、全ト協5万円、沖ト協5万円）を協会に申請することができる。
- （2）前項の申請は別紙様式の「信用保証協会保証料助成申請書」により行うものとする。その際信用保証料計算書となる「信用保証決定のお知らせ（お客様用）および「セーフティネット保証に係る認定書」（セーフティネット保証の場合）の写しなどを添付しなければならない。
- （3）助成金の交付申請は随時行うことができる。ただし、最終申請期限は当該会計年度の1月末日までとし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

（助成金交付）

第6条 沖ト協は前条による助成金の交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定して会員事業者に交付するものとする。

（助成金の返納）

第7条

- （1）当該助成金の交付を受けた会員事業者は融資の繰上償還を行った場合等で保証料の返還を受けた場合には、その日から14日以内に沖ト協にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。
- （2）沖ト協は会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

（報告の義務）

第8条 助成金の交付を受ける会員事業者は、沖ト協が必要と認める場合には、所定の報告を行わなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

（附則）

この要綱は平成26年4月1日から施行し、同日以降の保証料支払い分から適用する。ただし、平成26年1月以降の借入に対する保証料についても審査のうえ助成する。

（附則）

この要綱は平成27年4月1日から施行し、同日以降の保証料支払い分から適用する。ただし、平成27年1月以降の借入に対する保証料についても審査のうえ助成する。

（附則）

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

（附則）

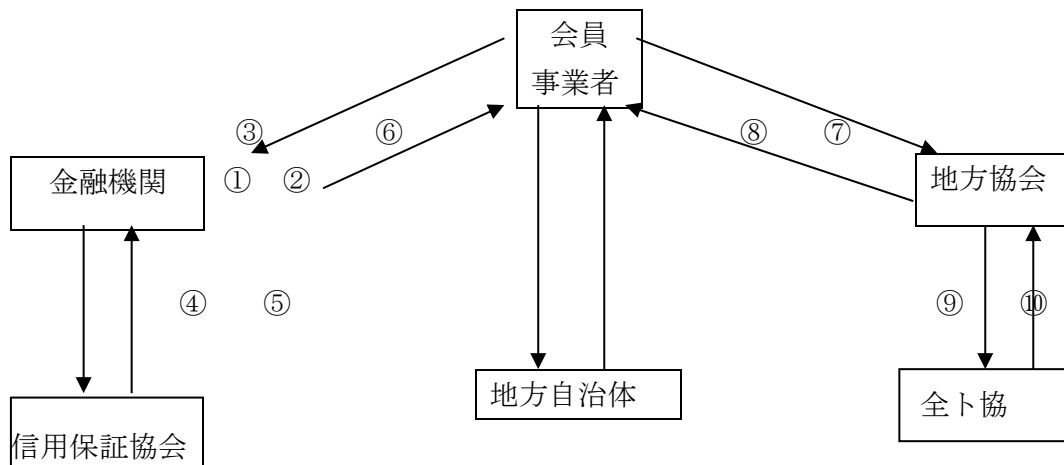
この要綱は平成29年4月1日から施行する。

（附則）

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

信用保証料助成事業に対する全ト協助成スキーム

公益社団法人 全日本トラック協会



(フロー)

- ① 会員事業者が、
 - ・地方自治体の定めた原油等の価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援を目的とした（セーフティーネット）制度融資の認定、
 - ・国のセーフティーネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～8号及び同条6号「危機関連保証」）の認定、
 - ・又は「激甚災害」として指定された「東日本大震災緊急保証」や「災害関連保証」

上記の要件該当の認定を申請。

（認定不要型制度融資もあり、その場合の手続きは地方自治体の定めによる。）
- ② 地方自治体は上記①に係る認定書を会員事業者宛に発行。
- ③ 会員事業者が金融機関（又は保証協会）へ借入（保証）申込み。
- ④ 金融機関から信用保証協会へ書類提出。
- ⑤ 信用保証協会は金融機関へ信用保証書を発行。
- ⑥ 金融機関は信用保証協会の発行する「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」を会員事業者へ送付して融資を実行。
- ⑦ 会員事業者は地方協会へ信用保証料助成を申請。
- ⑧ 地方協会から会員事業者へ助成金を振込。
- ⑨ 地方協会から全ト協宛て助成金交付を申請。
- ⑩ 全ト協から地方協会宛て助成金を振込。

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

住 所

企業名

代表者

信用保証協会保証料助成申請書

当社(私)は、信用保証協会の保証により融資を受けましたが、保証に伴う保証料の2分の1の額(限度額10万円)について貴協会の助成を受けたく、「信用保証料計算書(写)」を添えて下記の通り申請します。

なお、公的機関等から助成がある場合には、その額を差引いた金額について申請します。また、都合により保証料の還付を受けた場合には、速やかに助成金を返還いたします。

助成申請額 金 円

1. 申請明細

項目	記入欄	備考
保証金額(借入金額)	円	
資金用途	運転・設備(○をする)	
保証制度		
セーフティネット保証(5号認定)	有・無(○をする)	
保証料率	%	
借入金融機関/支店	/ 支店	
借入日	令和 年 月 日	
保証料額	円	
助成申請額(注)	円	

- (注) ① 保証料総額(借入時の額)の2分の1の額、又は10万円以内、円未満切り捨て。
 ② 1回の申請額が10万円を超える場合は、限度額の10万円を記入。
 ③ 本申請該当額と既助成額を加算した額が10万円超となる場合には、10万円から既助成額を差し引いた額を申請額とする。
 その場合、備考に「再申請」と明記のこと。

2. 振込先銀行口座

銀行名	
支店名	
預金	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義	プリカナ

環境対応車導入促進助成金交付要綱

平成16年3月8日制定

令和6年4月26日一部改正

公益社団法人 沖縄県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）が貨物自動車運送事業の用に供する環境対応車の普及を促進するための、環境対応車導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、環境対応車の導入促進を図り、温室効果ガスの排出削減と地球環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「環境対応車」とは、沖ト協が別に定める助成対象車両をいう。
- (2) 「事業者」とは、**沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）**とし、環境対応車を「リース」又は「購入」により導入し、かつ、使用するトラック運送事業者をいう。
- (3) 「リース事業者」とは、以下の条件を満たす者をいう。
 - ア 前号に定める「事業者」に貸与するために環境対応車を購入すること。
 - イ 月額リース料金への助成金相当分の反映もしくは助成金全額の還付により、貸渡し先に対して確実に還元すること。
- (4) 「買取り」とは、一括もしくは割賦による「環境対応車」の購入をいう。
- (5) 「事業完了日」とは、新車新規登録の日付をいう。

(助成の対象事業者)

第3条 沖ト協は、**会員事業者**又はリース事業者（以下「助成対象事業者」という。）が環境対応車導入に対する助成事業を活用する場合、その助成の一部に充てるための助成金を、予算の範囲内で交付する。

- 2 沖ト協は、前項の助成を行うため、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の助成制度を活用する。
- 3 別に定める助成対象車両の種類によっては、条件を付することができる。

(助成金交付額)

第4条 前条第1項の助成金の交付額は、別表に示すとおりとする。ただし、地方公共団体等による補助があるときは、助成金交付額を変えることができる。

(車両の登録)

第5条 助成金の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の別に定める期間に車両の登録を行い、事業を完了するものでなければならない。

- 2 前項の登録は初度登録でなければならない。

(交付申請及び申請期限)

第6条 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、環境対応車導入促進助成金交付申請書として、~~5枚複写式の「全ト協様式1(第6条関係)」~~を新車新規登録を行う前に当該年度4月1日より1月20日までに、沖ト協に提出しなければならない。

2 前項の申請に必要な添付書類は別に定める。

(交付決定)

第7条 沖ト協は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、環境対応車導入促進助成金交付決定通知書により当該助成対象事業者に通知する。

2 沖ト協は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(導入実績報告及び助成金の請求)

第8条 事業者は、環境対応車導入事業が完了したときは、完了した日から1か月以内に、リースによる導入のときは、環境対応車導入促進助成事業実績報告書(リース)を、購入による導入のときは、環境対応車導入促進助成事業実績報告書(購入)を沖ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 沖ト協は、前条の環境対応車導入促進助成事業実績報告書(リース又は購入)の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該車両がリースによる導入の場合は運送事業者のリース契約先に対して、購入による導入の場合は運送事業者に対して、それぞれ助成金を交付する。

(申請内容の変更・取下げ)

第10条 交付決定後、申請内容を変更するときは、事業者は、環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書を沖ト協に提出しなければならない。

2 交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったときは、事業者は、速やかに環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書を沖ト協に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第11条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

2 事業者又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、沖ト協は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
但し、当該車両が事業完了日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生した場合及び天災又は事故の責に帰さない事由による火災等により復旧が不可能であると判断した場合についてはこの限りではない。

(1) 助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。

(3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

(4) 助成対象事業者が当協会を脱会したとき。

3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、沖ト協は、事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

4 事業者は、第2項に掲げる各号に該当する事実が明らかになった時点で、その内容を遅滞なく沖ト協に報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 事業者は、交付対象となった車両が事業完了日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、商号変更を除く使用者の変更、都道府県をまたぐ「使用の本拠の位置」の変更、交換、廃棄、売却、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ沖ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(1) 最大積載量2トン以下の事業用トラック 3年

(2) 最大積載量2トン超の事業用トラック 4年

(報告)

第13条 沖ト協は、第3条第1項の助成等に関して、必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

(附則) (平成16年3月8日)

第1条 本要綱は平成16年4月1日より適用する。

(省略)

(附則) (平成28年4月1日)

第1条 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成27年4月30日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則) (平成29年4月27日)

第1条 本要綱は平成29年4月1日より適用する。

(附則) (平成31年4月23日)

第1条 本要綱は平成31年4月1日より適用する。

(附則) (令和3年4月28日)

第1条 本要綱は令和3年4月1日より適用する。

(附則) (令和4年4月27日)

第1条 本要綱は令和4年4月1日より適用する。

(附則) (令和5年4月26日)

第1条 本要綱は令和5年4月1日より適用する。

(附則) (令和6年4月26日)

第1条 本要綱は令和6年4月1日より適用する。

助成対象車両及び助成金交付額

助成対象車両		助成金交付額(定額)		
		区分	全ト協	沖ト協
天然ガス自動車	内燃機関の燃料として可燃性ガスを用いる自動車で、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料がLNGもしくはCNGと記載されているもの	車両総重量 12トン超	100万円	45.8万円
		最大積載量 4トン以上	45.9万円	
		最大積載量 4トン未満	12.2万円	12.1万円
		バイフューエル車	5万円	—
ハイブリッド自動車	内燃機関を有する自動車で併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の備考欄に当該自動車がハイブリッド車と記載されているもの	車両総重量 12トン超	6030 万円	33.5万円
		最大積載量 4トン以上	33.5万円	
		最大積載量 4トン未満	9.7万円	9.6万円
電気自動車	搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料が電気と記載されているもの	車両総重量 2.5トン超	30万円	—
燃料電池自動車	圧縮水素又は液体水素を燃料とし、燃料電池スタック及び電動機を備えたもので、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料が燃料電池自動車と記載されているもの	最大積載量 4トン未満	30万円	—

EMS 機器導入促進助成金交付要綱

平成 18 年 4 月 24 日制定

(省略)

平成 28 年 4 月 27 日一部改正

平成 30 年 4 月 25 日一部改正

公益社団法人 沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、エコドライブを計画的かつ継続的に実施し、その運行状況について客観的評価や指導を一体的に行うエコドライブ管理システム（以下「EMS」という。）の普及を図るため、EMS 機器（以下「機器」という。）を導入する貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(対象機器)

第 2 条 助成の対象となる機器等は、エコドライブの実践に効果のある EMS 用車載器で別紙 1 に示すものとする。

(交付額)

第 3 条 1 運送事業者に助成する交付額は、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）は、20 機器導入分を限度とし、沖ト協に所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）は、4 機器導入分を限度とする。

2 助成金の交付額は、当該年度に新たに第 2 条の機器を車両に装着した場合、会員事業者は、1 機器あたり 10,000 円を交付し、非会員事業者は、1 機器あたり 1,000 円とする。

ただし、国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。

3 当該機器が前条及び「ドライブレコーダ機器等導入促進助成金交付要綱」のいずれの基準にも該当する場合は、前項による助成金は交付しない。

(実績報告及び助成金の請求)

第 4 条 運送事業者は、機器装着が完了したときは、対象機器の基準に応じて第 5 条の期日までに、様式 1 「EMS 機器導入促進助成金実績報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）、様式 2 「EMS 機器導入内訳書」、装着したことが確認できる書面（領収証又はリース契約書等）の写し、装着した車両の自動車検査証の写し、並びに国の補助金交付申請を行わない旨の誓約書を沖ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付請求期限)

第 5 条 前条の助成金交付請求期限は装着した日の属する会計年度の 1 月末日までとする。ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第 6 条 沖ト協は、第 4 条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めるときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(機器の処分制限)

第7条 運送事業者は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、あらかじめ沖ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

2 運送事業者は前項による処分が行われたときは、沖ト協へ報告しなければならない。

(導入効果等の報告)

第8条 助成金の交付を受ける運送事業者は、別に定める調査票に基づき、機器導入の効果等を沖ト協に報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則（平成18年4月24日）

第1条 本要綱は平成18年4月1日より適用する。

(省略)

附則（平成28年4月27日）

第1条 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱（平成25年5月30日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成30年4月25日）

第2条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

令和6年度対象機器一覧(EMS機器)

令和6年5月1日現在

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ型式 指定番号	備考
ITSグリッド	スマートロジ	PSL-0101		
	スマーテックスアイ(車載器 本体)	PSE-3010A		R4.8月追加 別途解析ソフト契約要
あきば商会	タコドラ	MAS-A1	自TD II-28	
		MAS-A1DR	自TD II-28	
アポロ技研	AdaptEco	AD-E1		
いすゞ自動車	MIMAMORIコントローラー	17MDU	自TD II-44	※ドラレコとのセットは、 アイ・シー・エルいすゞA&S 製「IDR-1200M」と連動要 R4.5月仕様変更
	汎用版22型MIMAMORI	1-87413-038-0	自TD II-94	R5.8月追加 別途クラウド契約要
	センターディスプレイ版22型 MIMAMORI有償切り替え バージョンアップパックデジタコキット (GIGA専用)	1-87413-110-0	自TD II-44	R5.8月追加 別途クラウド契約要
	センターディスプレイ版22型 MIMAMORI有償切り替え バージョンアップパックデジタコキット (ELF/FORWARD用)	1-87413-147-0	自TD II-44	R5.8月追加 別途クラウド契約要
	センターディスプレイ版22 型MIMAMORIライトキット	1-87413-140-0	自TD II-44	R5.8月追加 別途クラウド契約要
NECソフト	Drive Manager V2	FV7100B4N		R1.8月廃止
NPシステム開発	e-Tacho	NET-300	自TD II-41	
		NET-380	自TD II-48	
		NET-500	自TD II-45	
		NET-580	自TD II-49	
		NET-580N	自TD II-95	R2.11月追加
		NET-780	自TD II-75	
エムモビリティ	SKYEYEDMS	RYK-CC201	自TD II-67	※別途通信契約要
テクノホライゾン ファインフィットデ ザインカンパニー	デジタルタコグラフGFIT	FD-1000	自TD II-39	R3.4月メーカー名変更(中 日諏訪オプト電子ファイ ンフィットデザインカンパニー ⇒テクノホライゾンファイン フィットデザインカンパ ニー)による仕様変更
	デジタルタコグラフGFITX	FD-2000	自TD II-89	R3.4月メーカー名変更(中 日諏訪オプト電子ファイ ンフィットデザインカンパニー ⇒テクノホライゾンファイン フィットデザインカンパ ニー)による仕様変更
沖電気工業	エコボジ	NDC-1000		
クラリオン	ドライブレコーダー	CF-2500A-A	自TD II-20	
	6カメラドライブレコーダー・ デジタルタコグラフ通信一 体機	CF6000	自TD II-100	R5.8月追加 別途専用ソフト要 又は ク ラウド契約要
光英システム	車載端末機	K-220		R3.10月:過去既に廃止
		K-250		
		KD-250	自TD II-14	
		K700	自TD II-101	

※ =デジタコ・ドラレコ一体型の助成対象機器

※解析ソフト、カードリーダーなどの事務所用機器については対象外とする。

※型式の *印 には、任意の英数字が入ります。 99

令和6年度対象機器一覧(EMS機器)

令和6年5月1日現在

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ型式 指定番号	備考
システック	ロジこんぱす	EDUT-1000U		
CENTLESS	デジタルタコグラフ	DUKS-C01	自TD II-81	R2.12月仕様変更
	らくらく日報デジタルタコグラフ	DUKS-C01.5	自TD II-82	R2.12月仕様変更 R4.10月仕様変更 別途クラウド契約、前方カメラ(型式:R233F)追加により運行管理連携型ドライブレコーダ(選定型式2022-351-U:DUKS-C01.5D(カメラ付き))として使用可
	らくらく日報デジタルタコグラフ	DUKS-C01.5D(カメラ付き)	自TD II-82	R4.4.1追加 別途クラウド契約要
	ドライブレコーダー連動型クラウドデジタコ	C500	自TD II-103	R4.8月追加 別途クラウド契約要
	クラウドデジタルタコグラフ	C500(カメラなし)	自TD II-103	別途クラウド契約要
ダックス	デジタルタコグラフ	DUKS-C01	自TD II-81	R2.12月仕様変更 メーカー名をダックスからCENTLESSに変更
	らくらく日報デジタルタコグラフ	DUKS-C01.5	自TD II-82	R2.9月追加、 R2.12月仕様変更、 メーカー名をダックスからCENTLESSに変更
データ・テック	SRPocket II	M623		
	SRDigitacho	M603(M603DR)	自TD II-11	ドラレコ(DVRmini+)とのセットはM603DRと表記
	SRVDigitacho	M610	自TD II-27	
	SRVDigitacho N	M612	自TD II-37	
	SRConnect	M619	自TD II-54	
データ・テック	SRDLite	M622	自TD II-92	
	SRDLite(ドラレコ通信型)	M622-DR01	自TD II-92	
	SR Advance	M626	自TD II-99	R3.7月追加
データロン	車載端末機	TMS-1		
デンソー	ドライビングパートナー	DDD-100	自TD II-18	
		DDD-100-DR	自TD II-18	
	DN-magic MINI	261799-0040	自TD II-62	※スマホ連携必須
	DN-magic PREMIUM	FV71D1WD	自TD II-53	
	DN-magic PREMIUM/D	FV71D1WDD	自TD II-53	
デンソーテン	OBVIOUSレコーダー	DRD-4020(E)	自TD II-36	専用ソフト 「エコ安全運転支援ソフト」使用時に対応
		DRD-4020(E)-DR	自TD II-36	
		DRU-5010(E)		
		DRD-5020(E)	自TD II-64	
	G500Lite	DRU-T500		R3.7月仕様変更 DCM-500LTE(又はDCM-T500)、ICR-T500をあわせて購入していることを確認
Offseg	DRU-T100		R5.10月追加 別途クラウド契約要	
トランストロン	富士通(トランストロン製)の欄をご覧ください。			
トワード	TRU-SAM	TK1512-12		
ナブアシスト	スマートデジタコ DTS-E1	FV710E1A	自TD II-62	※スマホ連携必須 R1.8月追加

※ =デジタコ・ドラレコ体形の助成対象機器

※解析ソフト、カードリーダーなどの事務所用機器については対象外とする。

※型式の *印 には、任意の英数字が入ります。 100

令和6年度対象機器一覧(EMS機器)

令和6年5月1日現在

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ型式 指定番号	備考	
日米電子	車載端末機	D-NAS III			
		D-NAS IV	自TD II-59		
日本低炭素開発	EcoDriveManager	EDM-01			
パイオニア	B・PROカーナビ(オンダッシュ)	AVIC-BX500 II-VA1			
		AVIC-BX500 II-VA2V			
	B・PROカーナビ(メインユニットタイプ)	AVIC-BZ500 II-VA1			
		AVIC-BZ500 II-VA2V			
	業務用カーナビゲーション	AVIC-BX500-3-VA**			R3. 8月仕様変更 別途通信契約要
		AVIC-BZ500-3-VA**			R3. 8月仕様変更 別途通信契約要
		AVIC-BX500-4-VA**			R3. 8月追加 別途通信契約要
		AVIC-BX500-4A-VA**			R3. 8月追加 別途通信契約要
		AVIC-BZ501-VA**			R3. 8月追加 別途通信契約要
		AVIC-BZ501A-VA**			R3. 8月追加 別途通信契約要
		AVIC-BZ501A-2-VA**		R3. 8月追加 別途通信契約要	
日野自動車	ドライブマスター				
富士ソフト	VADI	FSDT-01	自TD-108		
富士通 (トランストロン 製)	デジタコ本体	FV5501A1	自TD-9	MBC2002	
		FV5501B1		R4.1月廃止(販売終了)	
		FV5511A2	自TD-13	MBCD/communications	
		FV5511B2		R4.1月廃止(販売終了)	
		FV5601A1	自TD-14	MBCD/basic	
		FV5601B1		R4.1月廃止(販売終了)	
		FV5602A1	自TD II-2	MBCD/basic II	
		FV5602B1		R4.1月廃止(販売終了)	
		FV5512A2	自TD II-3	MBCD/communications II	
		FV5512B2		R4.1月廃止(販売終了)	
		FV7100C1	自TD II-21	DTS-C1	
				R4.1月廃止(販売終了)	
		FV7100C1M	自TD II-23	DTS-C1M	
				R4.1月廃止(販売終了)	
		FV7100G1X	自TD II-24	DTS-C1X	
				R4.1月廃止(販売終了)	
		FV710C1A	自TD II-35	DTS-C1A	
				R4.1月廃止(販売終了)	
		FV710C1MA	自TD II-35	DTS-C1MA	
		FV710C1XA		DTS-C1XA	
		R4.1月廃止(販売終了)			
FV710C1W	自TD II-35	DTS-C1W			
TV7000A1	自TD II-8	DTS-A1			
TV7000A1G		DTS-A1G			
FV710D1A	自TD II-53	DTS-D1A			
FV710D1M		DTS-D1M			
FV710F1A	自TD II-78	DTS-F1A			

※ =デジタコ・ドラレコ一体型の助成対象機器

※解析ソフト、カードリーダーなどの事務所用機器については対象外とする。

※型式の *印 には、任意の英数字が入ります。 101

令和6年度対象機器一覧(EMS機器)

令和6年5月1日現在

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ型式 指定番号	備考
富士通 (トランストロン 製)	ドラレコ内蔵	FV7100C1D	自TD II -21	DTS-C1D
		FV7100C1MD	自TD II -23	DTS-C1MD
		FV7100C1XD	自TD II -24	DTS-C1XD
		FV710C1DA	自TD II -35	DTS-C1DA
		FV710C1MDA		DTS-C1MDA
		FV710C1XDA		DTS-C1XDA
		FV710C1DW		DTS-C1DW
		FV710D1D	自TD II -53	DTS-D1D
		FV710D1MD		DTS-D1MD
	モバイルトレーサー	FV7100B1		DTS-B1
		FV7100B1M		DTS-B1M R4.1月廃止(販売終了)
		FV7100B1F		DTS-B1F R4.1月廃止(販売終了)
	DTS-D2A	FV710D2A	自TD II -90	メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通 R3.2月仕様変更
	DTS-D2D	FV710D2D	自TD II -90	メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通 R2.5月仕様変更 R3.2月仕様変更
	DTS-D2X	FV710D2X	自TD II -90	メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通 R1.8月追加、 R2.5月仕様変更 R3.2月仕様変更
	DTS-D1WD	FV710D1WD	自TD II -53	メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通 R3.2月仕様変更
	DTS-D1WDS	FV710D1WDS	自TD II -53	メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通 R3.2月仕様変更
	DTS-G1D	FV710G1D	自TD II -94	メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通 R3.1月追加 R3.2月仕様変更
		FV710G1D2	自TD II -94	R5年2月追加 メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通
	DTS-D1W	FV710D1W	自TD II -53	メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通 R3.10月追加
	DTS-D1WS	FV710D1WS	自TD II -53	メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通 R3.10月追加
	DTS-D2A(Bluetooth搭載)	FV710D2A2	自TD II -90	R4.5月追加 メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通
	DTS-D2D(Bluetooth搭載)	FV710D2D2	自TD II -90	R4.5月追加 メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通
	DTS-D2X(Bluetooth搭載)	FV710D2X2	自TD II -90	R4.5月追加 メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通
	DTS-D1A	FV710D1A2	自TD II -53	R4.5月追加 メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通
	DTS-D1D	FV710D1D2	自TD II -53	R4.5月追加 メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通
	DTS-G1O	FV710G1DO	自TD II -94	R5.4月追加 メーカーはトランストロン製 品ブランドは富士通

※ [] = デジタコ・ドラレコ一体型の助成対象機器

※ 解析ソフト、カードリーダーなどの事務所用機器については対象外とする。

※ 型式の *印 には、任意の英数字が入ります。 102

令和6年度対象機器一覧(EMS機器)

令和6年5月1日現在

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ型式 指定番号	備考
富士通 (トランストロン 製)	DTS-DR1T	FV710DR1T		R6.5月追加 メーカーはトランストロン製 品ブランドは富士通
堀場製作所	デジタコ本体	HIT-802G	自TD II-13	R2.4.1廃止(販売終了)
		HIT-802GA		R2.4.1廃止(販売終了)
		HIT-1100	自TD II-17	R2.4.1廃止(販売終了)
		HIT-1100Y		R2.4.1廃止(販売終了)
	ドライブレコーダー機能付 デジタルタコグラフ	DRT-7100	自TD II-34	※別途システム使用料 又は専用ソフト要 R2.4.1廃止(販売終了)
DRT-7100A	※別途通信契約要 R2.4.1廃止(販売終了)			
DRT-7100F	※別途通信契約要 R2.4.1廃止(販売終了)			
堀場製作所	デジタコ本体	DRT-7500	自TD II-34	※別途システム使用料 又は専用ソフト要 R2.4.1廃止(販売終了)
		DRT-7500A		※別途通信契約要 R2.4.1廃止(販売終了)
		DRT-7500F		※別途通信契約要 R2.4.1廃止(販売終了)
三菱ふそう トラック・バス	エコフリートPRO	QZ064660A (QZ064680A)	自TD II-10	
ミヤマ	ナビゲーションユニット	MHS-03DT	自TD II-12	
メルモ	i-Tacho	IT-1000	自TD II-40	「法定三要素解析ソフト」単 独使用、「運行管理支援シ ステム」併用どちらでも可
モバイルリンク	C-805M	SC800MS	自TD II-72	
矢崎エナジ システム	デジタコ本体	DTG3	自TD II-5	R5.12月廃止(生産終了)
		DTG3- α YDX-3 α	自TD II-33	R5.12月 仕様変更(型式名変更)
		DTG4	自TD II-9	R5.12月廃止(生産終了)
		YAZAC-eye3T	自TD II-25	
		YAZAC-eye3TLDW		
		DTG5 YDX-5	自TD II-33	R5.12月 仕様変更(型式名変更)
		DTG7 YDX-7	自TD II-58	R5.12月 仕様変更(型式名変更)
		DTG7C YDX-7C	自TD II-58	R5.12月 仕様変更(型式名変更)
	YDX-8	YDX-8	自TD II-105	R5.7月追加 運用はSDカード/LTE通 信/無線LANから選択可 能。本体と付属品のGPS アンテナ以外はオプション 品(カメラ各種、マイク、乗 務員作業状態入力装置 等)。
	YDX-8カメラ有	YDX-8C	自TD II-105	R5.10月追加 運用はSDカード/LTE通 信/無線LANから選択可 能。本体と付属品のGPS アンテナ以外はオプション 品(カメラ各種、マイク、乗 務員作業状態入力装置 等)。
	UDトラックス	デジタコ本体	NDT-200	自TD II-26
ワーテックス	スマートデジタコ	XDT-1	自TD II-52	

※ =デジタコ・ドラレコ一体型の助成対象機器

※解析ソフト、カードリーダーなどの事務所用機器については対象外とする。

※型式の *印 には、任意の英数字が入ります。 103

EMS 機器導入促進助成金実績報告書（兼）請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者

住所

名称又は事業所名

代表者名

⑨

電話番号

担当者名

EMS 機器導入促進助成金交付要綱第 4 条に基づき、EMS 機器導入促進助成金の交付について、下記の通り請求します。

請 求 額 _____ 円

1. 内訳

① EMS 機器導入台数 _____ 台

2. 添付資料

- ① EMS 機器導入内訳書（様式 2）
- ② 領収書（写）又はリース契約書（写）
- ③ 装着した車両の自動車検査証（写）
- ④ 国の補助金交付申請を行わない旨の誓約書

3. 振込先銀行口座

銀行名	
支店名	
預金	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義	フリガナ

（注）沖ト協に提出してください。

EMS機器導入内訳書

請求月日 令和 年 月 日

事業者名

整理番号	支店 営業所名	導入機器		台数 (台)	助成金額		導入価格 (消費税は除く)	装着日
		メーカー名	機器名・型式		全協	沖協		
								令和 年 月 日
								令和 年 月 日
								令和 年 月 日
								令和 年 月 日
								令和 年 月 日
								令和 年 月 日
記入例	本社	●●●●●	●●●●●-●●●●●●●	1		10,000	10,000	令和〇年 〇月 〇日
合 計								

※導入価格には機械本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとする。なお取付工賃や消費税は導入価格には含まない。

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

住所

名称又は事業所名

代表者名

㊟

電話番号

担当者名

誓 約 書

弊社は、下記機器の導入に対して国の補助金交付申請を行わない（行っていない）ことを、ここにお誓いいたします。

記

1. 機器名

2. 導入台数 : _____ 台

3. 装着車両（登録番号を記載する。）

①		⑥		⑪		⑬	
②		⑦		⑫		⑭	
③		⑧		⑬		⑮	
④		⑨		⑭		⑯	
⑤		⑩		⑮		⑰	

4. 導入年月日：令和 年 月 日

環境対応車導入促進助成金(沖ト協単独)交付要綱

平成30年4月25日制定
令和5年4月26日一部改正
公益社団法人 沖縄県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、自動車から排出される窒素酸化物(NO_x)及び微粒子物質(PM)の低減を図るため、国が定めるポスト新長期規制又は平成28年排出ガス規制に適合する事業用貨物自動車(以下「ポスト新長期等適合車」という。)の導入に対する助成金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

ただし、公益社団法人沖縄県トラック協会(以下「沖ト協」という。)が実施する近代化基金に係る融資の推薦を受けて導入した車両については、助成金の交付は行わないものとする。

(対象車両)

第2条 当該年度4月1日から1月末日までに登録を完了し、購入、割賦購入又はリースにより導入するポスト新長期等適合車とする。

(助成金額)

第3条 1事業者に助成する交付額は、以下のとおりとし、3台分を上限とする。

車両総重量8トン未満	25,000円/1台
車両総重量8トン以上	50,000円/1台

(申請受付期間)

第4条 当該年度4月1日から1月末日までとする。ただし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(交付申請)

第5条 運送事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、環境対応車導入促進助成金交付請求書(沖ト協単独)によって、沖ト協に交付請求を行うものとする。助成金の交付申請受付は申請順とし、予算額に達した場合は受付を締め切る。

(財産の処分の制限)

第6条 運送事業者は、助成対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、商号変更を除く使用者の変更、都道府県をまたぐ「使用の本拠の位置」の変更、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。但し、あらかじめ沖ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

環境対応車導入促進助成金交付請求書（沖ト協単独）

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者

住 所

事業者名

代表者名

印

電話番号

担当者名

環境対応車導入促進助成金（沖ト協単独）の交付について、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 : _____ 円

2. 添付資料

①自動車検査証（写）

②領収書等の写し

3. 振込先銀行口座：銀行名 : _____ 銀行・信用金庫

支店名 :

預 金 : 普通・当座

口座番号 :

ふりがな

口座名義 :

令和6年度アイドリングストップ支援機器導入促進助成事業 実施要領

公益社団法人 全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

地球温暖化防止対策のためのCO2を始めとする温室効果ガスの削減及び省エネルギー対策の一環としてアイドリングストップ励行を支援するため、アイドリングストップ支援機器の普及を図る。

2. 予算額

50百万円

3. 助成対象機器

助成対象とする機器等は、トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器で、次に掲げるものとする。

- (1) エアヒーター
- (2) 車載バッテリー式冷房装置

4. 助成額

- (1) 全ト協助成額
車両1台につき対象装置ごとに機器の取得価格の1/2（上限6万円）

- (2) 都道府県ト協助成額
別途地方協会が定める。

※ただし、国からの補助金が交付された装置に対しては、全ト協の助成金を交付しない。

5. 各都道府県ト協への助成金交付限度額

交付要綱第3条第2項に定める交付限度額は、別添1「令和6年度アイドリングストップ支援機器導入促進助成事業協会別交付限度額」とする。

6. 実施期間

本助成事業の実施期間は、令和6年4月1日から各都道府県トラック協会が定める日までとする。

7. 留意事項

(1) 助成対象機器について（交付要綱第2条関係）

別紙「アイドリングストップ支援機器一覧」に記載のある装置を助成対象とする。対象装置の追加・変更・廃止等が生じた場合は、全ト協で取りまとめた上で各都道府県トラック協会に連絡する。

(2) 導入方法について（交付要綱第3条関係）

買い取り（一括、割賦）、リースいずれについても会員事業者が、令和6年度に事業用貨物自動車用に新たに導入した機器（中古品・レンタル品を除く）について助成対象とする。なお、リースの場合であっても助成金については、各協会へ交付する。

(3) 助成額について（交付要綱第3条関係）

全ト協の助成は機器の取得価格の1/2以内の額（上限6万円）とする。なお、取得価格に消費税は含まない。取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとする。取付工賃や消費税は取得価格には含まない。

また、装置の取得価格が車両全体の価格に含まれていて不明な場合は、本助成事業のために申請事業者より当該装置搭載車両の販売会社へ、装置取得価格のわかる書類の発行を依頼するよう求めること。

(4) アイドリングストップ支援機器装着の確認について（交付要綱第3条関係）

各都道府県トラック協会においては、アイドリングストップ支援機器を装着したことが確認できる書面、当該機器のみの領収証などを取得すること。

(5) 実績報告書の提出について（交付要綱第4条関係）

交付要綱第4条の別に定める期日は毎月末日とする。また、別に定める実績報告書は、様式1の「アイドリングストップ支援機器導入促進助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）とする。

なお、別途、「アイドリングストップ支援機器導入内訳書」（様式1-2）を全ト協担当者あてにメールで送付すること。この場合、確認書類の添付は求めないが、各都道府県トラック協会においては領収証、リース契約書、割賦販売契約書など導入したことが確認できる書類を取得しておくこと。

以上

アイドリングストップ支援機器一覧

別紙

令和6年5月1日現在

◎エアヒータ

メーカー名	機器名・型式
ベバストサーモアンド コンフォートジャパン	エアヒーター AT2000ST
	ベバストヒーター AT2000STC
エバスペヒヤーマクニ	エアトロニック D2
エバスペヒヤーマクニ クライメットコントロール システムズ	エアトロニック D2L
クロコアートファクトリー	BRANOエアヒーター ATESO ALFA D2

◎車載バッテリー式冷房装置

メーカー名	機器名・型式
太陽工業	エアースタイル
ベバストサーモアンド コンフォートジャパン	パーキングクーラー フレスコ3000
	ベバストクーラー Cool Split20 Top/Back
	Cool Split 20 Evo 4810194A (バックタイプ)
	Cool Split 20 Evo 4810195A (トップタイプ)
アイ・シー・エル いすゞA&S	ISC-1800W i-cool+ (アイクール プラス)
	i-Cool mini (アイクール ミニ)
	i-Cool Hi (アイクール ハイ) ISC-2200W
エバスペヒヤーマクニ エバスペヒヤーマクニ クライメットコントロール システムズ	クールトロニック 9457001
	クールトロニック 9457321
	クールトロニック 9457322
	クールトロニック 9457323
	クールトロニック1600BW Cooltronic1600BW
ホワイトハウス	クールトロニック
ワーテックス	パーキングエアコン WAX0910
	パーキングエアコン WAX0930
スカニアジャパン	Bycool Compact3.0
HS THERMO 夫元AGN	HS THERMOクーラー グッドエア(TOP) GA-35SR
	HS THERMOクーラー グッドエア(BACK) GA-35SW
	HS THERMOクーラー グッドエア(MONO) GA-35AR
デンソーソリューション	トラック用停車時クーラー Everycool 448107-913*

(注) 型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

**アイドリングストップ支援機器導入促進助成事業実績報告書
(助成金交付請求書)**

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者

住 所

事業者名

代表者名

印

電話番号

担当者名

アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付要綱第4条に関連し、助成金の支払いについて、下記のとおり請求します。

記

1. 導入台数 _____ 台 (原則1事業者3台まで)

2. 請求金額 _____ 円

3. 添付資料

①アイドリングストップ支援機器導入内訳書(様式1-2)

②領収書等の写し

③導入した車両の車検証の写し

4. 振込先銀行口座 銀行名 :

支店名 :

預 金 :

口座番号 :

口座名義 :

アイドリングストップ支援機器導入内訳書

令和 年 月 日

事業者名:

申請月	整理番号	事業者名	支店・営業所名	①区分	導入機器 ②メーカー名・③型式		台数	助成額		装着年月	購入先 (販売会社)
					全ト協	地方ト協					
								0			
								0			
								0			
								0			
								0			
								0			
								0			
								0			
								0			
		合計	ヒータ(台)	0			0				
			クーラー(台)	0			0				

令和6年度 血圧計導入促進助成事業 実施要領

公益社団法人 全日本トラック協会

1. 助成事業の趣旨

過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、乗務前点呼における血圧測定を推進し、高機能な血圧計の普及を図る。

2. 予算額

3千万円

3. 助成対象者

各都道府県トラック協会の会員事業者で、中小企業者を対象とする。

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

4. 助成対象血圧計

助成対象とする血圧計は、交付要綱第2条の基準に適合する全自動血圧計（業務用）とする。

5. 助成額

- (1) 血圧計の取得価格の1/2（上限5万円）
- (2) 都道府県ト協助成額 別途都道府県トラック協会が定める。

6. 実施期間

本助成事業の実施期間は、令和6年4月1日から各都道府県トラック協会が定める日までとする。ただし、上記期間内であっても、予算に達した時点で、申請受け付けを終了する。

7. 留意事項

- (1) 助成対象機器について（交付要綱第2条関係）

メーカーからの申請を受け、全ト協が認めた機器を助成対象とする。

なお、全ト協は助成対象機器について、毎年度「血圧計導入促進助成事業対象機器一覧」（別添1）に取りまとめのうえ、各都道府県トラック協会に連絡するものとする。また、今後対象機器の追加、変更、廃止等を各都道府県トラック協会に連絡することとする。

(2) 導入方法について（交付要綱第3条関係）

買取り（一括・割賦）にて会員事業者が、令和6年度の実施期間内に事業所に新たに設置した血圧計（中古品及び、リース導入を除く）について助成対象とする。

(3) 助成額について（交付要綱第3条関係）

血圧計1台につき取得価格の1/2（上限5万円）とする。

なお、取得価格に消費税は含まない。

また、取得価格は、血圧計本体価格であり、プリンタ用紙などのオプション品や、連携ソフトの価格は含まない。

(4) 国の補助金との併用について（交付要綱第3条関係）

国や他の団体等から補助金が交付された場合は、全ト協から助成金は交付しない。

(5) 血圧計の導入確認について

各都道府県トラック協会においては、血圧計を導入したことが確認できる領収書などを取得すること。

(6) 実績報告書の提出について（交付要綱第4条関係）

交付要綱第4条の別に定める期日は毎月末日とする。また、別に定める実績報告書は、様式1「血圧計導入促進助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）とする。

予算に達した際は、全ト協から各都道府県トラック協会へ速やかに連絡し、各都道府県トラック協会は、会員事業者からの申請受付を速やかに終了すること。

なお、別途、血圧計導入内訳書（様式1の2）を全ト協担当者宛にメールで送付すること。この際、中小企業者であることが確認できる書類（事業報告書の直近の事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページ）及び領収書等、確認書類の提出は不要としますが、各協会においては取得すること。

以上

血圧計導入促進助成対象機器一覧

令和6年4月1日現在

メーカー名(50音順)	機器名称	型式
(株)エー・アンド・デイ	全自動血圧計 診之助 S l i m	TM2657P-JC
		TM2657VP-JC
		TM2657WP-JC
		TM2657WVP-JC
オムロンヘルスケア(株)	自動血圧計 健太郎	HBP-9020-JP
		HBP-9021-JP
		HBP-9020
		HBP-9021
		HBP-9030
		HBP-9031C
		HBP-9035
		HBP-9036C
キヤノンマーケティングジャパン(株)	全自動血圧計	UDEX-i Type II
		UDEX-i2 Type II
(株)スズケン	全自動血圧計	AC05P
(株)タニタ	全自動血圧計	BP-900
		BP-910

業務用血圧計購入申込みについて

(掲載日：2023年04月03日)

業務用血圧計購入申込みについて

運転者の健康管理に 業務用血圧計の活用をおすすめします。



(<http://www.nikka-net.or.jp/information/?id=289>)※**販売価格は日貨協連会員等の特別価格となります。**

また、今後予告なく販売価格を変更する場合がございます。

貨物自動車運送事業法の改正（平成28年12月16日公布）に伴い、事業者は必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならないとされています。

また脳血管疾患対策ガイドライン（平成30年2月23日、国土交通省策定）では、事業者や運行管理者が運転者の健康状態や疾病につながる生活習慣を適切に把握し管理するとともに、脳健診を積極的に受診させることにより、疾病の早期発見が重要になると示されています。

※平成30年7月1日より行政処分の強化が施行されました。

運転者が健康で安全に業務ができる 職場環境にしましょう

脳血管疾患の主な初期症状
運転者にこのような症状が見られたら、すぐに専門医療機関で受診させるようにしましょう。

意識の異常
・意識がもうろうとする
・反応が鈍い

目の異常
・片方の目が見えない
・視野が半分になる
・ものが二重に見える

めまい・頭痛
(吐き気や嘔吐を伴うことがある)

言葉の異常
・ろれつが回らない
・言いたいことをうまく言えない

手足の異常
体の半分が…
・うまく動かない
・麻痺、しびれ
・いつもと違う感覚

(国土交通省脳血管疾患対策ガイドラインより抜粋)

日貨協連では、2018年6月25日より業務用全自動血圧計の販売受付を開始いたしました。
 当会で取扱う血圧計は、特定保守管理医療機器であり、家電量販店等では販売されていません。
 全ての機種が全日本トラック協会が実施する助成事業の対象製品となります。
 なお、(株)エー・アンド・デイ社製品の「PC接続キット セット」について、助成事業の対象になるのは全自動血圧計本体のみとなりますのでご注意ください。

「PC接続キット」については、こちら（メーカーホームページ）をご参照ください。

<https://www.aandd.co.jp/software/me/bp-collect/bp-collect.html>

また、以下に示す価格は助成金を含んでおりません。

当会が取扱う業務用血圧計の付属品(各社専用の記録紙・イス等)についても、割引価格にてご案内しております。(取扱品・価格等については、以下「付属品申込フォーム・申込書(pdf)」をご参照ください。)

・取扱機種および価格 2023年4月1日現在

<p>オムロンヘルスケア(株)</p>  <p>自動血圧計 健太郎 HBP-9030 販売価格90,800円 HBP-9031C 販売価格180,000円</p>	<p>(株)エー・アンド・デイ</p>  <p>全自動血圧計 診之助 Slim TM2657WP-JC (音声なし) 販売価格90,000円 PC接続キット セット 販売価格105,400円 TM2657WVP-JC (音声あり) 販売価格95,000円 PC接続キット セット 販売価格110,400円</p>
<p>キャノンメドテックサプライ(株)</p>  <p>全自動血圧計 UDEX-i2 Type-II 販売価格109,800円</p>	<p>※表示価格は税抜き・送料込み (一部離島を除く)</p> <p>※各指定機種の補充用記録紙、専用紙・椅子等は、日貨協連ホームページにて別途ご案内しています。</p>

(/data/filemanager/browser/20230401血圧計一覧（エーアンドデー価格改定）pdf.pdf)

・業務用血圧計・取扱製品一覧表(pdf)・2023年4月1日現在

当会が取扱う業務用血圧計の機能等については、以下の製品一覧表をご参照ください。(画像をクリックすると別ウィンドウで拡大表示されます)

日本貨物運送協同組合連合会（略称：日貨協連）ホームページ一部抜粋

**血圧計導入促進助成事業実績報告書
(助成金交付請求書)**

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者

住 所

事業者名

代表者名

印

電話番号

担当者名

血圧計導入促進助成金交付要綱第4条に関連し、助成金の支払いについて、
下記のとおり請求します。

記

1. 導入台数 _____台 (原則1営業所1台、1事業者3台まで)

2. 請求金額 _____円

3. 添付資料

①血圧計導入内訳書

②領収書等の写し

③事業報告書の直近の事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページ

4. 振込先銀行口座 銀行名 :

支店名 :

預 金 :

口座番号 :

口座名義 :

令和6年度血圧計導入内訳書

令和 年 月 日

事業者名:

整理 番号	事業者名	支店・営業所名	メーカー・機種名	取得価格(円) ※消費税抜き	助成額(円)		購入年月
					全ト協	地方ト協	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

整理番号	事業者名	支店・営業所名	メーカー・機種名	取得価格(円) ※消費税抜き	助成額(円)		購入年月
					全ト協	地方ト協	
1	全日本運輸株	新宿支店	0000 ABC-123	175,000	50,000	0	令和6年5月
2	(有)全日本トラック輸送	本社営業所	0000 XYZ-789	165,000	50,000	0	令和6年6月
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

①血圧計1台毎に記入して下さい。
 ②整理番号は年度を通じて連番として下さい。
 ※全ト協担当者にて本データを送付する際は、申請の都度前回の申請データに追記してメールしてください。

プルダウンメニューより選択可能
 ※対象機器が決まったら、対象機器が選択できるようします。
 年度途中で機種の追加があった場合は、本エクセルのシート名【機種名リスト】を更新して担当者様宛にメールいたします。

左欄の取得価格を入力すると
 1/2 上限5万円で自動計算されます。

請求書または領収書の年月
 (納品書の年月でも可)

令和6年度インターンシップ導入促進支援事業 実施要領

令和6年3月27日
(公社)全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

少子高齢化に対応し、学生による就業体験（「インターンシップ」）の受入れを実施する都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）会員事業者（以下「事業者」という。）に助成金を交付し、もって業界における人材確保対策の促進を図る。

2. 助成対象者

地方ト協会員事業者で、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）であるものとする。

3. 予算額

1,500万円

4. 助成対象

会員事業者が、全ト協の開設したインターンシップ登録サイトに必要事項を登録した後、高等学校以上の教育機関からの依頼によりインターンシップを受入れた場合に次の要件に適合するものに助成する。

ただし、地方ト協ごとの1事業者あたりの申請は1回に限る。

(1) インターンシップ受入れ期間が3日間以上であること。

(2) トラック運送事業の理解を深めることを目的としたインターンシッププログラムであり次の内容を含むものであること。

①点呼や日常点検等安全運行に向けた取組みの見学等。

②乗務体験（学校側からの要請又は社内規定で乗務体験を含まない場合を除く）

(3) インターンシップのプログラムの内容が別に定める要件を満たすものであること。

5. 助成額

(1) インターンシップ受入れ期間 3日間 9万円

(2) インターンシップ受入れ期間 4日間 11万円

(3) インターンシップ受入れ期間 5日間以上 13万円

※但し、上記受入れ期間は同一学生に対する受入れ期間とし、受入れ人数にかかわらず上記の助成額とする。

6. 事業の申請

事業者は、本助成金の交付を受けようとするときは、期日までに「インターンシップ導入促進支援事業実績報告書」を地方ト協に提出しなければならない。

7. 実施期間

(1) 助成対象事業実施期間 令和6年4月1日～令和7年2月28日

(2) 地方ト協への実績報告書到着締切日 令和7年3月3日

(3) 全ト協への実績報告書到着締切日 令和7年3月7日

8. 交付要綱

「インターンシップ導入促進支援事業助成金交付要綱」のとおり

以上

インターンシップ導入促進支援事業における助成対象となるプログラムの要件
(第3条 第3号関係)

交付要綱第3条第3号の要件は、インターンシップのプログラムの総実施時間の半分以上を以下のいずれかに関するものが占めていることとする。

1. 点呼、日常点検、業務日報作成等運行前後のドライバー業務
2. 乗務体験
3. 荷積み作業、荷卸し作業
4. 配車、運行管理
5. 事務作業（総務、経理等）
6. オリエンテーション（会社概要説明、社長講話等）

トラック運送業におけるインターンシッププログラムの概要例

事例1 運送業務を中心にしたケース		
	午前	午後
1日目	オリエンテーション (会社概要説明、事業所、車両等の見学)	・荷積み作業見学 ・点呼、乗務前後の状況を見学
2日目	・車両洗車(補助) ・車両の安全点検、基礎整備(補助)	・配車状況の見学 ・車両に同乗し、配送業務を見学
3日目	・安全運行に向けたDVD視聴 ・ドライバー従業員との質疑応答	・プレゼン制作
4日目	・発表会 ・修了式(社長講話等)	

事例2 運送業務及び構内業務を中心にしたケース		
	午前	午後
1日目	オリエンテーション (会社概要説明、社長講話)	・車両及び荷積み作業見学 ・倉庫及び倉庫業務の概要説明
2日目	・車両の安全点検、基礎整備(補助) ・車両に同乗し、配送業務を見学	・運行管理業務の概要説明 ・配車状況の見学 ・車両管理システムの操作(補助)
3日目	・倉庫内作業の見学 ・倉庫内荷役作業の実習	・プレゼン制作 ・発表会 ・修了式(社長講話等)

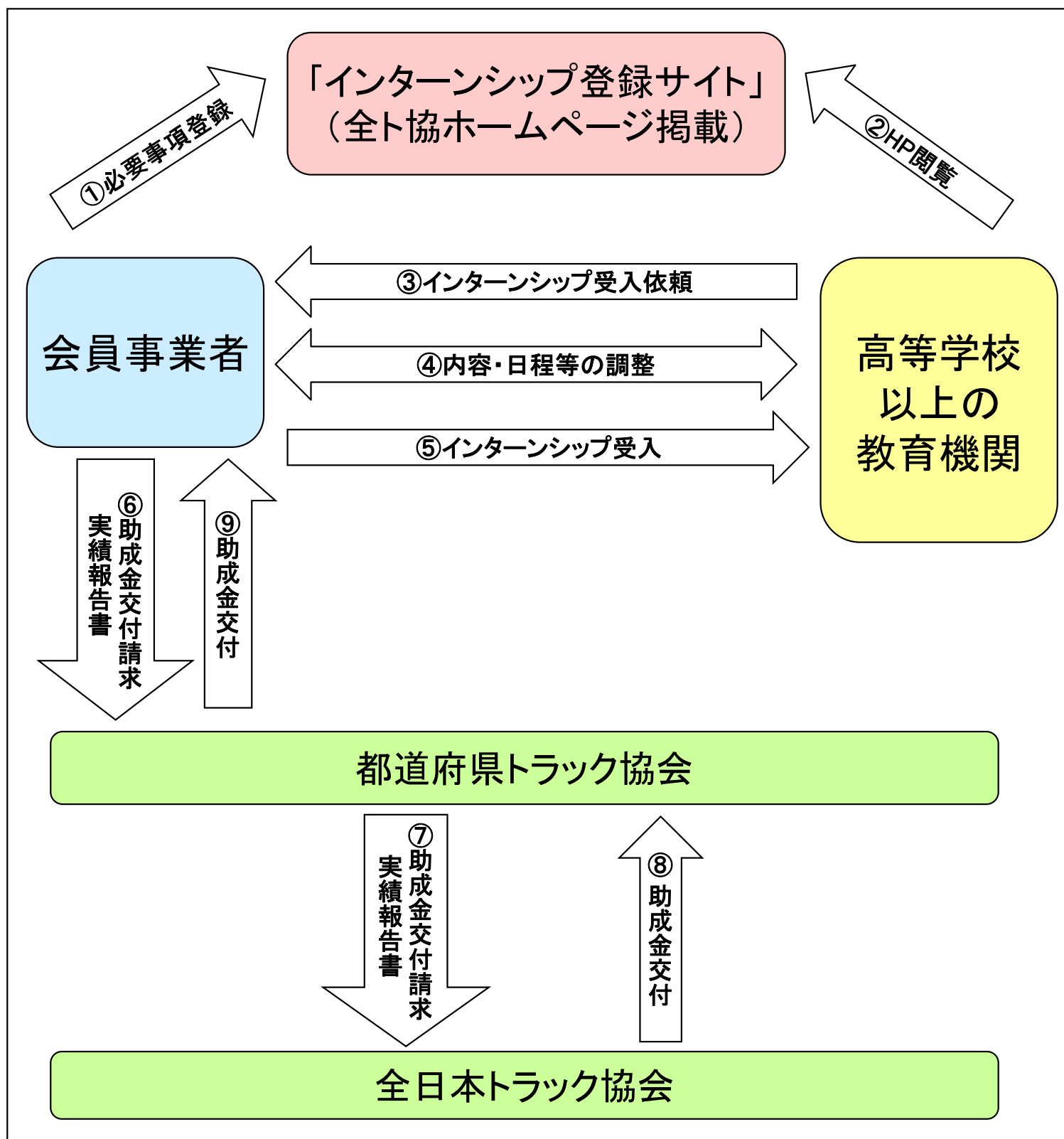
事例3 事務業務を中心にしたケース		
	午前	午後
1日目	オリエンテーション (会社概要説明、事業所見学、社長講話)	・荷積み作業見学 ・車両等の見学
2日目	・点呼、日常点検整備の見学 ・車両に同乗し、配送業務を見学	・事務業務の概要説明 ・経理業務の実習
3日目	・人事・総務業務の実習 ・社長秘書業務の実習	・プレゼン制作 ・発表会 ・修了式(社長講話等)

インターンシップ導入促進支援事業基本スキーム

1. 事業の趣旨

インターンシップを通じ、学生のトラック業界への理解及びイメージアップを促進するため、高等学校以上の教育機関から3日間以上のインターンシップの受け入れを実施する都道府県トラック協会会員事業者に対し、受け入れ期間に応じて助成する。

2. 手続きの流れ



(様式1) (第7条関係)

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者
代表者 ⑩
法人番号 _____

インターンシップ導入促進支援事業実績報告書 (助成金交付請求書)

インターンシップ導入促進支援事業助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり助成金を請求します。

記

1. 助成金交付請求額

金 _____ 円 (_____ 日間)

2. 振込先銀行口座

銀行名	:	銀行・信用金庫
支店名	:	
預金	:	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	:	
口座名義	:	

3. 添付書類

インターンシップ受入れ実施結果報告書

①申請者→②都道府県トラック協会

(2) 研修プログラム内容

受入れ責任者： _____

令和 年 月 日 ～ 月 日 (日間)

A インターンシップ受入教育機関

学校名			
人数	男性 名	女性 名	

B. 研修プログラム ※具体的にご記入ください(別紙使用可)

月 日 ()

時間	内容	場所	指導担当者

月 日 ()

時間	内容	場所	指導担当者

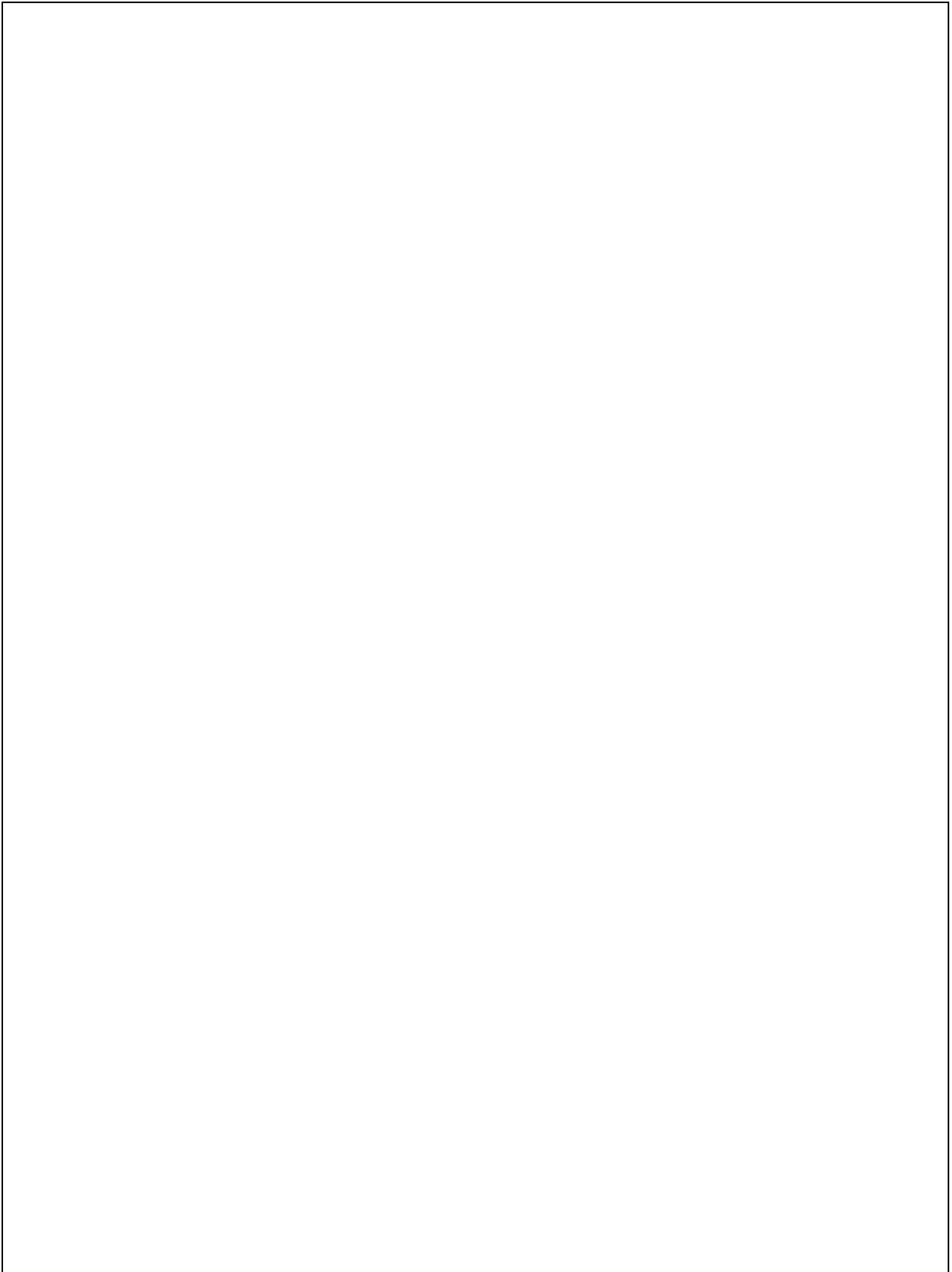
月 日 ()

時間	内容	場所	指導担当者

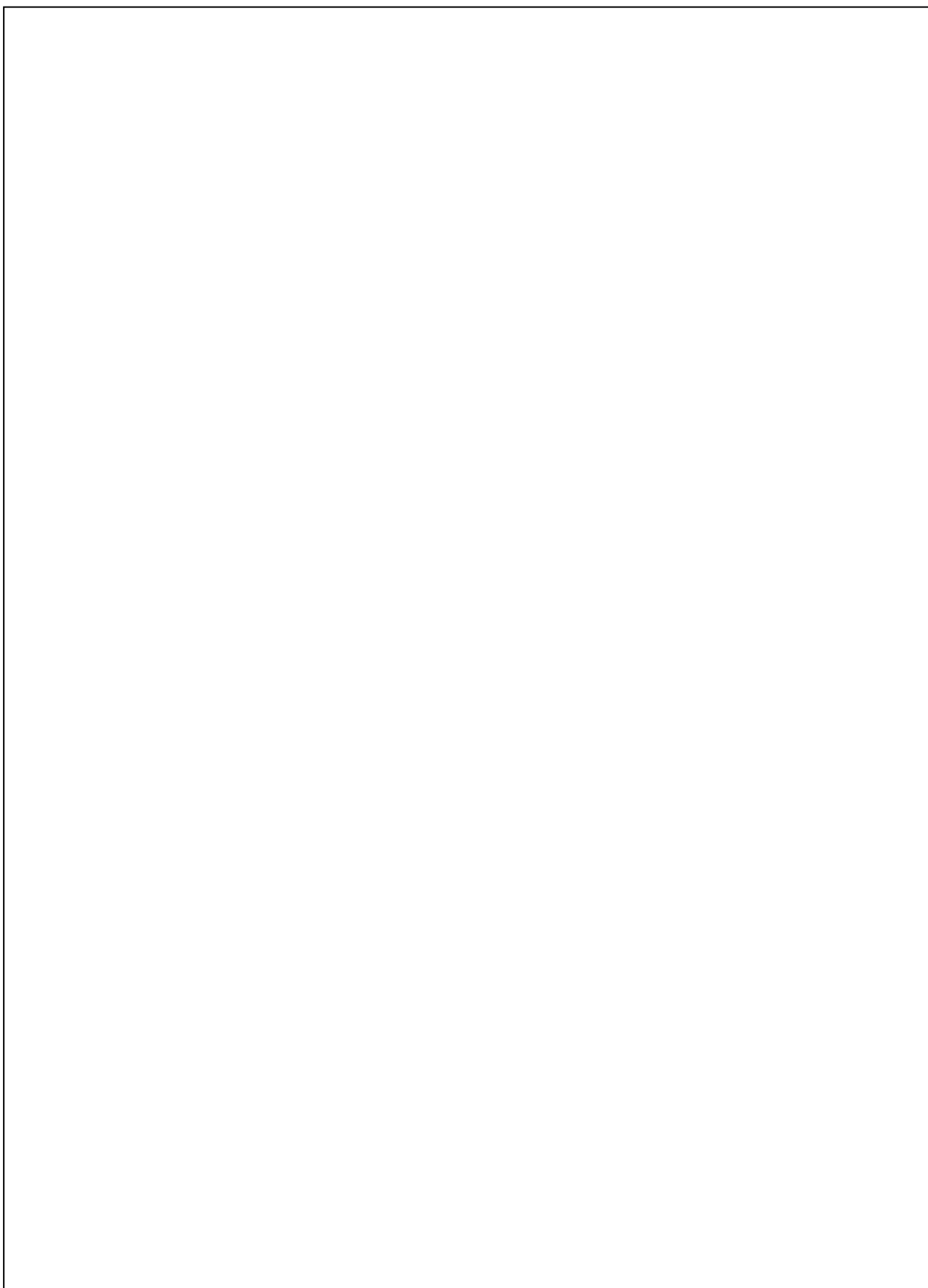
※受入れ期間4日以上の場合は、本紙をコピーしてお使い下さい。

(3) 受入れ状況（写真添付（カラー））

※日にちごとに全体の流れが分かるように添付すること



(4) 高等学校等の教育機関からのインターンシップ受入依頼文書
(写し添付)



令和6年度自家用燃料供給施設整備支援事業助成金

実施要領

令和6年3月27日

公益社団法人 全日本トラック協会

1 事業の主旨

低廉かつ安定的な燃料確保に取り組む会員トラック運送事業者(以下、「会員事業者」という。)並びに会員事業者を主軸とするトラック運送事業協同組合・トラック運送事業協同組合連合会(以下、「協同組合・連合会」という。)が、自家用燃料供給施設の新設もしくは増設又は増設を伴う代替(以下、「増設」という。)を行う場合、都道府県トラック協会(以下、「地方ト協」という。)を通じて費用の一部を助成するもの。

2. 予算額

1億円

3. 主な助成要件

指定数量(1000リットル)以上の軽油を保管する専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設もしくは増設又は増設を伴う代替を行い、**令和6年4月1日～令和7年2月28日**までに消防(市町村又は消防組合等)による危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、当該設備の支払いを完了するもの。(「支払の完了」には割賦契約により導入した場合の「割賦契約の締結及び物件の検収」を含む)

4 助成対象者

会員事業者及び会員事業者を主軸とする協同組合、連合会

※交付申請は年度内1施設限りとする。

※過去(平成20～26年度、平成28年度～令和5年度)に全日本トラック協会(以下、「全ト協」という。)から同事業による助成金の交付を受けた会員事業者、協同組合・連合会は、助成対象外とする。

5 助成金額

軽油タンクの新設 100万円

軽油タンクの増設 30万円

*ただし、公募期間内に申請金額が予算総額を超過した場合は、1件あたりの助成金額を減額する場合がある。

6 助成金申請の公募期間

令和6年8月1日(木)～令和6年10月31日(木)

※「地方ト協」から全ト協への最終受付日は、令和6年11月8日（金）（必着）とする。

予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。

7 交付決定通知（予定）日

（第1回）令和6年 9月20日（金）

（第2回）令和6年10月21日（月）

（第3回）令和6年11月20日（水）

※ 原則として前月末までに全ト協で受付をした申請については、上記に決定通知を行う予定。

8 申請時必要書類

- (1) 自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付申請書
（「会員事業者」は様式1・「協同組合・連合会」は様式3）
*様式2は「地方ト協」が作成
- (2) (購入の場合)「工事請負契約書」又は「注文書・注文請書」の写し
(割賦の場合)「割賦販売契約書」の写し
*当該工事等の費用に係る金額内訳明細書(写)を添付のこと
- (3) ①新設「危険物取扱所設置許可申請書」及び「設置許可書」の写し
②増設「危険物取扱所変更許可申請書」及び「変更許可書」の写し
- (4) 「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書」
(様式4)
- (5) (組合・連合会の場合)
 - ①法人の全部事項履歴証明書(写しでも可)
 - ②組合員名簿
 - ③組合案内等、組合の事業概要がわかる資料
- (6) (持株会社の場合)
 - ①自認書(持株会社用)(様式1-2)
 - ②持株会社及び会員事業者の直近確定申告書別表2(写)

9 申請先

- ・会員事業者：「所属する各都道府県トラック協会（地方ト協）」
＜「地方ト協」を通して「全ト協」へ申請＞
- ・協同組合・連合会：「全ト協」
＜必要に応じて「全ト協」は「地方ト協」と情報共有を行う＞

10 実績報告

交付決定を受けた「会員事業者」「協同組合・連合会」は、当該設備の完成検査の後に、実績報告を行うこと

(会員事業者：「地方ト協」宛て。協同組合・連合会：全ト協宛て)。

実績報告の期限は令和7年3月4日(火)とする。

実績報告書に下記1.1に記載する報告書及び必要書類を添えて、期限までに各宛先宛に提出を行うこと。

※「地方ト協」から全ト協への最終受付日は令和7年3月7日(金)
(必着)とする。

1.1 実績報告時必要書類

(1) 自家用燃料供給施設整備支援事業助成金実績報告書

(「会員事業者」様式6-1 「協同組合・連合会」様式6-3)

*様式6-2は「地方ト協」が作成

(2) 施設整備に伴う以下の図面等の写し

①危険物取扱所の全体概要図・平面図・立面図

(タンク容量・油種を記載したもの)

②危険物取扱所(所在地の記載を含む)の周辺地図

施設工事費用請求書及び明細書の写し

申請時に「明細書」を提出した場合で、施工業者の請求金額に変更ない場合には、実績報告時での請求明細書の添付は省略しても可。

(3) (購入の場合)「領収証」の写し

(割賦の場合)「賦払金支払明細表

(割賦契約の物件検収後に発行されるもの)」の写し

(4) 危険物取扱所の完成検査済証の写し

(5) 工事施工前、施工中、完成後の写真

(それぞれ施設全体が把握できるもの)

1.2 本制度での「新設」「増設」の区分の考え方について

原則として、消防法による「危険物製造所等の設置・変更許可書」により以下のとおり判断する。

・設置許可書：「新設」で申請

・変更許可書：「増設」で申請

1.3 その他

本事業の助成対象となった会員事業者並びに組合・連合会は、本助成要綱並びに「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る要綱」に基づき、緊急時において全ト協等の要請に応じて燃料を優先的に供給する旨の誓約書を提出しなければならない。

以上

公益社団法人沖縄県トラック協会長 殿

申請者住所：

フリガナ

事業者名：

代表者：

印

法人番号：

自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書

公益社団法人全日本トラック協会が定める「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱」第7条第1項に基づき助成金の交付について、下記のとおり申請いたします。

記

- 1 事業総経費(税抜)： _____ 円
- 2 対象事業：軽油供給施設新設 (_____ キロリットル)
軽油専用タンク増設 (_____ キロリットル → _____ キロリットル)
※ どちらかに○をお付け下さい。
新設の場合は完成後の容量(総計)をご記入ください。
また、増設の場合は、既存容量と完成後の容量(総計)をご記入ください。
- 3 申請金額： _____ 円
- 4 整備完了(予定)日：令和 年 月 日
- 5 設置場所住所： _____
- 6 連絡先：担当者名 _____ 電話番号 _____
fax 番号 _____ E-mail _____
- 7 添付書類
 - (1) (購入の場合)「施設工事契約書」又は「注文書・注文請書」の写し
(割賦の場合)「割賦販売契約書」の写し
(工事契約書、注文請書等の金額内訳明細書を添付)
 - (2) 新設：「危険物取扱所設置許可申請書」及び「設置許可書」の写し
増設：「危険物取扱所変更許可申請書」及び「変更許可書」の写し
 - (3) 様式4「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書」

【 会員事業者 → 都道府県トラック協会 】

(大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る要綱)

令和 年 月 日

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 坂 本 克 己 殿

公益社団法人沖縄県トラック協会 殿

申請者住所：
事業者又は団体名：
代表者： 印
法人番号： _____

大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書

公益社団法人全日本トラック協会が定める「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱」第8条及び「大規模災害における緊急輸送車両への燃料供給に係る要綱」第3条に基づき、大規模災害などの緊急時において、全日本トラック協会又は所属する都道府県トラック協会から緊急輸送車両への燃料供給を要請された場合、優先的に当該要請に応ずることを誓約します。

記

設置場所住所： _____

以 上

【 会員事業者 → 都道府県トラック協会 → 全日本トラック協会 】
【 協同組合・連合会 → 全日本トラック協会 】

令和6年度 自動点呼機器導入促進助成事業 実施要領

令和6年3月27日
公益社団法人全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼機器の普及促進を図る。

2. 予算額

5,000万円（500台分）

3. 助成対象者

各都道府県トラック協会の会員事業者で、中小事業者を対象とする。

※中小事業者とは、中小企業基本法による中小企業者

- ・資本金の額または出資の総額が、3億円以下の会社 または
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

4. 助成対象

助成対象とする自動点呼機器は、国土交通省の認定を受けたもので、令和6年4月1日以降に契約または利用開始したものとする。

5. 助成額

対象となる自動点呼機器の導入費用（周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む）（上限10万円）

※当該年度内の申請台数は、各協会1事業者あたり1台分を上限とする。ただし、所属する協会の域内に安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する事業者は2台分（上限20万円）とする。

6. 実施期間

令和6年4月1日～令和7年2月28日

7. 留意事項

（1）助成対象機器等について（交付要綱第2条関係）

助成対象機器は、国土交通省が認定した「自動点呼機器」とする。

(2) 助成額について（交付要綱第4条関係）

導入費用には、機器本体の他、部品や付属品、周辺機器、セットアップ等の費用を含めることができる。なお、消費税は導入費用には含まない。

(3) 実績報告書の提出について（交付要綱第5条関係）

交付要綱第5条に定める実績報告書は、様式1の「自動点呼機器導入促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」とする。

各協会は、事業者から受け付けた申請について、当月末締め翌月3日までに、全ト協に実績報告書及び「自動点呼機器導入内訳書」（様式2）を提出するものとする。各協会は、添付書類として、事業者から送付された、領収証の写し、契約書またはサービス利用申込書等の写し、機器の管理NO（シリアルナンバー）が記載された書類、会員事業者が国土交通省に届出をして受理された書類（乗務後自動点呼の実施にかかる届出書）の写しを送付すること。また別途、上記内訳書を全ト協担当者あてに毎月末までにメールで送信すること。

なお、年度末の書類の提出期限は、令和7年3月7日とする。

(4) 助成金の支払いについて（交付要綱第5条、交付要綱第6条関係）

助成金は実績報告書に基づき支払うこととする。なお、交付要綱第5条に定める期日は、毎月3日までとする。また、毎月3日までに到着したものについては、原則として、同月末日までの支払いとする。

(5) Gマーク認定事業所の確認について

Gマーク認定事業所を有する事業者から助成申請があった場合は、Gマーク認定証のコピーの提出を受けることにより、当該事業所が、機器等導入時においてGマーク認定事業所であることを確認し、内訳書にGマーク認定証番号の記入をすること。

以上

自動点呼機器導入促進助成 申請書

公益社団法人沖縄県トラック協会会長 殿

申請年月日	20 年 月 日						
事業者名							印
支店名・営業所名							
会社所在地	〒 —						
電話・FAX番号	電話	()	FAX	()			
申請責任者	役職						氏名
安全性優良事業所(Gマーク) ※該当する場合は、認定証番号を記入							
自動点呼機器	機器の名称	○メーカー名:					
	(※)管理NO (シリアルナンバー)	○機器名称:					
	契約日もしくは利用開始日	20 年 月 日					
取扱店							
導入費用							円
助成金申請額							円
振込先 金融機関	金融機関名	銀行					支店
	ふりがな 口座名義						
	口座番号	普通・当座					
添付書類	1. 取扱店に支払った導入費用の領収証の写し 2. 契約書もしくはサービス利用申込書等の写し 3. 管理NO(シリアルナンバー)が記載された書類の写し (2.に記載されている場合は、不要) 4. 国土交通省に届出をして受理された「乗務後自動点呼の実施にかか かる届出書」の写し(受付印を確認) 5. Gマーク事業所は、有効期間内の認定証の写し						

※契約書もしくはサービス利用申込書等に記載された管理NO(シリアルナンバー)を記載すること。

記入例

年 月 日

事業者名

整理番号	事業者名	導入機器		助成額		契約日もしくは利用開始日 (年月日)	取扱店 (購入元)	Gマーク事業所 (対象事業所は 認定証番号を記載)
		メーカー名及び 機器の名称	管理NO (シリアルナンバー)	全ト協	地方ト協			
1	〇〇運送(株)	・(株)ナブアシステム ・点呼+(プラス) ロボット版	1234-5678 1234-5679	200,000		令和5年4月30日	日貨協連	9912345
2	△△物流(株)	・(株)ナブアシステム ・点呼+(プラス) デスクトップ版	4321-9876	100,000		令和5年3月15日	日貨協連	
3	(株)××ロジスティクス	・(株)NPシステム開発 ・AI 点呼システム	A32-0987	100,000		令和5年6月26日	(株)NPシステム開発	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> 整理番号は、年度を通じて 連番にしてください。 </div>		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> 導入機器のメーカー名・管理機器の名称 </div>		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> 事業者1台10万円を上限。 </div>				
		合計		400,000		0		

業務後自動点呼の実施に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所 _____
 氏名又は名称 _____
 代表者氏名 _____
 (連絡先) 担当者氏名 _____
 (連絡先) 電話番号 _____
 (連絡先) メールアドレス _____

業務後自動点呼を下記のとおり行いたいので関係書類を添えて届出します。

記

1. 業務後自動点呼を行う旅客自動車運送事業の種類 (該当するものに○をつけること)
 一般貨物・特定貨物

2. 営業所・車庫の名称等

営業所・車庫の名称	営業所・車庫の位置	使用する機器の名称 (製品番号) ※国土交通大臣の認定を受けている場合は認定番号についても記載。

3. 業務後自動点呼開始予定日 令和 年 月 日

4. 宣誓事項 (次の項目に該当する場合は、□にチェック (✓) を記入すること)

対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示 (令和5年国土交通省告示第266号) に規定されている要件を遵守します。

5. 添付書類

- ・非常時に対面点呼又は実施が認められている点呼を行うことができる体制が分かる書類
- ・自動点呼機器の設置場所及び設置の状況が分かる書類
- ・監視カメラの設置場所が分かる書類

令和6年度 「働きやすい職場認証制度」 認証取得費助成事業 実施要領

令和6年3月27日
(公社) 全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

都道府県トラック協会会員事業者（以下「事業者」という）が、運転者不足に対応するための総合的な取り組みの一環として、国が創設した「働きやすい職場認証制度（正式名称：「運転者職場環境良好度認証制度」、以下「本制度」）の認証取得（新規認証または継続申請）をした場合、その費用の一部を助成する。

2. 予算額

7,000万円

3. 助成対象

事業者が負担した、本制度の認証取得にかかる以下の費用の一部

- (1) 新規認証取得（上位認証取得を含む）にかかる審査料・登録料
- (2) 同位認証継続にかかる審査料・登録料
- (3) 三つ星の新規認証取得（上位認証取得を含む）にかかる審査料・登録料

4. 助成額

上記(1) 30,000円を上限

上記(2) 20,000円を上限

上記(3) 50,000円を上限

5. 実施期間

令和6年4月1日～令和7年2月28日

6. 経過措置

本事業については、前年度（令和5年度）に認証申請した分についても、助成の対象とする。

7. 留意事項

- (1) 実績報告書の提出について（交付要綱第5条関係）

交付要綱第5条に定める実績報告書は、様式1「『働きやすい職場認証制度』

認証取得費助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」とする。

各協会は、事業者から受け付けた申請について、当月末締め翌月 3 日までに、全ト協に実績報告書及び「働きやすい職場認証制度助成金内訳書」（様式 2）を提出するものとする。各協会は、添付書類として、事業者から送付された、働きやすい職場認証登録証の写し、運転者職場環境良好度認証制度 審査申込書の写し、本申請に係る本社・営業所一覧の写し、審査・登録にかかる領収証の写しまたは支払を証明する書類を送付すること。また別途、上記内訳書を全ト協担当者あてに毎月末までにメールで送信すること。

なお、年度末の書類の提出期限は、令和 7 年 3 月 7 日とする。

（2）助成金の支払いについて（交付要綱第 5 条、交付要綱第 6 条関係）

助成金は実績報告書に基づき支払うこととする。なお、交付要綱第 5 条に定める期日は、毎月 3 日までとする。また、毎月 3 日までに到着したものについては原則として、同月末日までの支払いとする。

以上

◆ 「働きやすい職場認証制度」促進助成金の変更点について◆

	一つ星		二つ星		三つ星 (新設) (※1)	
	新規	継続	新規 (上位認証含む)	継続	新規 (上位認証含む)	継続
全ト協助成金	30,000	20,000	30,000	20,000	50,000	20,000
審査料	50,000	50,000	50,000	50,000	147,000	147,000
(電子申請の場合)	30,000	15,000	30,000	30,000	127,000	127,000
(営業所追加)	+ 3,000円 × 営業所数		+ 3,000円 × 営業所数		①: + 3,000円 × 営業所数 ②: + 84,000円 × 2か所目以降の対 面審査対象営業所 (※2)	
登録料	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
(営業所追加)	+ 5,000円 × 営業所数		+ 5,000円 × 営業所数			
合計 (最低価格)	110,000	110,000	110,000	110,000	207,000	207,000
(電子申請の場合)	90,000	75,000	90,000	90,000	187,000	187,000

※1: 対面審査委員2名の旅費実費を別途登録料と合わせ請求。但し審査員1名往復につき30,000円が上限。旅費実費は不合格でも請求。

※2: 申請対象営業所数によって、下記の数の営業所を対面審査の対象とする。なお審査対象営業所は日本海事協会が指定。

※対面審査の対象とする営業所数

申請対象営業所数	1~6	7~17	18~34	35~56	57~84	85~117	118以上
対面審査必要数	1	2	3	4	5	6	別途設定

三つ星の申請開始に伴い、助成金を設定。二つ星までと違い費用負担が大きいため、更なる取得促進のため助成金額を50,000円にて設定。

「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成 申請書

公益社団法人沖縄県トラック協会長 殿		申請年月日	年	月	日
事業者名	印	法人番号			
支店名・営業所名					
会社所在地	〒 —				
電話・FAX番号	電話	()	FAX	()	
申請責任者	役職	氏名			
※1) 認証取得の種類					
※2) 認証取得手続き後の認証段階					
登録番号					
認証登録日	年 月 日				
審査料・登録費用の合計	(消費税を除く)				円
助成金申請額					
振込先 金融機関	金融機関名	銀行			支店
	ふりがな 口座名義				
	口座番号	普通・当座			
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 働きやすい職場認証制度登録証書の写し 2. 運転者職場環境良好度認証制度 審査申込書の写し 3. 本申請にかかる本社・営業所一覧の写し 4. 審査・登録に係る領収証の写し又は支払いを証する書類 				

※1 認証取得の種類は、「新規認証取得」、「同位認証継続」のいずれかを入力

※2 今回の認証取得(新規・継続)

手続き後の認証段階(「一つ星」、「二つ星」、「三つ星」)を入力

働きやすい職場認証制度助成金内訳書

令和 年 月 日

事業者名

整理 番号	事業者名	支店・営業所名	法人番号	認証取得の種類 (プルダウン)	認証取得手続き後の 認証段階(プルダウン)	取得負担費用(円) (消費税除く)	助成額(円)		申請日
							全ト協	地方ト協	
								0	
合 計									

